

第7 参考資料

- 1 令和3年度地方税法及び県税条例の改正等
- 2 県民の税負担状況
- 3 令和3年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）
- 4 税務行政の所管区域
- 5 局・支庁所在地及び管轄区域
- 6 県税制の変遷
- 7 税務事務の電算化
- 8 県税の税率等の推移



1 令和3年度地方税法及び県税条例の改正等

地方税法の改正

【地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号，令和3年3月31日公布）】

< I : 総括的事項 >

現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとした。

< II : 地方税法に関する事項 >

1 道府県民税

- (1) 所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額又は予納税額がある一定の場合において所得税に係る一定の申告書の提出があったときは、賦課決定の期間制限の特例として、当該提出があった日の翌日から起算して2年間賦課決定を行うことができることとするものとした。
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に経由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講ずることとした。
- (3) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額（一定の金額を限度とする。）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととするものとした。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとした。
- (5) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとした。
- (6) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する等の措置を講ずることとした。
- (7) 個人の市町村民税の均等割の税率の軽減並びに個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものとした。
- (8) 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の通知について、特定特別徴収義務者の申出がある場合には、当該通知に代えて電磁的方法により通知事項を提供しなければならない

ないこととし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととする等の措置を講ずることとした。

- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めた上、その適用期限を令和5年3月31日までとすることとした。
- (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。
- (12) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。

2 事業税

- (1) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。
- (2) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めた上、その適用期限を令和5年3月31日までとすることとした。
 - ア 新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が100分の2以上である場合に特例措置を講ずること。
 - イ 控除額について、控除対象新規雇用者給与等支給額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。
- (3) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。
- (4) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課するものとする事とした。
- (5) 電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすることとした。
 - ア 資本金1億円超の普通法人
 - (㍑) 収入割100分の0.75
 - (㍒) 付加価値割100分の0.37
 - (㍓) 資本割100分の0.15

イ 資本金1億円以下の普通法人等

(ア) 収入割100分の0.75

(イ) 所得割100分の1.85

(6) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業（以下「配電事業」という。）及び特定卸供給事業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすることとした。

ア 配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(イ) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

イ 特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(イ) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(7) (4)から(6)までに伴う所要の措置を講ずることとした。

(8) 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、ガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者で一定の要件に該当するものが分社化した後の当該分社化に係る一定のガス事業者の間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。

3 不動産取得税

(1) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、

- マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置について、対象を特定要除却認定マンション又はその敷地とすることとした。
- (4) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象に福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地を追加した上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (5) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が取得する帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、対象を帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地とすることとした。
- (6) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- ウ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- エ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- オ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- カ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- ク 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- ケ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- コ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- サ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
- シ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。
- ス 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新

築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。

セ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。

ソ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限り。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。

タ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

チ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。

ツ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。

テ 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限り。）等が、当該農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。

ト 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること。

4 軽油引取税

(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。

ア 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

イ 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

ウ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

エ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

オ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

- (2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。
- (3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。

5 自動車税

- (1) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、次のとおり対象を見直すこととした。

ア 電気自動車

イ 次に掲げる天然ガス自動車

- (ア) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの
- (イ) 平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

- (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの

- (以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- c エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
- (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a (イ)a(a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (イ)a(a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (イ)a(a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (ニ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (イ)a(a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ホ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ヘ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (イ)a(a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- オ 次に掲げる石油ガス自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く。)
- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下

「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a (ア)a(a)又は(b)に該当すること。

b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く。)

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a (ア)aに該当すること。

b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ウ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

(b) 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(オ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a (イ) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (カ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。
 - (b) 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした。
- ア 次に掲げるガソリン自動車（(1)の適用を受けるものを除く。） 100分の1
- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a (1)エ(イ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a (1)エ(イ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (1)エ(イ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ニ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (1)エ(イ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ホ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a (1)エ(イ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ヘ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a (1)エ(カ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- イ 次に掲げる石油ガス自動車 ((1)の適用を受けるものを除く。) 100分の1
- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)オ(ケ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)オ(ケ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 次に掲げる軽油自動車 ((1)の適用を受けるものを除く。) 100分の1
- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ケ) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ケ) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (ウ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ケ) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (エ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(キ) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
 - (オ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 次に掲げるガソリン自動車 ((1)及びアの適用を受けるものを除く。) 100分の2

- (ク) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)エ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (イ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)エ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)エ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)エ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- オ 次に掲げる石油ガス自動車 ((1)及びイの適用を受けるものを除き、乗用車に限る。) 100分の2
 - (ク) (1)オ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- カ 次に掲げる軽油自動車 ((1)及びウの適用を受けるものを除く。) 100分の2
 - (ク) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ク) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ク) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(ク) a に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数

値以上であること。

- (㉞) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a (1)カ(㉜) a (a)又は(b)に該当すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- キ (1)及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の課税標準の非課税措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (4) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとした。
- (5) 軽油自動車のうち、(1)カ(㉜) a に該当する乗用車については、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。
- (6) (2)ウ(㉜)及び(イ)並びにカ(㉜)に掲げる軽油自動車については、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点又は終点とするものに係る控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。
- (10) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。(11)において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに済んだときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (11) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和3年10月31日まで延長することとした。
 - ア 車両総重量が5トン以下の一定の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）
 - イ 車両総重量が5トンを超え12トン以下の一定のバス等
 - ウ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下の一定のトラック
 - エ 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック
- (12) 車両総重量が8トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）のうち、側方衝突警

報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (13) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

a 電気自動車

b 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

c プラグインハイブリッド自動車

d 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

e 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

f 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(イ) 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（(1)の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

a 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

b 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

c 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの

初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (イ) 軽油自動車その他の(ウ)に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

6 その他

- (1) Ⅲに伴い、地方団体の長は、指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講ずることとした。
- (2) 自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合における地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存並びに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、道府県知事の承認を不要とすることとした。
- (3) 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該卸売販売業者等が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができることとする事とした。
- (4) 次の地方税関係書類に記載されている事項を一定の装置により電磁的記録に記録する場合には、一定の方法により、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該地方税関係書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずることとした。
- ア 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合におけるその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類
- イ 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類
- ウ 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類
- エ 自動車用炭化水素油譲渡証の写し
- オ 軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類
- (5) 地方税関係書類の徴収及び提出について、次の措置を講ずることとした。
- ア (4)ア及びイの地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該地方税関係書類の徴収に代えることができることとする事。
- イ (4)オの地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもって当該地方税関係書類の提出に代えることができることとする事。
- ウ (4)ア、イ又はオの地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の方法により、当該電磁的記録を保存しなければならないこととする事。
- (6) (4)により保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録又は(5)ア若しくはイにより提供が行われた地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）に基づいて期限後申告等があった場合における重加算金の額は、通常重加算金の額に、その金額の計算の基礎となるべき金額（当該事項に係る金額に限る。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。

<Ⅲ：地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）に関する事項>

通算法人の過年度の外国税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に外国税額控除額として記載された金額を超える一定の場合又は下回る一定の場合には、その差額に相当する金額を進行年度の道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額から控除し、又は道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額に加算する等所要の措置を講ずることとした。

<Ⅳ：地方自治法に関する事項>

歳入等を納付しようとする者は、一定の場合には、指定納付受託者にその納付の委託をすることができることとし、当該指定納付受託者が当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすこととするほか、指定納付受託者の指定、取消しその他所要の措置を講ずることとした。

県税条例の改正等

1 鹿児島県税条例等の一部改正〔令和3年3月31日条例第25号〕

令和3年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴い、早急に所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分により改正を行った。

【改正の内容】

(1) 自動車税

ア 環境性能割の税率区分の見直し

新たな2030年度燃費基準による税率区分の見直し

イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的措置について、適用期限を9か月延長

令和3年3月31日 → 令和3年12月31日

ウ 種別割のグリーン化特例の見直し

種別割のグリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年延長

令和3年3月31日 → 令和5年3月31日

(2) 個人県民税（住宅ローン控除関係）

住宅ローン控除の控除期間の特例（10年間→13年間）の適用期限を2年延長

令和15年度 → 令和17年度

(3) その他

文言の整理その他所要の改正

【施行期日】 令和3年4月1日

2 鹿児島県税条例の一部改正〔令和3年7月16日条例第28号〕

令和3年度税制改正に係る地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

(1) 令和3年度税制改正への対応

ア 所得税法の改正による地方税法の改正に伴う所要の改正

(ア) 個人の県民税に係る扶養親族申告書の提出が必要な公的年金等受給者の扶養親族の範囲について、所得税法の改正に合わせた改正を行った。

(イ) 退職所得の申告について所得税法の改正に合わせた改正を行った。

イ 租税特別措置法の改正による地方税法の改正に伴う所要の改正

株式等譲渡所得割を還付しなければならない場合について、租税特別措置法の改正に合わせた改正を行った。

ウ 配電事業及び特定卸供給事業の創設に伴う所要の改正

電気事業法の改正により、新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されたことに伴う改正を行った。

エ 電子帳簿等保存制度の見直しに伴う所要の改正

地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等について、道府県知事の承認制度が廃止されたことに伴う改正を行う。

オ 押印見直しに伴う所要の改正

- (2) その他
 文言の整理

- 【施行期日】 (1)ア(ア) 令和6年1月1日, (イ) 令和4年1月1日
 イ 令和4年1月1日
 ウ 令和4年4月1日
 エ 令和4年1月1日
 オ 公布の日
 (2) 令和4年4月1日

3 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部改正〔令和3年7月16日条例第29号〕

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

- ・ 対象業種の追加
- ・ 適用要件の追加，変更等

(下線部分が追加・変更)

対象業種	対象税目	適用要件
製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 <u>(※1)</u>	個人事業税 法人事業税	租税特別措置法第12条又は第45条の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が <u>500万円以上(※3)</u> のもの(以下「特別償却設備」という。)の <u>取得等(※4)</u>
	不動産取得税	特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得
	固定資産税	特別償却設備である償却資産
個人で行う 畜産業 水産業 <u>(※2)</u>	個人事業税	自家労力の延べ労働日数が3分の1を超え、かつ2分の1以下

※1 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められている必要がある。情報サービス業等は新たに追加

※2 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内である必要がある。

※3 改正前は2,700万円超

※4 取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)。資本金等5千万円超の法人は新增設のみ。

【施行期日】 公布の日

4 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正 〔令和3年7月16日条例第30号〕

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

租税特別措置法の一部改正により生じた号ずれに伴う改正

【施行期日】 公布の日

5 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例 の一部改正〔令和3年7月16日条例第31号〕

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正により、地方公共団体が不動産取得税又は固定資産税の課税免除（又は不均一課税）をした場合における減収補填の対象となる施設の設置期限が設定されたことに伴う改正

〈現 行〉 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の
同意の日から起算して5年内

〈改正後〉 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の
同意の日から令和5年3月31日まで

【施行期日】 公布の日

6 鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部改正〔令 和4年3月25日条例第9号〕

地方自治法及び地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

- (1) 地方自治法の改正により指定納付受託者制度が創設されたことに伴う規定の整備
(鹿児島県税条例)
- (2) 国税における連結納税制度の見直しに伴う地方税法の改正に合わせた規定の整備
(鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例)
- (3) その他所要の改正
(鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例)

【施行期日】 (1)及び(2) 令和4年4月1日
(3) 公布の日

2 県民の税負担状況

(1) 令和3年度県税の負担状況

局・支庁	区分	職員数 (A)	管内人口 (B)	管内世帯数 (C)	県税収入額 (D)	税外収入額 (E)	(D)+(E) (F)
		人	人	世帯	千円	千円	千円
県	計	142	1,576,074	729,695	160,328,591	128,331	160,456,922
鹿児島		45	666,793	313,396	102,233,947	46,588	102,280,535
鹿児島自動車税課		8	(1,576,074)	(729,695)	18,605,944	21,980	18,627,924
南薩		9	122,802	55,599	4,043,973	6,023	4,049,996
北薩		14	191,609	85,568	11,408,384	9,816	11,418,200
姶良・伊佐		11	232,392	105,267	9,916,326	14,541	9,930,867
大隅		15	220,650	102,007	9,452,948	23,356	9,476,304
大隅県税課曾於市駐在		3	—	—	—	—	—
熊毛		7	38,895	19,061	1,340,622	1,494	1,342,116
大島		11	102,933	48,797	3,326,449	4,534	3,330,983
税務課		19	—	—	—	—	—

- (注) 1 職員数は、令和4年3月31日現在、人口及び世帯数は、令和3年10月1日現在の人口による。
2 端数処理のため、計と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 県民の税負担の推移

年度	区分	職員数 (A)	県内人口 (B)	県内世帯数 (C)	県税 (D)	国税 (E)	市町村税 (F)	計 (D)+(E)+(F)=(G)
		人	人	世帯	千円	千円	千円	千円
16		260	1,768,732	738,825	124,444,519	285,154,000	168,659,171	578,257,690
17		260	1,753,144	724,823	128,951,792	290,351,000	174,899,509	594,202,301
18		256	1,743,021	730,086	134,248,535	298,475,000	177,097,690	609,821,225
19		230	1,731,639	732,828	151,023,548	281,791,000	191,094,991	623,909,539
20		230	1,719,832	735,826	143,073,024	259,927,000	191,720,182	594,720,206
21		232	1,711,089	739,182	125,835,563	247,657,000	184,606,847	558,099,410
22		226	1,706,428	729,330	122,772,701	249,775,000	185,767,255	558,314,956
23		227	1,698,659	733,125	118,792,131	250,965,000	188,165,206	557,922,337
24		233	1,689,511	735,299	122,428,678	254,508,000	186,077,846	563,014,524
25		190	1,680,319	737,391	125,392,215	259,142,000	189,170,216	573,704,431
26		186	1,668,273	738,778	127,497,617	281,398,376	191,351,981	600,247,974
27		172	1,679,502	805,329	143,745,616	315,166,559	190,883,498	653,322,175
28		173	1,637,073	725,987	147,272,118	309,856,204	195,336,642	652,464,964
29		173	1,624,801	726,924	149,127,229	314,878,567	198,432,548	662,438,344
30		170	1,612,800	728,126	149,484,436	308,078,568	199,283,002	656,846,006
元		163	1,599,984	728,981	148,114,101	308,351,681	202,049,067	658,514,849
2		149	1,589,206	727,135	148,438,053	325,246,599	200,504,796	674,189,448
3		142	1,576,074	729,695	160,328,591	345,036,588	203,828,718	709,193,897

- (注) 1 県内人口及び県内世帯数は各年10月1日現在の推計人口による。
2 県税、国税及び市町村税は、現年分・繰越分の合計で年度内に納められたものである。
国税については、熊本国税局、市町村税については、市町村の決算統計による。
3 県民所得の数値は、93SNAに準拠した推計値である。

職員1人当たり			人口1人当たり			1世帯当たり		
(D)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)	(D)/(B)	(E)/(B)	(F)/(B)	(D)/(C)	(E)/(C)	(F)/(C)
千円	千円	千円	円	円	円	円	円	円
1,129,075	904	1,129,978	101,727	81	101,808	219,720	176	219,896
2,271,865	1,035	2,272,901	153,322	70	153,392	326,213	149	326,362
2,325,743	2,748	2,328,491	11,805	14	11,819	25,498	30	25,528
449,330	669	450,000	32,931	49	32,980	72,735	108	72,843
814,885	701	815,586	59,540	51	59,591	133,325	115	133,440
901,484	1,322	902,806	42,671	63	42,733	94,202	138	94,340
630,197	1,557	631,754	42,841	106	42,947	92,670	229	92,899
—	—	—	—	—	—	—	—	—
191,517	213	191,731	34,468	38	34,506	70,333	78	70,412
302,404	412	302,817	32,317	44	32,361	68,169	93	68,262
—	—	—	—	—	—	—	—	—

県税の1人当たり税額収入 (D)/(A)	県民1人当たりの負担額		1世帯当たりの負担額		県民所得 (H)	県民所得に対する負担状況	
	(D)/(B)	(G)/(B)	(D)/(C)	(G)/(C)		(D)/(H)	(G)/(H)
千円	円	円	円	円	百万円	%	%
478,633	70,358	326,933	168,436	782,672	3,909,300	3.18	14.79
495,968	73,555	338,935	177,908	819,790	3,963,568	3.25	14.99
524,408	77,021	349,865	183,880	835,273	3,979,294	3.37	15.32
656,624	87,214	360,300	206,083	851,372	4,071,882	3.71	15.32
622,057	83,190	345,801	194,439	808,235	3,868,898	3.70	15.37
542,395	73,541	326,166	170,236	755,023	3,768,592	3.34	14.81
543,242	71,947	327,183	168,336	765,518	—	—	—
524,469	69,933	328,449	162,035	761,019	—	—	—
525,445	72,464	333,241	166,502	765,695	—	—	—
659,959	74,624	341,426	170,048	778,019	—	—	—
685,471	76,425	359,802	172,579	812,488	—	—	—
856,233	87,688	388,998	182,872	811,249	—	—	—
862,007	91,782	407,704	205,148	911,290	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
908,675	92,572	411,576	203,180	903,336	—	—	—
996,229	93,404	424,230	204,141	927,186	—	—	—
1,129,075	101,727	449,975	219,720	971,905	—	—	—

3 令和3年度都道府県税決算見込額

合計

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)								
	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計						
北海道	618,034,628	9,587,203	627,621,831	594,207,419	8,170,433	602,377,852	104.0	117.3	104.2	613,742,560	5,084,282	618,826,842	588,261,375	3,330,396	591,591,771	104.3	152.7	104.6	99.3	53.0	98.6	99.0	40.8	98.2
青森県	152,266,203	1,666,225	153,932,428	146,530,042	1,661,430	148,191,472	103.9	100.3	103.9	151,840,450	595,394	152,435,844	145,683,111	508,086	146,191,197	104.2	117.2	104.3	99.7	35.7	99.0	99.4	30.6	98.7
岩手県	133,889,175	1,779,776	135,668,951	128,600,681	1,570,144	130,170,825	104.1	113.4	104.2	133,265,865	981,962	134,247,827	127,218,959	747,716	127,966,675	104.8	131.3	104.9	99.5	55.2	99.0	98.9	47.6	98.3
宮城県	309,331,315	3,336,157	312,667,472	293,894,524	3,124,286	297,018,810	105.3	106.8	105.3	308,395,300	1,390,442	309,785,742	291,783,113	1,103,027	292,886,140	105.7	126.1	105.8	99.7	41.7	99.1	99.3	35.3	98.6
秋田県	99,509,991	1,076,307	100,586,298	92,321,641	1,005,291	93,326,932	107.8	105.8	107.8	99,245,952	387,828	99,633,779	91,650,327	267,114	91,917,441	108.3	145.2	108.4	99.7	36.0	99.1	99.2	26.6	98.5
山形県	116,798,630	1,355,686	118,154,316	110,841,164	1,188,819	112,029,983	105.4	114.0	105.5	116,516,072	556,678	117,077,757	109,997,385	341,587	110,338,972	105.9	163.0	106.1	99.8	41.1	99.1	99.2	28.7	98.5
福島県	245,949,583	4,111,343	250,060,926	240,388,516	4,202,013	244,590,529	102.3	97.8	102.2	245,078,997	1,316,810	246,395,807	238,606,336	1,196,334	239,802,670	102.7	110.1	102.7	99.6	32.0	98.5	99.3	28.5	98.0
茨城県	397,050,564	4,633,726	401,684,290	382,339,093	4,304,166	386,643,259	103.8	107.7	103.9	395,406,625	1,882,127	397,288,752	379,665,349	1,612,432	381,277,781	104.1	116.7	104.2	99.6	40.6	98.9	99.3	37.5	98.6
栃木県	254,796,621	3,273,726	258,070,347	245,533,612	2,885,981	248,419,593	104.6	113.4	104.7	253,867,729	1,515,935	255,383,664	241,647,626	805,347	244,551,486	105.1	167.7	105.3	99.6	46.3	99.0	99.2	31.3	98.4
群馬県	261,647,330	3,063,306	264,710,636	245,431,387	2,895,981	248,329,256	103.4	103.3	104.1	805,806,133	5,388,756	811,194,889	771,355,345	4,476,337	775,831,682	104.5	120.4	104.6	99.5	48.0	98.8	99.2	41.2	98.4
千葉県	1,137,989,638	16,823,298	1,154,812,936	1,023,721,788	1,038,206,426	1,032,928,214	111.2	116.1	111.2	1,133,951,588	8,212,867	1,142,164,455	1,042,233,187	4,845,730	1,039,078,917	111.8	169.5	112.1	99.6	48.8	98.9	99.1	33.5	98.2
東京都	4,794,247,509	49,661,951	4,843,909,460	4,261,290,080	34,072,932	4,295,363,012	112.5	145.8	112.8	4,777,939,820	29,986,550	4,807,926,370	4,223,813,161	15,962,832	4,239,775,993	113.1	187.9	113.4	99.7	60.4	99.3	99.1	46.8	98.7
神奈川県	1,207,539,514	14,985,847	1,222,525,361	1,168,085,044	12,366,473	1,180,451,528	103.4	121.2	103.6	1,201,802,760	8,251,031	1,210,053,791	1,158,450,731	5,399,269	1,163,850,001	103.7	152.8	104.0	99.5	55.1	99.0	99.2	43.7	98.6
新潟県	272,323,377	2,225,733	274,549,110	259,023,160	1,995,724	261,018,884	105.1	111.5	105.2	271,809,369	932,691	272,742,060	257,565,254	5,799,892	258,145,146	105.5	160.8	105.7	99.8	41.9	99.3	99.4	29.1	98.9
富山県	154,069,470	2,766,082	156,835,552	148,764,644	2,194,574	150,959,218	103.6	126.0	103.9	153,248,384	1,513,991	154,762,375	147,154,522	873,261	148,027,783	104.1	173.4	104.5	99.5	54.7	98.7	98.9	39.8	98.1
石川県	158,611,007	2,879,159	161,490,166	152,837,388	2,077,290	154,914,678	103.8	138.6	104.2	158,004,940	1,519,452	159,524,392	151,183,575	650,344	151,833,919	104.5	233.6	105.1	99.6	52.8	98.8	98.9	31.3	98.0
福井県	128,795,698	1,262,003	130,057,701	116,603,743	1,109,114	117,712,857	110.5	113.8	110.5	128,478,385	543,415	129,021,800	115,925,448	361,785	116,287,233	110.8	150.2	111.0	99.8	43.1	99.2	99.4	32.6	98.8
山梨県	97,151,836	1,280,269	98,432,072	92,795,427	1,009,957	93,805,381	104.7	126.8	104.9	96,898,897	694,897	97,593,794	91,818,078	883,595	92,201,673	105.5	181.2	105.8	99.7	54.3	99.1	98.9	38.0	98.3
長野県	243,132,303	2,758,389	245,890,725	230,387,076	2,135,956	232,523,032	105.5	129.1	105.4	242,512,892	1,640,455	244,153,345	227,902,250	376,362	228,778,612	106.4	187.2	106.7	99.7	59.5	99.3	98.9	41.0	98.4
岐阜県	257,366,176	5,793,236	263,159,412	245,779,713	3,729,848	249,509,561	104.7	155.3	105.5	255,887,157	3,336,840	259,223,997	241,150,043	1,250,758	242,400,801	106.1	266.8	106.9	99.4	57.6	98.5	98.1	33.5	97.2
静岡県	484,152,817	7,653,126	491,805,943	462,256,268	5,043,469	467,299,737	104.7	151.7	105.2	482,691,977	4,739,465	487,431,442	455,238,596	1,613,097	456,851,693	106.0	293.8	106.7	99.7	61.9	99.1	98.5	32.0	97.8
愛知県	1,193,047,630	16,980,546	1,210,028,176	1,161,409,348	12,952,448	1,174,361,796	102.7	131.1	103.0	1,189,137,129	9,193,599	1,198,330,728	1,150,283,281	4,981,646	1,155,264,927	103.4	184.5	103.7	99.7	54.1	99.0	99.0	38.5	98.4
三重県	265,666,382	4,170,777	270,837,163	253,902,015	3,087,347	256,989,362	105.0	135.1	105.4	265,573,098	2,364,819	267,937,913	250,479,104	1,208,108	251,687,212	106.0	195.7	106.5	99.6	56.7	98.9	98.7	39.1	97.9
滋賀県	175,938,112	1,630,531	177,568,643	167,146,442	2,949,170	170,096,645	105.3	130.2	105.4	174,696,001	2,049,175	176,745,180	164,328,003	1,123,068	165,451,071	106.3	182.5	106.8	99.6	53.4	98.3	98.3	38.1	97.9
京都府	289,214,123	5,408,880	294,623,003	265,458,448	3,507,589	268,965,037	108.9	154.2	109.5	288,130,302	3,298,909	291,429,211	261,996,034	1,523,486	263,519,520	110.0	216.5	110.6	99.6	61.0	98.9	98.7	43.4	98.0
大阪府	1,596,663,198	17,869,587	1,614,532,785	1,482,090,962	12,644,165	1,494,735,127	107.7	141.3	108.0	1,593,881,185	9,209,542	1,603,090,727	1,472,081,187	4,442,763	1,476,523,950	108.3	207.3	108.6	99.8	51.5	99.3	99.3	35.1	98.8
兵庫県	775,136,201	9,310,280	784,446,481	710,917,240	8,662,444	719,579,684	109.0	107.5	109.0	772,970,652	3,894,443	776,865,095	706,377,071	2,829,983	709,207,054	109.4	137.6	109.5	99.7	41.8	99.0	99.4	32.7	98.6
奈良県	127,016,668	2,263,252	129,279,920	121,677,547	2,134,766	123,812,313	104.4	106.0	104.4	126,460,768	803,573	127,264,341	120,546,688	627,110	121,173,798	104.9	128.1	105.0	99.6	35.5	98.4	99.1	29.4	97.9
和歌山県	99,123,453	1,212,453	100,335,906	95,135,983	956,831	96,092,814	104.2	126.7	104.4	98,849,041	589,671	99,438,712	94,377,189	294,786	94,671,975	104.7	200.0	105.0	99.7	48.6	99.1	99.2	30.8	98.5
鳥取県	56,801,105	669,012	57,470,117	53,918,898	464,129	54,383,027	105.3	144.1	105.7	56,689,806	353,281	57,043,087	53,430,166	150,461	53,580,627	106.1	234.8	106.5	99.8	52.8	99.3	99.1	32.4	98.5
島根県	73,276,567	650,328	73,926,895	70,196,257	496,894	70,693,151	104.4	130.9	104.6	73,088,416	382,445	73,470,861	69,700,840	208,529	69,909,369	104.9	183.4	105.1	99.7	58.8	99.4	99.3	42.0	98.9
岡山県	250,445,482	2,994,167	253,439,649	232,105,822	2,371,758	234,477,580	107.9	126.2	108.1	249,495,224	1,686,803	251,182,127	230,100,059	1,005,515	231,105,574	108.4	167.8	108.7	99.6	56.3	99.1	99.1	42.4	98.6
広島県	336,844,202	5,182,746	342,026,948	329,275,692	4,353,886	333,629,578	102.3	119.0	102.5	335,005,228	2,494,160	337,499,388	326,097,135	1,555,043	327,652,178	102.7	160.4	103.0	99.5	48.1	98.7	99.0	35.7	98.5
山口県	191,641,014	2,197,542	193,838,556	174,777,891	1,753,983	176,531,874	109.6	125.3	109.8	190,904,128	1,218,791	192,122,919	173,185,233	779,807	173,965,040	110.2	156.3	110.4	99.6	55.5	99.1	99.1	44.5	98.5
徳島県	82,872,041	813,871	83,685,912	77,769,021	837,833	78,606,854	106.6	97.1	106.5	82,641,470	297,158	82,938,628	77,471,538	260,911	77,732,449	106.7	113.9	106.7	99.7	36.5	99.1	99.6	31.1	98.9
香川県	129,704,777	1,358,753	131,063,530	125,064,130	1,214,558	126,278,688	103.7																	

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県民税個人分

都道府県名	調査年度(2021年度)			調査年度(2020年度)			調査年度(2021年度)			調査年度(2020年度)			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計						
北海道	143,723,828	4,260,069	147,983,897	142,343,217	4,668,006	147,011,223	101.0	91.3	100.7	142,365,138	1,430,331	143,795,469	140,801,839	1,566,108	142,367,947	101.1	91.3	101.0	99.1	33.6	97.2	98.9	33.5	96.8
青森県	35,205,648	1,306,189	36,511,837	34,632,431	1,447,525	36,079,956	101.7	90.2	101.2	34,874,975	341,612	35,216,587	34,273,911	385,468	34,659,379	101.8	88.6	101.6	99.1	26.2	96.5	99.0	26.6	96.1
岩手県	37,371,065	933,199	38,304,264	37,422,586	1,043,848	38,466,434	99.9	89.4	99.6	37,085,391	294,205	37,379,596	37,097,943	371,754	37,469,697	100.0	79.1	99.8	99.2	31.5	97.6	99.1	35.6	97.4
宮城県	63,854,255	2,151,142	66,005,397	62,757,765	2,344,702	65,102,467	101.7	91.7	101.4	63,155,037	664,274	63,819,311	62,025,435	753,753	62,779,188	101.8	88.1	101.7	98.9	30.9	96.7	98.8	32.1	96.4
秋田県	26,959,319	732,392	27,691,706	26,791,673	839,714	27,631,388	100.6	87.2	100.2	26,733,608	177,884	26,911,492	26,598,783	238,679	26,837,461	100.5	74.5	100.3	99.2	24.3	97.2	99.3	28.4	97.1
山形県	33,248,709	908,185	34,156,894	33,228,550	1,004,630	34,233,180	100.1	90.4	99.8	33,013,874	202,126	33,216,000	32,992,889	262,827	33,255,716	100.1	76.9	99.9	99.3	22.3	97.2	99.3	26.2	97.1
福島県	63,209,762	2,384,263	65,594,025	62,839,552	2,661,226	65,500,778	100.6	89.6	100.1	62,585,123	629,251	63,214,374	62,177,388	754,704	62,932,092	100.7	83.4	100.4	99.0	26.4	96.4	98.9	28.4	96.1
茨城県	115,624,182	3,060,787	118,684,969	113,860,692	3,204,078	117,064,770	101.5	95.5	101.4	114,383,481	1,070,282	115,453,763	112,549,408	1,185,780	113,735,188	101.6	90.3	101.5	98.9	35.0	97.3	98.8	37.0	97.2
栃木県	76,874,517	2,398,700	79,273,217	75,990,721	2,634,183	78,624,904	101.2	91.1	100.8	76,092,169	791,048	76,883,217	75,092,163	810,208	75,902,371	101.3	97.6	101.3	99.0	33.0	97.0	98.8	30.8	96.5
群馬県	24,247,150	2,199,627	26,446,777	23,569,536	2,546,337	26,115,873	100.9	86.4	100.4	23,675,072	617,409	24,292,481	23,865,858	710,147	23,576,005	101.1	86.9	101.0	99.2	28.1	97.2	99.0	27.9	96.7
埼玉県	302,142,385	8,406,738	310,549,123	297,233,289	9,340,286	306,573,575	101.7	90.0	101.3	299,063,444	3,207,035	302,270,479	293,679,848	3,582,574	297,262,422	101.8	89.5	101.7	99.0	38.1	97.3	98.8	38.4	97.0
千葉県	277,594,664	10,583,780	288,178,444	272,631,137	11,670,787	284,301,924	101.8	90.7	101.4	274,401,949	3,464,214	277,866,163	269,048,455	3,443,441	272,491,896	102.0	100.6	102.0	98.8	32.7	96.4	98.7	29.5	95.8
東京都	1,021,986,721	21,504,913	1,043,491,634	991,735,440	23,290,888	1,015,026,328	103.1	92.3	102.8	1,011,822,864	10,464,751	1,022,287,615	979,520,965	11,724,934	991,245,899	103.3	89.3	103.1	99.0	48.7	98.0	98.8	50.3	97.7
神奈川県	356,791,644	7,920,129	364,711,773	344,093,962	8,220,822	352,314,784	103.7	96.3	103.5	353,431,062	3,009,842	356,440,904	340,522,552	3,045,328	343,567,881	103.8	98.8	103.7	99.1	38.0	97.7	99.0	37.0	97.5
新潟県	60,254,499	1,511,741	61,766,240	59,441,688	1,696,641	61,138,329	101.4	89.1	101.0	59,887,752	421,903	60,309,655	59,023,637	472,803	59,496,440	101.5	89.2	101.4	99.4	27.9	97.6	99.3	27.9	97.3
富山県	40,883,348	1,492,359	42,375,707	40,594,336	1,569,401	42,163,737	100.7	95.1	100.5	40,544,493	397,837	40,942,330	40,193,181	411,457	40,604,638	100.9	96.7	100.9	99.2	26.7	96.6	99.0	26.2	96.3
石川県	44,325,427	1,397,310	45,722,737	43,981,914	1,488,848	45,470,762	100.8	93.9	100.6	43,958,607	391,967	44,350,574	43,523,522	418,067	43,941,589	101.0	93.8	100.9	99.2	28.1	97.0	99.0	28.1	96.6
福井県	31,400,174	811,459	32,211,633	29,787,954	902,733	30,690,687	105.4	89.9	105.0	31,192,745	265,160	31,457,905	29,534,509	300,840	29,835,349	105.6	88.1	105.4	99.3	32.7	97.7	99.1	33.3	97.2
山梨県	30,526,511	675,765	31,202,276	30,258,734	806,186	31,064,921	100.9	83.8	100.4	30,346,476	244,838	30,591,314	30,032,100	302,047	30,334,147	101.0	81.1	100.8	99.4	36.2	98.0	99.3	37.5	97.6
長野県	74,942,844	1,373,514	76,316,358	74,352,052	1,585,262	75,937,314	100.8	86.6	100.5	74,495,866	495,070	74,990,936	73,824,634	582,437	74,407,071	100.9	85.0	100.8	99.4	36.0	98.3	99.3	36.7	98.0
岐阜県	77,223,324	2,820,607	80,043,931	77,053,436	2,778,780	79,832,216	100.2	101.5	100.3	76,430,512	844,638	77,275,150	76,109,368	831,501	76,940,869	100.4	101.6	100.4	99.0	29.9	96.5	98.8	29.9	96.4
静岡県	125,348,976	3,705,980	129,054,958	123,087,889	4,204,038	127,291,921	101.8	88.2	101.4	124,278,229	1,231,421	125,509,650	121,853,037	1,371,278	123,224,315	102.0	89.8	101.9	99.1	33.2	97.3	99.0	32.6	96.8
愛知県	321,337,307	9,004,670	330,341,976	318,717,555	9,321,532	328,036,087	100.8	96.6	100.7	318,807,949	2,568,691	321,376,640	315,624,430	2,631,858	318,256,288	101.0	97.6	101.0	99.2	28.5	97.3	99.0	28.2	97.0
三重県	73,161,206	2,325,687	75,486,893	72,246,594	2,548,519	74,795,113	101.3	91.3	100.9	72,483,746	802,479	73,286,225	71,413,112	942,657	72,355,769	101.5	85.1	101.3	99.1	34.5	97.1	98.8	37.0	96.7
滋賀県	57,403,046	1,771,704	59,174,750	56,730,867	1,865,116	58,595,983	101.2	95.0	101.0	56,926,148	510,864	57,437,012	56,149,827	549,574	56,699,401	101.4	93.0	101.3	99.2	28.8	97.1	99.0	29.5	96.8
京都府	79,540,912	1,394,521	80,935,433	77,316,389	1,427,551	78,743,940	102.9	96.4	102.8	78,591,407	872,602	79,464,009	76,311,953	868,618	77,180,571	103.0	100.5	103.0	98.8	62.6	98.2	98.7	60.8	98.0
大阪府	313,052,399	7,386,157	320,438,556	304,266,970	7,658,070	311,925,053	102.9	96.2	102.7	310,409,002	3,091,861	313,500,863	300,874,946	2,990,760	303,865,706	103.2	103.4	103.2	99.2	41.9	97.8	98.9	39.1	97.4
兵庫県	216,867,749	6,390,621	223,258,370	211,139,695	6,980,935	218,120,630	102.7	92.7	102.4	215,391,453	1,948,300	217,339,574	209,237,905	1,978,199	211,161,044	102.9	98.5	102.9	99.3	30.5	97.3	99.1	28.7	96.9
奈良県	55,750,666	1,347,692	57,098,358	53,935,383	1,467,647	55,403,030	103.4	91.8	103.1	55,440,578	388,289	55,828,867	53,572,198	411,069	53,983,267	103.5	94.5	103.4	99.4	28.8	97.8	99.3	28.0	97.4
和歌山県	31,903,912	689,775	32,593,687	30,936,152	759,886	31,696,038	103.1	90.8	102.8	31,679,860	209,434	31,889,294	30,706,804	252,356	30,959,160	103.2	83.0	103.0	99.3	30.4	97.8	99.3	33.2	97.7
鳥取県	17,229,969	330,644	17,560,613	16,874,818	342,064	17,216,882	102.1	96.7	102.0	17,134,021	99,173	17,233,194	16,767,042	105,974	16,873,016	102.2	93.6	102.1	99.4	30.0	98.1	99.4	31.0	98.0
島根県	21,317,112	304,210	21,621,322	21,124,774	341,927	21,466,701	100.9	89.0	100.7	21,212,513	112,316	21,324,829	21,002,956	130,557	21,133,513	101.0	86.0	100.9	99.5	36.9	98.6	99.4	38.2	98.4
岡山県	56,361,122	1,451,401	57,812,523	54,780,886	1,649,786	56,430,672	102.9	88.0	102.4	55,897,535	455,483	56,353,018	54,313,072	571,429	54,884,501	102.9	79.7	102.7	99.2	31.4	97.5	99.1	34.6	97.3
広島県	89,085,614	2,736,697	91,822,311	87,959,504	2,956,765	90,916,269	101.3	92.6	101.0	88,411,574	733,643	89,145,217	87,200,568	785,723	87,986,291	101.4	93.4	101.3	99.2	26.8	97.1	99.1	26.6	96.8
山口県	47,674,506	1,231,677	48,906,183	47,006,096	1,377,134	48,383,230	101.4	89.4	101.1	47,303,777	377,773	47,681,550	46,591,743	471,091	47,062,834	101.5	80.2	101.3	99.2	30.7	97.5	99.1	34.2	97.3
徳島県	25,650,262	562,296	26,212,558	24,807,073	689,788	25,496,861	103.4	81.5	102.8	25,502,651	156,975	25,659,626	24,675,736	230,233	24,905,969	103.4	68.2	103.0	99.4	27.9	97.9	99.5	33.4	97.7
香川県	35,994,099	889,767	36,883,866	35,018,947	1,001,326	36,020,273	102.8	88.9	102.4	35,725,252	275,615	36,000,867	34,742,405	327,309	35,069,714	102.8	84							

(単位:千円、前年比・収入歩合:%)

都道府県民税個人分(均等割および所得割)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額(2020年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	136,091,360	4,260,069	140,351,429	137,380,873	4,668,006	142,048,879	99.1	91.3	98.8	134,732,670	1,430,331	136,163,001	135,839,495	1,566,108	137,405,603	99.2	91.3	99.1	99.0	33.6	97.0	98.9	33.5	96.7	
青森県	33,954,435	1,306,189	35,260,624	33,805,849	1,447,525	35,253,374	100.4	90.2	100.0	33,623,762	341,612	33,965,374	33,447,329	385,468	33,832,797	100.5	88.6	100.4	99.0	26.2	96.3	98.9	26.6	96.0	
岩手県	35,894,340	933,199	36,827,539	36,537,118	1,043,848	37,580,966	98.2	89.4	98.0	35,608,666	294,205	35,902,871	36,212,475	371,754	36,584,229	98.3	79.1	98.1	99.2	31.5	97.5	99.1	35.6	97.3	
宮城県	59,487,065	2,151,142	61,638,207	59,900,217	2,344,702	62,244,919	99.3	91.7	99.0	58,787,847	664,274	59,452,121	59,167,887	753,753	59,921,640	99.4	88.1	99.2	98.8	30.9	96.5	98.8	32.1	96.3	
秋田県	25,728,314	732,392	26,460,706	26,012,819	839,714	26,852,533	98.9	87.2	98.5	25,502,608	177,884	25,680,492	25,819,928	238,679	26,058,607	98.8	74.5	98.5	99.1	24.3	97.1	99.3	28.4	97.0	
山形県	31,630,551	908,185	32,538,736	32,133,361	1,004,630	33,137,991	98.4	90.4	98.2	31,395,716	202,126	31,597,842	31,897,900	262,827	32,160,527	98.4	76.9	98.3	99.3	22.3	97.1	99.3	26.2	97.1	
福島県	59,606,662	2,384,263	61,990,925	60,587,424	2,661,226	63,248,650	98.4	89.6	98.0	58,981,963	629,251	59,611,214	59,925,260	754,704	60,379,964	98.4	83.4	98.2	99.0	26.4	96.2	98.9	28.4	95.9	
茨城県	106,988,781	3,060,787	110,049,568	107,888,489	3,204,078	111,092,567	99.2	95.5	99.1	105,748,080	1,070,282	106,818,362	106,577,205	1,185,780	107,762,985	99.2	90.3	99.1	98.8	35.0	97.1	98.8	37.0	97.0	
栃木県	71,176,648	2,398,700	73,575,348	72,427,538	2,634,183	75,061,721	98.3	91.1	98.0	70,394,300	791,048	71,185,348	71,528,980	810,208	72,339,188	98.4	97.6	98.4	98.9	33.0	96.8	98.8	30.8	96.4	
群馬県	68,624,488	2,199,627	70,824,115	69,735,725	2,546,337	72,282,062	98.4	86.4	98.0	68,052,410	617,409	68,669,819	69,032,047	710,147	69,742,194	98.6	86.9	98.5	99.2	28.1	97.0	99.0	27.9	96.5	
埼玉県	275,752,374	8,406,738	284,159,112	280,119,548	9,340,286	289,459,834	98.4	90.0	98.2	272,673,311	3,207,035	275,866,071	276,566,071	3,582,574	280,148,645	98.6	89.5	98.5	98.9	38.1	97.1	98.7	38.4	96.8	
千葉県	251,200,870	10,583,780	261,784,650	254,896,301	11,670,787	266,567,088	98.6	90.7	98.2	248,008,155	3,464,214	251,472,369	251,313,619	3,443,441	254,757,060	98.7	100.6	98.7	98.7	32.7	96.1	98.6	29.5	95.6	
東京都	918,248,646	21,504,913	939,753,559	919,165,115	23,290,888	942,456,003	99.9	92.3	99.7	908,079,544	10,464,751	918,544,295	906,950,640	11,724,934	918,675,574	100.1	89.3	100.0	98.9	48.7	97.7	98.7	50.3	97.5	
神奈川県	309,854,352	7,920,129	317,774,481	313,422,086	8,220,822	321,642,909	98.9	96.3	98.8	306,493,608	3,009,842	309,503,450	309,850,677	3,045,328	312,896,005	98.9	98.8	98.9	98.9	38.0	97.4	98.9	37.0	97.3	
新潟県	54,780,669	1,511,741	56,292,410	55,859,373	1,696,641	57,556,014	98.1	89.1	97.8	54,413,922	421,903	54,835,825	55,441,322	472,803	55,914,125	98.1	89.2	98.1	99.3	27.9	97.4	99.3	27.9	97.1	
富山県	37,419,915	1,492,359	38,912,274	38,245,749	1,569,401	39,815,150	97.8	95.1	97.7	37,081,060	397,837	37,478,897	37,844,594	411,457	38,256,051	98.0	96.7	98.0	99.1	26.7	96.3	99.0	26.2	96.1	
石川県	41,221,265	1,397,310	42,618,575	41,918,824	1,488,848	43,407,672	98.3	93.9	98.2	40,854,445	391,967	41,246,412	41,460,432	418,067	41,878,499	98.5	93.8	98.5	99.1	28.1	96.8	98.9	28.1	96.5	
福井県	28,690,978	811,459	29,502,437	28,008,448	902,733	28,911,181	102.4	89.9	102.0	28,483,549	265,160	28,748,709	27,755,003	300,840	28,055,843	102.6	88.1	102.5	99.3	32.7	97.4	99.1	33.3	97.0	
山梨県	28,306,205	675,765	28,981,970	28,783,097	806,186	29,589,283	98.3	83.8	97.9	28,126,170	244,838	28,371,008	28,556,462	302,047	28,858,509	98.5	81.1	98.3	99.4	36.2	97.9	99.2	37.5	97.5	
長野県	69,778,476	1,373,514	71,151,990	70,616,334	1,585,262	72,201,596	98.8	86.6	98.5	69,331,498	495,070	69,826,568	70,088,916	582,437	70,671,353	98.9	85.0	98.8	99.4	36.0	98.1	99.3	36.7	97.9	
岐阜県	71,145,346	2,820,607	73,965,953	72,885,028	2,778,780	75,663,868	97.6	101.5	97.8	70,352,534	844,638	71,197,172	71,941,020	831,510	72,772,521	97.8	101.6	97.8	98.9	29.9	96.3	98.7	29.9	96.2	
静岡県	111,815,648	3,705,980	115,521,628	114,424,124	4,200,322	118,628,156	97.7	88.2	97.4	110,744,929	1,231,421	111,976,350	113,189,272	1,371,278	114,560,550	97.8	89.8	97.7	99.0	33.2	96.9	98.9	32.6	96.6	
愛知県	283,541,881	9,004,670	292,546,551	293,498,186	9,321,532	302,819,718	96.6	96.6	96.6	281,012,524	2,568,691	283,581,215	290,408,061	2,631,858	293,039,919	96.8	97.6	96.8	99.1	28.5	96.9	98.9	28.2	96.8	
三重県	66,171,167	2,325,687	68,496,854	67,671,281	2,548,519	70,219,800	97.8	91.3	97.5	65,493,707	802,479	66,296,186	66,837,799	942,657	67,780,456	98.0	85.1	97.8	99.0	34.5	96.8	98.8	37.0	96.5	
滋賀県	52,613,147	1,771,704	54,384,851	53,492,151	1,865,116	55,357,267	98.4	95.0	98.2	52,136,249	510,864	52,647,113	52,911,111	549,574	53,460,685	98.5	93.0	98.5	99.1	28.8	96.8	98.9	29.5	96.6	
京都府	67,867,662	1,394,521	69,262,183	69,103,292	1,427,551	70,530,843	98.2	97.7	98.2	66,918,157	872,602	67,790,759	68,098,856	868,618	68,967,474	98.3	100.5	98.3	100.5	98.3	62.6	97.9	98.5	60.8	97.8
大阪府	272,179,265	7,386,157	279,565,422	277,185,701	7,658,083	284,843,784	98.2	96.4	98.1	269,535,868	3,091,861	272,627,729	273,793,677	2,990,760	276,184,437	98.4	103.4	98.5	99.0	41.9	97.5	98.8	39.1	97.2	
兵庫県	47,792,165	1,347,692	49,139,857	48,459,599	1,467,647	49,927,246	98.6	91.8	98.4	47,482,207	388,289	47,870,366	48,096,414	411,069	48,507,483	98.3	94.5	98.7	99.4	28.8	97.4	99.3	28.0	97.2	
奈良県	28,391,063	689,775	29,080,838	28,720,423	759,886	29,480,309	98.9	90.8	98.6	28,167,022	209,434	28,376,456	28,491,075	252,356	28,743,431	98.9	83.0	98.7	99.2	30.4	97.6	99.2	33.2	97.5	
和歌山県	15,917,708	330,644	16,248,352	16,019,153	342,064	16,361,217	99.4	96.7	99.3	15,821,760	99,173	15,920,933	15,911,377	105,974	16,017,351	99.4	93.6	99.4	99.4	30.0	98.0	99.3	31.0	97.9	
鳥取県	20,102,022	304,210	20,406,232	20,300,081	341,927	20,642,008	99.0	89.0	98.9	19,997,125	112,316	20,109,441	20,178,263	130,557	20,308,820	99.1	86.0	99.0	99.5	36.9	98.5	99.4	38.2	98.4	
岡山県	49,874,009	1,451,401	51,325,410	50,626,842	1,649,786	52,276,628	98.5	88.0	98.2	49,410,422	455,483	49,865,905	50,159,028	571,429	50,730,457	98.8	79.7	98.3	99.1	31.4	97.2	99.1	34.6	97.0	
広島県	80,160,964	2,736,697	82,897,661	82,169,000	2,956,765	85,125,765	97.6	92.6	97.4	79,486,924	733,643	80,220,567	81,410,064	785,723	82,195,787	97.6	93.4	97.6	99.2	26.8	96.8	99.1	26.6	96.6	
山口県	44,023,047	1,231,677	45,254,724	44,610,758	1,377,134	45,987,892	98.7	89.4	98.4	43,652,318	377,773	44,030,091	44,196,405	471,091	44,667,496	98.8	80.2	98.6	99.2	30.7	97.3	99.1	34.2	97.1	
徳島県	22,323,378	562,296	22,885,674	22,510,034	689,788	23,199,822	99.2	81.5	98.6	22,175,767	156,975	22,332,742	22,378,697	230,233	22,608,930	99.1	68.2	98.8	99.3	27.9	97.6	99.4	33.4	97.5	
香川県	32,285,753	888,655	33,174,408	32,569,716	1,001,326	33,571,042	99.1	88.7	98.8	32,016,906	274,503	32,291,409	32,294,286	327,309	32,621,595	99.1	83.9	99.0	99.2	30.9	97.3	99.2	32.7	97.2	
愛媛県	40,546,710	594,420	41,141,130	40,875,221	701,351	41,576,572	99.2	84.8	99.0	40,294,829	255,296	40,550,125	40,605,659	310,417	40,916,076	99.2	82.2	99.1	99.4	42.9	98.6	99.3	44.3</		

都道府県民税個人分(配当割)

(単位:千円、前年比・収入歩合:%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額(2020年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)		
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰
北海道	3,442,090	0	3,442,090	2,239,321	0	2,239,321	153.7	0.0	153.7	3,442,090	2,239,321	0	2,239,321	153.7	0.0	153.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
青森県	646,288	0	646,288	380,741	0	380,741	169.7	0.0	169.7	646,288	380,741	0	380,741	169.7	0.0	169.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	682,657	0	682,657	415,701	0	415,701	164.2	0.0	164.2	682,657	415,701	0	415,701	164.2	0.0	164.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,033,779	0	2,033,779	1,343,678	0	1,343,678	151.4	0.0	151.4	2,033,779	1,343,678	0	1,343,678	151.4	0.0	151.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	517,014	0	517,014	331,565	0	331,565	155.9	0.0	155.9	517,014	331,565	0	331,565	155.9	0.0	155.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山形県	706,460	0	706,460	461,029	0	461,029	153.2	0.0	153.2	706,460	461,029	0	461,029	153.2	0.0	153.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福島県	1,751,368	0	1,751,368	1,057,343	0	1,057,343	165.6	0.0	165.6	1,751,368	1,057,343	0	1,057,343	165.6	0.0	165.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	3,937,843	0	3,937,843	2,492,465	0	2,492,465	158.0	0.0	158.0	3,937,843	2,492,465	0	2,492,465	158.0	0.0	158.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	2,643,491	0	2,643,491	1,657,588	0	1,657,588	159.5	0.0	159.5	2,643,491	1,657,588	0	1,657,588	159.5	0.0	159.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	2,670,534	0	2,670,534	1,727,388	0	1,727,388	154.6	0.0	154.6	2,670,534	1,727,388	0	1,727,388	154.6	0.0	154.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	12,073,318	0	12,073,318	7,786,074	0	7,786,074	155.1	0.0	155.1	12,073,318	7,786,110	0	7,786,110	155.1	0.0	155.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	11,655,665	0	11,655,665	7,994,192	0	7,994,192	145.8	0.0	145.8	11,655,665	7,994,192	0	7,994,192	145.8	0.0	145.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東京都	46,633,071	0	46,633,071	33,476,564	0	33,476,564	139.3	0.0	139.3	46,633,077	33,476,564	0	33,476,564	139.3	0.0	139.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	20,654,771	0	20,654,771	14,051,204	0	14,051,204	147.0	0.0	147.0	20,654,773	14,051,204	0	14,051,204	147.0	0.0	147.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	2,661,291	0	2,661,291	1,693,062	0	1,693,062	157.2	0.0	157.2	2,661,291	1,693,062	0	1,693,062	157.2	0.0	157.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富山県	1,650,338	0	1,650,338	1,103,643	0	1,103,643	149.5	0.0	149.5	1,650,338	1,103,643	0	1,103,643	149.5	0.0	149.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石川県	1,317,395	0	1,317,395	919,851	0	919,851	143.2	0.0	143.2	1,317,395	919,851	0	919,851	143.2	0.0	143.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福井県	1,206,105	0	1,206,105	822,997	0	822,997	146.6	0.0	146.6	1,206,105	822,997	0	822,997	146.6	0.0	146.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	966,686	0	966,686	624,580	0	624,580	154.8	0.0	154.8	966,686	624,580	0	624,580	154.8	0.0	154.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,495,260	0	2,495,260	1,718,875	0	1,718,875	145.2	0.0	145.2	2,495,260	1,718,875	0	1,718,875	145.2	0.0	145.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	2,849,863	0	2,849,863	1,922,237	0	1,922,237	148.3	0.0	148.3	2,849,863	1,922,237	0	1,922,237	148.3	0.0	148.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	5,578,380	0	5,578,380	3,674,844	0	3,674,844	151.8	0.0	151.8	5,578,380	3,674,844	0	3,674,844	151.8	0.0	151.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	17,640,305	0	17,640,305	12,952,232	0	12,952,232	136.2	0.0	136.2	17,640,305	12,952,232	0	12,952,232	136.2	0.0	136.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三重県	3,349,256	0	3,349,256	2,191,969	0	2,191,969	152.8	0.0	152.8	3,349,256	2,191,969	0	2,191,969	152.8	0.0	152.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	2,183,856	0	2,183,856	1,415,500	0	1,415,500	154.3	0.0	154.3	2,183,856	1,415,500	0	1,415,500	154.3	0.0	154.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
京都府	5,397,715	0	5,397,715	3,878,271	0	3,878,271	139.2	0.0	139.2	5,397,715	3,878,271	0	3,878,271	139.2	0.0	139.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	19,254,091	0	19,254,091	12,687,005	0	12,687,005	151.8	0.0	151.8	19,254,091	12,687,005	0	12,687,005	151.8	0.0	151.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	13,467,852	0	13,467,852	9,310,566	0	9,310,566	144.7	0.0	144.7	13,467,852	9,310,566	0	9,310,566	144.7	0.0	144.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	3,714,064	0	3,714,064	2,603,963	0	2,603,963	142.6	0.0	142.6	3,714,064	2,603,963	0	2,603,963	142.6	0.0	142.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	1,659,695	0	1,659,695	1,037,654	0	1,037,654	159.9	0.0	159.9	1,659,695	1,037,654	0	1,037,654	159.9	0.0	159.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	641,498	0	641,498	407,099	0	407,099	157.6	0.0	157.6	641,498	407,099	0	407,099	157.6	0.0	157.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
島根県	630,960	0	630,960	398,280	0	398,280	158.4	0.0	158.4	630,960	398,280	0	398,280	158.4	0.0	158.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	3,062,577	0	3,062,577	1,979,972	0	1,979,972	154.7	0.0	154.7	3,062,577	1,979,972	0	1,979,972	154.7	0.0	154.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
広島県	4,276,457	0	4,276,457	2,904,622	0	2,904,622	147.2	0.0	147.2	4,276,457	2,904,622	0	2,904,622	147.2	0.0	147.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山口県	1,688,286	0	1,688,286	1,127,343	0	1,127,343	149.8	0.0	149.8	1,688,286	1,127,343	0	1,127,343	149.8	0.0	149.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,625,962	0	1,625,962	1,153,017	0	1,153,017	141.0	0.0	141.0	1,625,962	1,153,017	0	1,153,017	141.0	0.0	141.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
香川県	1,784,246	1,112	1,785,358	1,224,280	0	1,224,280	145.7	0.0	145.8	1,784,246	1,223,168	1,112	1,785,358	145.9	0.0	146.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	0.0	99.9
愛媛県	1,618,356	0	1,618,356	1,026,520	0	1,026,520	157.7	0.0	157.7	1,618,356	1,026,520	0	1,026,520	157.7	0.0	157.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
高知県	785,588	0	785,588	464,111	0	464,111	169.3	0.0	169.3	785,588	464,111	0	464,111	169.3	0.0	169.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	6,204,609	0	6,204,609	3,874,618	0	3,874,618	160.1	0.0	160.1	6,204,609	3,874,618	0	3,874,618	160.1	0.0	160.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	660,739	0	660,739	386,756	0	386,756	170.8	0.0	170.8	660,739	386,756	0	386,756	170.8	0.0	170.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	1,009,881	0	1,009,881	582,122	0	582,122	173.5	0.0	173.5	1,009,881	582,122	0	582,122	173.5	0.0	173.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	1,297,896	0	1,297,896	800,313	0	800,313	162.2	0.0	162.2	1,297,896	800,313	0	800,313	162.2	0.0	162.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大分県	954,433	0	954,433	539,389	0	539,389	176.9	0.0	176.9	954,433	539,389	0	539,389	176.9	0.0	176.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	737,407	0	737,407	405,568	0	405,568	181.8	0.0	181.8	737,407	405,568	0	405,568	181.8	0.0	181.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	853,757	0	853,757	561,747	0	561,747	152.0	0.0	152.0	853,757	561,747	0	561,747	152.0	0.0	152.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	607,450	0	607,450	387,802	0	387,802	156.6	0.0	156.6	607,469	387,802	0	387,802	156.6	0.0	156.6	1							

都道府県民税個人分（株式等譲渡所得割）

（単位…億円、千円、前年比・収入歩合：％）

都道府県名	調査額（2021年度）			調査額の前年比			収入額（2021年度）			収入額の前年比			収入歩合（2021年度）			収入歩合（2020年度）			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	4,190,378	0	4,190,378	0.0	153.9	0.0	4,190,378	2,723,023	0	2,723,023	153.9	0.0	153.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	604,925	0	604,925	0.0	135.7	0.0	604,925	445,841	0	445,841	135.7	0.0	135.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	794,068	0	794,068	0.0	169.0	0.0	794,068	469,767	0	469,767	169.0	0.0	169.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,333,411	0	2,333,411	0.0	154.1	0.0	2,333,411	1,513,870	0	1,513,870	154.1	0.0	154.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	713,987	0	713,987	0.0	159.6	0.0	713,987	447,290	0	447,290	159.6	0.0	159.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	911,698	0	911,698	0.0	143.8	0.0	911,698	634,160	0	634,160	143.8	0.0	143.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	1,851,792	0	1,851,792	0.0	155.0	0.0	1,851,792	1,194,785	0	1,194,785	155.0	0.0	155.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	4,697,558	0	4,697,558	0.0	135.0	0.0	4,697,558	3,479,738	0	3,479,738	135.0	0.0	135.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	3,054,378	0	3,054,378	0.0	160.3	0.0	3,054,378	1,905,595	0	1,905,595	160.3	0.0	160.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	2,952,128	0	2,952,128	0.0	140.1	0.0	2,952,128	2,106,423	0	2,106,423	140.1	0.0	140.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	14,316,693	0	14,316,693	0.0	153.5	0.0	14,316,693	9,327,667	0	9,327,667	153.5	0.0	153.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	14,738,129	0	14,738,129	0.0	151.3	0.0	14,738,129	9,740,644	0	9,740,644	151.3	0.0	151.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	57,105,004	0	57,105,004	0.0	146.1	0.0	57,105,004	39,093,761	0	39,093,761	146.1	0.0	146.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	26,282,520	0	26,282,520	0.0	158.1	0.0	26,282,520	16,620,671	0	16,620,671	158.1	0.0	158.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	2,812,539	0	2,812,539	0.0	148.9	0.0	2,812,539	1,889,253	0	1,889,253	148.9	0.0	148.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	1,813,095	0	1,813,095	0.0	145.6	0.0	1,813,095	1,244,944	0	1,244,944	145.6	0.0	145.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	1,786,767	0	1,786,767	0.0	156.3	0.0	1,786,767	1,143,239	0	1,143,239	156.3	0.0	156.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	1,503,091	0	1,503,091	0.0	157.1	0.0	1,503,091	956,509	0	956,509	157.1	0.0	157.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	1,253,620	0	1,253,620	0.0	147.3	0.0	1,253,620	851,058	0	851,058	147.3	0.0	147.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,669,108	0	2,669,108	0.0	132.3	0.0	2,669,108	2,016,843	0	2,016,843	132.3	0.0	132.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	3,228,115	0	3,228,115	0.0	143.7	0.0	3,228,115	2,246,111	0	2,246,111	143.7	0.0	143.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	7,954,950	0	7,954,950	0.0	159.5	0.0	7,954,950	4,988,921	0	4,988,921	159.5	0.0	159.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	20,155,120	0	20,155,120	0.0	164.3	0.0	20,155,120	12,264,137	0	12,264,137	164.3	0.0	164.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	3,640,783	0	3,640,783	0.0	152.8	0.0	3,640,783	2,383,344	0	2,383,344	152.8	0.0	152.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	2,606,043	0	2,606,043	0.0	142.9	0.0	2,606,043	1,823,216	0	1,823,216	142.9	0.0	142.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	6,275,535	0	6,275,535	0.0	144.8	0.0	6,275,535	4,334,826	0	4,334,826	144.8	0.0	144.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	21,619,043	0	21,619,043	0.0	150.2	0.0	21,619,043	14,394,264	0	14,394,264	150.2	0.0	150.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	15,896,393	0	15,896,393	0.0	147.8	0.0	15,896,393	10,754,705	0	10,754,705	147.8	0.0	147.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	4,244,437	0	4,244,437	0.0	147.8	0.0	4,244,437	2,871,821	0	2,871,821	147.8	0.0	147.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	1,853,154	0	1,853,154	0.0	157.3	0.0	1,853,154	1,178,075	0	1,178,075	157.3	0.0	157.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	670,763	0	670,763	0.0	149.5	0.0	670,763	448,566	0	448,566	149.5	0.0	149.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	584,428	0	584,428	0.0	137.1	0.0	584,428	426,413	0	426,413	137.1	0.0	137.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	3,424,536	0	3,424,536	0.0	157.5	0.0	3,424,536	2,174,072	0	2,174,072	157.5	0.0	157.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	4,648,193	0	4,648,193	0.0	161.1	0.0	4,648,193	2,885,882	0	2,885,882	161.1	0.0	161.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	1,963,173	0	1,963,173	0.0	154.8	0.0	1,963,173	1,267,995	0	1,267,995	154.8	0.0	154.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,700,922	0	1,700,922	0.0	148.7	0.0	1,700,922	1,144,022	0	1,144,022	148.7	0.0	148.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	1,924,100	0	1,924,100	0.0	157.1	0.0	1,924,100	1,224,951	0	1,224,951	157.1	0.0	157.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	2,012,578	0	2,012,578	0.0	144.4	0.0	2,012,578	1,393,527	0	1,393,527	144.4	0.0	144.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	1,045,500	0	1,045,500	0.0	182.0	0.0	1,045,500	574,664	0	574,664	182.0	0.0	182.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	7,239,669	0	7,239,669	0.0	143.2	0.0	7,239,669	5,056,526	0	5,056,526	143.2	0.0	143.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	673,617	0	673,617	0.0	152.5	0.0	673,617	441,732	0	441,732	152.5	0.0	152.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	1,272,807	0	1,272,807	0.0	170.7	0.0	1,272,807	745,611	0	745,611	170.7	0.0	170.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	1,620,510	0	1,620,510	0.0	146.7	0.0	1,620,510	1,104,691	0	1,104,691	146.7	0.0	146.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	1,016,877	0	1,016,877	0.0	156.9	0.0	1,016,877	648,131	0	648,131	156.9	0.0	156.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	777,156	0	777,156	0.0	171.9	0.0	777,156	452,210	0	452,210	171.9	0.0	171.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	1,219,166	0	1,219,166	0.0	164.5	0.0	1,219,166	741,089	0	741,089	164.5	0.0	164.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	678,372	0	678,372	0.0	139.0	0.0	678,372	487,964	0	487,964	139.0	0.0	139.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	266,331,129	0	266,331,129	0.0	151.1	0.0	266,331,129	176,262,548	0	176,262,548	151.1	0.0	151.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

都道府県民税法人分

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			収入額の前年比			収入額 (2020年度)			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	12,937,182	245,417	13,182,599	15,280,894	139,740	15,420,634	84.7	175.6	85.5	12,884,758	125,994	13,010,752	15,109,004	37,225	15,146,229	85.3	338.5	85.9	99.6	51.3	98.7	98.9	98.7	26.6	98.2
青森県	2,715,315	23,756	2,739,071	2,881,714	8,395	2,890,109	94.2	283.0	94.8	2,710,172	18,433	2,728,605	2,855,230	4,509	2,859,739	94.9	408.8	95.4	99.8	77.6	99.6	99.1	53.7	98.9	
岩手県	3,435,032	42,705	3,477,737	3,690,633	17,675	3,708,308	93.1	241.6	93.8	3,429,937	30,182	3,460,119	3,649,272	5,106	3,654,378	94.0	591.1	94.7	99.9	70.7	99.5	98.9	28.9	98.5	
宮城県	8,874,757	108,474	8,983,231	10,249,827	41,959	10,291,786	86.6	258.5	87.3	8,859,306	70,413	8,929,719	10,139,249	16,336	10,155,585	87.4	431.0	87.9	99.8	64.9	99.4	98.9	38.9	98.7	
秋田県	2,360,388	26,900	2,387,288	2,497,214	7,664	2,504,879	94.9	351.0	95.3	2,356,316	21,912	2,378,229	2,464,671	2,230	2,466,901	95.6	982.8	96.4	99.8	81.5	99.6	98.7	29.1	98.5	
山形県	2,761,790	44,804	2,806,594	2,940,282	14,750	2,955,032	93.9	303.8	95.0	2,756,818	35,922	2,792,740	2,897,644	4,832	2,902,476	95.1	741.3	96.2	99.8	80.0	99.5	98.5	32.8	98.2	
福島県	5,799,316	121,323	5,920,639	6,474,638	95,848	6,570,486	89.6	126.6	90.1	5,784,643	45,765	5,830,408	6,401,005	31,474	6,432,479	90.4	145.4	90.6	99.7	37.7	98.5	98.9	32.8	97.9	
茨城県	8,336,893	102,416	8,439,309	9,541,670	47,171	9,588,841	87.4	217.1	88.0	8,314,607	67,064	8,381,671	9,437,683	17,970	9,455,653	88.1	373.2	88.6	99.7	65.5	99.3	98.9	38.1	98.6	
栃木県	6,078,467	97,409	6,175,876	6,587,627	18,062	6,605,689	92.3	539.3	93.5	6,070,034	88,750	6,158,784	6,488,874	9,266	6,498,140	93.5	957.8	94.8	99.9	91.1	99.7	98.5	51.3	98.4	
群馬県	6,568,266	56,090	6,624,356	7,219,660	24,227	7,243,887	91.0	231.5	91.4	6,559,964	41,489	6,601,453	7,164,001	4,896	7,168,897	91.6	847.4	92.1	99.9	74.0	99.7	99.2	20.2	99.0	
埼玉県	16,599,984	178,340	16,778,324	18,481,225	91,304	18,572,529	91.3	308.3	95.3	16,567,024	139,316	16,706,340	18,323,505	49,860	18,374,659	90.4	279.4	90.9	99.8	78.1	99.6	99.1	54.6	98.9	
千葉県	14,243,818	530,819	14,774,637	16,755,040	143,963	16,899,003	85.0	368.7	87.4	14,199,074	426,749	14,625,823	16,265,917	48,742	16,314,659	87.3	875.5	89.6	99.7	80.4	99.0	97.1	33.9	96.5	
東京都	164,114,451	3,794,460	167,908,911	164,741,746	1,381,735	166,123,481	99.6	274.6	101.1	163,602,931	2,592,543	166,195,474	161,482,899	378,001	161,860,900	101.3	685.9	102.7	99.7	68.3	99.0	98.0	27.4	97.4	
神奈川県	23,127,512	457,094	23,584,606	29,617,258	144,724	29,761,983	78.1	315.8	79.2	23,079,215	346,574	23,425,790	29,192,700	49,670	29,242,371	79.1	697.8	80.1	99.8	75.8	99.3	98.6	34.3	98.3	
新潟県	5,845,489	47,310	5,892,799	6,859,548	12,716	6,872,264	85.2	372.1	85.7	5,837,402	38,326	5,875,728	6,800,853	4,975	6,805,828	85.8	770.4	86.3	99.9	81.0	99.7	99.1	39.1	99.0	
富山県	3,518,492	71,687	3,590,179	3,689,549	20,693	3,710,242	95.4	346.4	96.8	3,512,210	55,854	3,568,064	3,629,811	4,932	3,634,743	96.8	1133.5	98.2	99.8	77.9	99.4	98.4	23.8	98.0	
石川県	3,623,615	114,689	3,738,304	4,757,861	29,255	4,787,116	96.2	392.0	98.1	3,617,651	93,225	3,710,876	4,655,399	7,558	4,662,957	77.7	1233.5	79.6	99.8	81.3	99.3	97.8	25.8	97.4	
福井県	2,787,981	41,138	2,829,119	3,074,692	15,264	3,089,956	90.7	269.5	91.6	2,778,768	28,027	2,806,795	3,038,901	4,054	3,042,955	91.4	691.3	92.2	99.7	68.1	99.2	98.8	26.6	98.5	
山梨県	2,770,677	81,672	2,852,349	2,981,605	15,756	2,997,361	92.9	518.4	95.2	2,765,485	68,219	2,833,704	2,890,139	5,329	2,895,469	95.7	1280.1	97.9	99.8	83.5	99.3	96.9	33.8	96.6	
長野県	6,166,234	103,773	6,270,007	6,407,168	28,379	6,435,547	96.2	365.7	97.4	6,154,099	86,115	6,240,214	6,290,415	9,003	6,299,418	97.8	956.5	99.1	99.8	83.0	99.5	98.2	31.7	97.9	
岐阜県	5,558,325	265,758	5,824,083	6,209,683	52,097	6,261,780	89.5	510.1	93.0	5,455,307	232,706	5,778,013	5,906,665	14,264	5,920,929	99.9	1631.4	97.6	99.8	87.6	99.2	99.1	27.4	94.6	
静岡県	8,132,804	517,668	8,650,472	11,482,817	40,021	11,522,838	88.0	1293.5	75.1	8,115,166	494,200	8,609,366	10,845,957	12,305	10,858,262	74.8	4016.3	79.3	99.8	95.5	99.5	94.5	30.7	94.2	
愛知県	28,961,762	906,894	29,868,656	38,351,217	134,036	38,485,253	75.5	676.6	77.6	28,972,088	809,387	29,781,475	37,316,687	39,096	37,355,783	77.6	2070.3	79.7	100.0	99.2	99.7	99.3	29.2	97.1	
三重県	5,409,977	117,186	5,527,163	5,946,670	21,084	5,968,247	91.0	555.8	92.6	5,400,960	104,421	5,505,381	5,808,075	5,889	5,813,964	93.0	1773.2	94.7	99.8	89.1	99.6	97.7	27.9	97.4	
滋賀県	4,372,159	77,895	4,450,054	4,856,612	19,106	4,875,718	90.0	407.7	91.3	4,367,976	64,427	4,432,403	4,777,320	4,954	4,782,274	91.4	1300.5	92.7	99.9	82.7	99.6	98.4	25.9	98.1	
京都府	10,652,904	342,854	10,995,758	10,710,734	156,473	10,867,207	99.5	219.1	101.2	10,651,367	207,667	10,859,034	10,482,530	30,664	10,513,194	101.6	677.2	103.3	100.0	60.6	98.8	97.9	19.6	96.7	
大阪府	47,924,669	1,151,772	49,076,441	53,909,980	256,772	54,166,752	88.9	448.6	90.6	47,957,273	770,927	48,728,200	52,866,409	71,824	52,938,233	90.7	1073.4	92.0	100.1	66.9	99.3	98.1	28.0	97.7	
兵庫県	13,853,442	205,993	14,059,435	15,738,952	82,699	15,820,951	88.0	248.4	90.8	13,824,457	154,377	13,978,834	15,547,418	31,355	15,578,773	88.9	492.4	90.7	99.8	75.2	99.4	98.8	37.9	98.5	
奈良県	2,444,048	52,998	2,497,046	2,749,876	10,833	2,760,709	88.9	489.2	90.4	2,435,067	32,924	2,467,991	2,692,313	3,225	2,695,538	90.4	1020.9	91.6	99.6	62.1	98.8	97.9	29.8	97.6	
和歌山県	2,250,115	35,132	2,285,247	2,518,407	8,898	2,527,305	89.3	394.8	90.4	2,247,342	30,567	2,277,909	2,479,512	2,063	2,481,575	90.6	1481.7	91.8	99.9	87.0	99.7	98.5	23.2	98.2	
鳥取県	1,411,548	11,160	1,422,708	1,563,846	2,196	1,566,042	90.3	508.2	90.8	1,409,738	9,392	1,419,130	1,547,152	520	1,547,672	91.1	1806.2	91.7	99.9	84.2	99.7	98.9	23.7	98.8	
島根県	1,830,531	22,642	1,853,173	2,031,181	5,429	2,036,610	90.1	417.1	91.0	1,826,940	18,908	1,845,848	2,009,094	1,626	2,010,720	90.9	1162.9	91.8	99.8	83.5	99.6	98.9	30.0	98.7	
岡山県	5,759,370	93,864	5,853,234	6,365,405	30,551	6,395,956	90.5	307.2	91.5	5,749,718	72,350	5,822,068	6,277,806	10,992	6,288,798	91.6	658.2	92.6	99.8	77.1	99.5	98.6	36.0	98.3	
広島県	8,890,092	137,777	9,027,869	10,392,700	50,358	10,443,058	85.5	273.6	86.4	8,867,660	95,519	8,963,179	10,271,668	12,491	10,284,159	86.3	764.7	87.2	99.7	69.3	99.3	98.8	24.8	98.5	
山口県	3,773,035	53,934	3,826,969	4,246,019	9,502	4,255,521	88.9	567.6	89.9	3,765,610	44,705	3,810,315	4,187,974	4,497	4,192,471	89.9	994.1	90.9	99.8	82.9	99.6	98.6	47.3	98.5	
徳島県	2,369,641	20,852	2,390,493	2,377,672	5,247	2,382,919	99.7	397.4	100.3	2,364,421	16,849	2,381,270	2,359,910	954	2,360,864	100.2	1766.1	100.9	99.8	80.8	99.6	99.3	18.2	99.1	
香川県	3,505,539	43,495	3,549,034	3,979,541	21,930	4,001,471	88.1	198.3	88.7	3,499,613	28,564	3,528,177	3,944,404	5,680	3,950,084	88.7	502.9	89.3	99.8	65.7	99.4	99.1	25.9	98.7	
愛媛県	4,249,046	39,711	4,288,757	4,382,390	14,405	4,396,795	97.0	275.7	97.5	4,241,500	25,878	4,267,378	4,347,563	4,082	4,351,645	97.6	634.0	98.1	99.8	65.2	99.5	99.2	28.3	99.0	
高知県	1,629,585	21,573	1,651,158	1,739,250	4,765	1,744,020	93.7	452.7	94.7	1,628,420	14,734	1,643,15													

都道府県民税利子割

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			調査額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	661,005	0	661,005	941,324	0	941,324	70.2	0.0	70.2	661,005	0	661,005	941,324	0	941,324	70.2	0.0	70.2	661,005	0	661,005	941,324	0	941,324
青森県	137,963	0	137,963	182,130	0	182,130	75.7	0.0	75.7	137,963	0	137,963	182,130	0	182,130	75.7	0.0	75.7	137,963	0	137,963	182,130	0	182,130
岩手県	134,450	0	134,450	169,217	0	169,217	79.5	0.0	79.5	134,450	0	134,450	169,217	0	169,217	79.5	0.0	79.5	134,450	0	134,450	169,217	0	169,217
宮城県	221,436	0	221,436	296,389	0	296,389	74.7	0.0	74.7	221,436	0	221,436	296,389	0	296,389	74.7	0.0	74.7	221,436	0	221,436	296,389	0	296,389
秋田県	102,442	0	102,442	140,732	0	140,732	72.8	0.0	72.8	102,442	0	102,442	140,732	0	140,732	72.8	0.0	72.8	102,442	0	102,442	140,732	0	140,732
山形県	137,838	0	137,838	197,467	0	197,467	69.8	0.0	69.8	137,838	0	137,838	197,467	0	197,467	69.8	0.0	69.8	137,838	0	137,838	197,467	0	197,467
福島県	246,683	0	246,683	316,369	0	316,369	78.0	0.0	78.0	246,683	0	246,683	316,369	0	316,369	78.0	0.0	78.0	246,683	0	246,683	316,369	0	316,369
茨城県	391,426	0	391,426	554,187	0	554,187	70.6	0.0	70.6	391,426	0	391,426	554,187	0	554,187	70.6	0.0	70.6	391,426	0	391,426	554,187	0	554,187
栃木県	248,632	0	248,632	360,466	0	360,466	69.0	0.0	69.0	248,632	0	248,632	360,466	0	360,466	69.0	0.0	69.0	248,632	0	248,632	360,466	0	360,466
群馬県	323,551	0	323,551	409,778	0	409,778	79.0	0.0	79.0	323,551	0	323,551	409,778	0	409,778	79.0	0.0	79.0	323,551	0	323,551	409,778	0	409,778
埼玉県	1,201,923	0	1,201,923	1,491,831	0	1,491,831	80.6	0.0	80.6	1,201,923	0	1,201,923	1,491,831	0	1,491,831	80.6	0.0	80.6	1,201,923	0	1,201,923	1,491,831	0	1,491,831
千葉県	1,101,889	0	1,101,889	1,365,092	0	1,365,092	80.7	0.0	80.7	1,101,889	0	1,101,889	1,365,092	0	1,365,092	80.7	0.0	80.7	1,101,889	0	1,101,889	1,365,092	0	1,365,092
東京都	6,417,212	28,434	6,445,646	6,917,900	7,153	6,925,053	92.8	397.5	93.1	6,415,597	5,547	6,421,144	6,896,640	0	6,896,640	93.0	0.0	93.1	6,415,597	5,547	6,421,144	6,896,640	0	6,896,640
神奈川県	1,368,445	0	1,368,445	1,693,230	0	1,693,230	80.8	0.0	80.8	1,368,445	0	1,368,445	1,693,230	0	1,693,230	80.8	0.0	80.8	1,368,445	0	1,368,445	1,693,230	0	1,693,230
新潟県	295,097	0	295,097	395,219	0	395,219	74.7	0.0	74.7	295,097	0	295,097	395,219	0	395,219	74.7	0.0	74.7	295,097	0	295,097	395,219	0	395,219
富山県	202,430	0	202,430	262,714	0	262,714	77.1	0.0	77.1	202,430	0	202,430	262,714	0	262,714	77.1	0.0	77.1	202,430	0	202,430	262,714	0	262,714
石川県	207,141	0	207,141	255,797	0	255,797	81.0	0.0	81.0	207,141	0	207,141	255,797	0	255,797	81.0	0.0	81.0	207,141	0	207,141	255,797	0	255,797
福井県	156,325	0	156,325	198,062	0	198,062	78.9	0.0	78.9	156,325	0	156,325	198,062	0	198,062	78.9	0.0	78.9	156,325	0	156,325	198,062	0	198,062
山梨県	132,252	0	132,252	167,814	0	167,814	78.8	0.0	78.8	132,252	0	132,252	167,814	0	167,814	78.8	0.0	78.8	132,252	0	132,252	167,814	0	167,814
長野県	310,503	0	310,503	410,940	0	410,940	75.6	0.0	75.6	310,503	0	310,503	410,940	0	410,940	75.6	0.0	75.6	310,503	0	310,503	410,940	0	410,940
岐阜県	330,960	0	330,960	520,305	0	520,305	63.6	0.0	63.6	330,960	0	330,960	520,305	0	520,305	63.6	0.0	63.6	330,960	0	330,960	520,305	0	520,305
静岡県	650,743	0	650,743	861,390	0	861,390	75.5	0.0	75.5	650,743	0	650,743	861,390	0	861,390	75.5	0.0	75.5	650,743	0	650,743	861,390	0	861,390
愛知県	1,409,600	0	1,409,600	2,231,318	0	2,231,318	63.2	0.0	63.2	1,409,600	0	1,409,600	2,231,318	0	2,231,318	63.2	0.0	63.2	1,409,600	0	1,409,600	2,231,318	0	2,231,318
三重県	330,111	0	330,111	478,180	0	478,180	69.0	0.0	69.0	330,111	0	330,111	478,180	0	478,180	69.0	0.0	69.0	330,111	0	330,111	478,180	0	478,180
滋賀県	316,144	0	316,144	391,380	0	391,380	80.8	0.0	80.8	316,144	0	316,144	391,380	0	391,380	80.8	0.0	80.8	316,144	0	316,144	391,380	0	391,380
京都府	542,275	0	542,275	572,287	0	572,287	94.8	0.0	94.8	542,275	0	542,275	572,287	0	572,287	94.8	0.0	94.8	542,275	0	542,275	572,287	0	572,287
大阪府	2,403,371	0	2,403,371	2,994,476	0	2,994,476	80.3	0.0	80.3	2,403,371	0	2,403,371	2,994,476	0	2,994,476	80.3	0.0	80.3	2,403,371	0	2,403,371	2,994,476	0	2,994,476
兵庫県	1,302,038	6,527	1,308,565	1,687,582	0	1,687,582	77.2	0.0	77.5	1,300,332	70	1,300,402	1,681,055	0	1,681,055	77.4	0.0	77.4	1,300,332	70	1,300,402	1,681,055	0	1,681,055
奈良県	268,151	0	268,151	504,687	0	504,687	53.1	0.0	53.1	268,151	0	268,151	504,687	0	504,687	53.1	0.0	53.1	268,151	0	268,151	504,687	0	504,687
和歌山県	201,023	0	201,023	271,163	0	271,163	74.1	0.0	74.1	201,023	0	201,023	271,163	0	271,163	74.1	0.0	74.1	201,023	0	201,023	271,163	0	271,163
鳥取県	104,590	0	104,590	125,585	0	125,585	83.3	0.0	83.3	104,590	0	104,590	125,585	0	125,585	83.3	0.0	83.3	104,590	0	104,590	125,585	0	125,585
島根県	164,342	0	164,342	182,147	0	182,147	90.2	0.0	90.2	164,342	0	164,342	182,147	0	182,147	90.2	0.0	90.2	164,342	0	164,342	182,147	0	182,147
岡山県	341,759	0	341,759	462,292	0	462,292	73.9	0.0	73.9	341,759	0	341,759	462,292	0	462,292	73.9	0.0	73.9	341,759	0	341,759	462,292	0	462,292
広島県	586,087	0	586,087	783,925	0	783,925	74.8	0.0	74.8	586,087	0	586,087	783,925	0	783,925	74.8	0.0	74.8	586,087	0	586,087	783,925	0	783,925
山口県	426,584	0	426,584	519,220	0	519,220	82.2	0.0	82.2	426,584	0	426,584	519,220	0	519,220	82.2	0.0	82.2	426,584	0	426,584	519,220	0	519,220
徳島県	168,444	0	168,444	208,264	0	208,264	80.9	0.0	80.9	168,444	0	168,444	208,264	0	208,264	80.9	0.0	80.9	168,444	0	168,444	208,264	0	208,264
香川県	279,296	0	279,296	371,480	0	371,480	75.2	0.0	75.2	279,296	0	279,296	371,480	0	371,480	75.2	0.0	75.2	279,296	0	279,296	371,480	0	371,480
愛媛県	350,726	0	350,726	398,690	0	398,690	88.0	0.0	88.0	350,726	0	350,726	398,690	0	398,690	88.0	0.0	88.0	350,726	0	350,726	398,690	0	398,690
高知県	265,936	0	265,936	286,203	0	286,203	92.9	0.0	92.9	265,936	0	265,936	286,203	0	286,203	92.9	0.0	92.9	265,936	0	265,936	286,203	0	286,203
福岡県	599,848	0	599,848	782,384	0	782,384	76.7	0.0	76.7	599,848	0	599,848	782,384	0	782,384	76.7	0.0	76.7	599,848	0	599,848	782,384	0	782,384
佐賀県	120,611	0	120,611	157,941	0	157,941	76.4	0.0	76.4	120,611	0	120,611	157,941	0	157,941	76.4	0.0	76.4	120,611	0	120,611	157,941	0	157,941
長崎県	130,537	0	130,537	165,738	0	165,738	78.8	0.0	78.8	130,537	0	130,537	165,738	0	165,738	78.8	0.0	78.8	130,537	0	130,537	165,738	0	165,738
熊本県	167,218	0	167,218	234,409	0	234,409	71.3	0.0	71.3	167,218	0	167,218	234,409	0	234,409	71.3	0.0	71.3	167,218	0	167,218	234,409	0	234,409
大分県	146,256	0	146,256	192,685	0	192,685	75.9	0.0	75.9	146,256	0	146,256	192,685	0	192,685	75.9	0.0	75.9	146,256	0	146,256	192,685	0	192,685
宮崎県	87,309	0	87,309	110,667	0	110,667	78.9	0.0	78.9	87,309	0	87,309	110,667	0	110,667	78.9	0.0	78.9	87,309	0	87,309	110,667	0	110,667
鹿児島県	168,301	0	168,301	221,067	0	221,067	76.1	0.0	76.1	168,301	0	168,301	221,067	0	221,067	76.1	0.0	76.1	168,301	0	168,301	221,067	0	221,067
沖縄県	103,131	0	103,131	124,194	0	124,194	83.0	0.0	83.0	103,131	0	103,131	124,194	0	124,194	83.0	0.0	83.0	103,131	0	103,131	124,194	0	124,194
合計	25,964,034	34,961	25,998,995	32,566,317	7,153	32,573,470	79.7	488.8	79.8	25,960,713	5,617	25,966,330	32,540,334	0	32,540,334	79.8	0.0	79.8	25,960,713					

事業税法分

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2021年度			2020年度			前年比			2021年度			2020年度			前年比			収入歩合					
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰			
北海道	131,912,775	1,479,347	133,392,122	119,287,305	514,237	119,801,542	110.6	287.7	111.3	131,708,940	1,012,658	132,721,598	117,719,788	133,950	117,853,738	111.9	756.0	112.6	99.8	99.5	98.7	26.0	98.4	
青森県	27,291,016	160,377	27,451,393	23,032,532	23,539	23,056,071	118.5	681.3	119.1	27,274,626	132,743	27,407,369	22,681,743	13,964	22,695,707	120.2	950.6	120.8	99.9	98.8	98.5	59.3	98.4	
岩手県	28,131,531	265,574	28,397,105	24,928,221	63,472	24,991,693	112.9	418.4	113.6	28,117,833	197,492	28,315,325	24,381,069	8,780	24,389,849	115.3	2249.3	116.1	100.0	74.4	99.7	97.8	13.8	97.6
宮城県	80,110,052	610,111	80,720,163	72,908,117	138,582	73,046,699	109.9	440.3	110.5	80,068,002	449,666	80,517,668	71,889,950	43,558	71,933,508	111.4	1032.3	111.9	99.9	73.7	99.7	98.6	31.4	98.5
秋田県	21,095,711	171,006	21,266,717	17,929,515	9,861	17,939,376	117.7	1734.1	118.5	21,080,722	165,488	21,246,210	17,519,140	2,757	17,521,858	120.3	6088.7	121.3	99.9	96.8	99.9	97.7	27.6	97.7
山形県	24,320,704	288,899	24,609,603	20,698,008	18,558	20,716,566	117.5	1556.7	118.8	24,312,488	278,431	24,590,919	20,183,508	5,718	20,189,265	120.5	4836.4	121.8	100.0	96.4	99.9	97.5	31.0	97.5
福島県	60,808,918	921,469	61,730,387	53,786,593	594,292	54,380,885	113.1	155.1	113.5	60,746,878	461,168	61,208,046	52,967,201	109,090	53,076,291	114.7	422.7	115.3	99.9	50.0	99.2	98.5	18.4	97.6
茨城県	89,439,119	618,161	90,057,280	82,973,522	200,636	83,174,158	107.8	308.1	108.3	89,361,815	389,261	89,751,076	82,198,539	43,987	82,242,526	108.7	884.9	109.1	99.9	63.0	99.7	99.1	21.9	98.9
栃木県	58,311,375	400,486	58,711,861	52,101,633	25,232	52,126,865	111.9	1587.2	112.6	58,260,330	380,761	58,641,091	51,488,967	11,926	51,500,893	113.2	3192.7	113.9	99.9	95.1	99.9	98.8	47.3	98.8
群馬県	60,000,910	498,799	60,499,709	52,117,724	94,863	52,612,587	114.2	525.8	115.0	59,970,218	424,451	60,394,669	51,767,409	13,107	51,780,516	115.8	3238.4	116.6	99.9	85.1	99.8	98.6	13.8	98.4
埼玉県	158,465,847	1,514,833	159,980,680	139,615,524	251,386	139,866,910	113.5	602.6	114.4	158,370,275	1,354,798	159,725,077	137,942,823	139,484	138,082,307	114.8	971.3	115.7	99.9	89.4	99.9	98.8	55.5	98.7
千葉県	148,033,750	3,970,741	152,004,491	134,918,243	421,109	135,339,352	109.7	942.9	112.3	147,830,479	3,533,498	151,363,973	130,607,337	113,723	130,721,060	113.3	3107.1	115.8	99.9	89.0	99.6	96.8	27.0	96.6
東京都	1,314,310,564	19,402,943	1,333,713,507	1,117,504,763	5,089,886	1,122,594,649	117.6	381.2	118.8	1,311,203,617	13,733,733	1,324,937,350	1,099,907,368	1,301,613	1,100,208,981	119.3	1055.1	120.4	99.8	70.8	99.3	98.3	25.6	98.0
神奈川県	261,917,180	3,251,290	265,168,470	252,286,544	488,765	252,775,310	103.8	665.2	104.9	262,237,680	2,737,074	264,974,755	249,465,068	98,390	249,563,459	105.1	2781.9	106.2	100.1	84.2	99.9	98.9	20.1	98.7
新潟県	62,104,751	419,539	62,524,290	56,375,517	35,908	56,411,425	110.2	1168.4	110.8	62,070,890	381,571	62,452,461	55,496,300	8,480	55,504,780	111.8	4499.7	112.5	99.9	91.0	99.9	98.4	23.6	98.4
富山県	34,073,759	653,727	34,727,486	30,561,567	58,888	30,620,455	111.5	1110.1	113.4	34,059,942	613,306	34,673,248	29,874,598	14,038	29,888,636	114.0	4368.9	116.0	100.0	93.8	99.8	99.7	23.8	97.6
石川県	36,159,361	882,482	37,041,843	33,459,415	106,490	33,565,905	108.1	828.7	110.4	36,147,310	785,671	36,932,875	32,643,875	13,218	32,657,093	110.7	5943.9	113.1	100.0	89.0	99.8	99.7	12.4	97.3
福井県	32,549,013	234,095	32,783,108	27,537,119	32,584	27,569,703	118.2	718.4	118.9	32,492,700	183,547	32,676,247	27,235,990	3,641	27,239,631	119.3	5041.1	120.0	99.8	78.4	99.7	98.9	11.2	98.8
山梨県	25,113,030	313,440	25,426,470	20,031,914	38,304	20,070,219	125.4	818.3	126.7	25,091,895	269,160	25,361,055	19,506,781	13,291	19,520,072	128.6	2025.1	129.9	99.9	85.9	99.7	97.4	34.7	97.3
長野県	58,558,125	893,822	59,451,947	48,649,303	100,422	48,749,725	120.4	890.1	122.0	58,526,959	829,580	59,356,539	47,064,706	23,880	47,088,586	124.4	3474.0	126.1	99.9	92.8	99.8	96.7	23.8	96.6
岐阜県	52,652,546	1,581,512	54,234,058	47,598,018	73,059	47,677,086	110.6	2000.2	113.8	52,620,593	1,505,362	54,125,955	45,010,332	13,881	45,024,213	116.9	10844.8	120.2	99.9	95.2	99.8	94.6	17.6	94.4
静岡県	128,495,803	2,583,724	131,079,527	115,324,125	34,259	115,458,384	111.4	1924.4	113.5	128,437,475	2,508,633	130,946,100	110,795,068	31,103	10,826,171	115.9	8065.6	118.2	100.0	97.1	99.9	96.1	23.2	96.0
愛知県	323,313,192	4,439,591	327,752,783	306,942,601	391,903	307,334,504	105.4	1324.8	106.7	324,299,632	3,923,893	328,223,525	302,196,334	55,085	302,251,419	107.3	7123.3	108.6	100.2	88.4	100.1	98.5	14.1	98.3
三重県	57,706,367	1,057,713	58,764,080	53,488,355	65,276	53,553,631	107.9	1620.4	109.7	57,680,257	1,019,604	58,699,861	51,525,368	13,621	51,538,989	111.9	7485.5	113.9	100.0	96.4	99.9	96.3	20.9	96.2
滋賀県	46,014,129	749,091	46,763,220	40,742,633	52,429	40,795,062	112.9	1428.8	114.6	46,000,182	694,437	46,694,619	39,551,156	9,880	39,561,036	116.3	7028.7	118.0	100.0	92.7	99.9	97.1	18.8	97.0
京都府	93,476,820	2,341,538	95,818,358	75,943,694	847,525	76,791,219	123.1	276.3	124.8	93,993,398	1,419,298	95,412,696	74,670,347	76,402	74,746,749	125.9	1857.7	127.6	100.6	60.6	99.6	98.3	9.0	97.3
大阪府	402,641,386	5,483,447	408,124,833	360,215,131	1,298,646	361,513,776	111.8	422.2	112.9	404,100,024	3,634,534	407,734,558	357,096,836	257,819	357,354,655	113.2	1409.7	114.5	100.4	66.3	99.9	99.1	19.9	98.8
兵庫県	154,596,661	1,366,065	155,962,726	138,613,290	277,726	138,921,016	111.5	491.9	112.9	154,466,286	1,118,118	155,584,404	136,997,384	87,205	87,084,588	113.8	2289.2	114.5	99.9	81.8	99.8	98.8	31.4	98.7
奈良県	21,294,314	269,779	21,564,093	18,915,917	25,161	18,941,078	112.6	1072.2	113.8	21,212,454	147,945	21,360,399	18,465,284	4,949	18,470,233	114.9	2989.4	115.6	99.6	54.8	99.1	97.6	19.7	97.5
和歌山県	20,014,356	293,262	20,307,618	18,190,494	30,129	18,220,623	110.0	973.4	111.5	20,012,167	283,151	20,295,318	17,794,154	1,677	17,795,831	112.5	16884.4	114.0	100.0	96.6	99.9	97.8	5.6	97.7
鳥取県	13,161,933	245,189	13,407,122	11,060,262	12,354	11,072,616	119.0	1984.7	121.1	13,160,148	235,621	13,395,769	10,717,011	2,469	10,719,480	122.8	9543.2	125.0	100.0	96.1	99.9	96.9	20.0	96.8
島根県	16,414,364	200,266	16,614,630	15,076,348	30,648	15,106,996	108.9	653.4	110.0	16,404,274	176,441	16,580,715	14,816,344	2,772	14,819,116	110.7	6365.1	111.9	99.9	88.1	99.8	98.3	9.0	98.1
岡山県	54,206,003	714,595	54,920,598	46,554,980	72,371	46,627,351	116.4	987.4	117.8	54,173,730	630,372	54,804,102	45,681,259	18,724	45,699,983	118.6	3366.7	119.9	99.9	88.2	99.8	98.1	25.9	98.0
広島県	87,374,823	1,082,951	88,457,774	79,372,604	165,079	79,537,683	110.1	656.0	111.2	87,231,559	904,470	88,136,029	78,121,218	27,272	78,148,490	111.7	3316.5	112.8	99.8	83.5	99.6	98.4	16.5	98.3
山口県	39,784,966	514,984	40,299,950	34,292,238	28,104	34,320,342	116.0	1832.4	117.4	39,744,641	469,977	40,214,618	33,533,118	13,090	33,546,208	118.5	3590.4	119.9	99.9	91.3	99.8	97.8	46.6	97.7
徳島県	21,175,033	136,369	21,311,402	18,088,945	45,790	18,134,735	117.1	297.8	117.5	21,140,808	96,696	21,237,504	17,980,396	3,013	17,983,409	117.6	3209.3	118.1	99.8	70.9	99.7	99.4	6.6	99.2
香川県	30,276,341	244,809	30,521,150	28,250,785	43,878	28,294,663	107.2	557.9	107.9	30,230,035	157,722	30,387,757	27,966,174	5,249	27,971,423	108.1	3004.8	108.6	99.8	64.4	99.6	99.0</		

地方消費税

(単位: 額: 千円、前年比・収入歩合: %)

都道府県名	調定額 (2021年度)				調定額 (2020年度)				調定額の前年比				収入額 (2021年度)				収入額 (2020年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2021年度)				収入歩合 (2020年度)												
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計					
北海道	159,092,210	0	159,092,210	149,544,287	0	149,544,287	106.4	0.0	106.4	159,092,210	159,092,210	106.4	0.0	106.4	159,092,210	149,544,287	0	149,544,287	106.4	0.0	106.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0					
青森県	31,474,798	0	31,474,798	30,288,946	0	30,288,946	103.9	0.0	103.9	31,474,798	31,474,798	103.9	0.0	103.9	30,288,946	0	30,288,946	103.9	0.0	103.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
岩手県	26,507,878	0	26,507,878	23,212,397	0	23,212,397	114.2	0.0	114.2	26,507,878	26,507,878	114.2	0.0	114.2	23,212,397	0	23,212,397	114.2	0.0	114.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
宮城県	83,616,617	0	83,616,617	75,134,930	0	75,134,930	111.3	0.0	111.3	83,616,617	83,616,617	111.3	0.0	111.3	75,134,930	0	75,134,930	111.3	0.0	111.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
秋田県	21,847,473	0	21,847,473	17,869,200	0	17,869,200	122.3	0.0	122.3	21,847,473	21,847,473	122.3	0.0	122.3	17,869,200	0	17,869,200	122.3	0.0	122.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
山形県	25,555,678	0	25,555,678	23,376,797	0	23,376,797	109.3	0.0	109.3	25,555,678	25,555,678	109.3	0.0	109.3	23,376,797	0	23,376,797	109.3	0.0	109.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
福島県	45,285,547	0	45,285,547	44,125,018	0	44,125,018	102.6	0.0	102.6	45,285,547	45,285,547	102.6	0.0	102.6	44,125,018	0	44,125,018	102.6	0.0	102.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
茨城県	82,952,368	0	82,952,368	74,804,071	0	74,804,071	110.9	0.0	110.9	82,952,368	82,952,368	110.9	0.0	110.9	74,804,071	0	74,804,071	110.9	0.0	110.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
栃木県	44,142,179	0	44,142,179	39,666,222	0	39,666,222	111.3	0.0	111.3	44,142,179	44,142,179	111.3	0.0	111.3	39,666,222	0	39,666,222	111.3	0.0	111.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
群馬県	56,633,269	0	56,633,269	49,002,999	0	49,002,999	115.6	0.0	115.6	56,633,269	56,633,269	115.6	0.0	115.6	49,002,999	0	49,002,999	115.6	0.0	115.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
埼玉県	147,804,220	0	147,804,220	139,453,498	0	139,453,498	106.0	0.0	106.0	147,804,220	147,804,220	106.0	0.0	106.0	139,453,498	0	139,453,498	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
千葉県	542,696,950	0	542,696,950	445,739,497	0	445,739,497	121.8	0.0	121.8	542,696,950	542,696,950	121.8	0.0	121.8	445,739,497	0	445,739,497	121.8	0.0	121.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
東京都	1,982,965,312	0	1,982,965,312	1,690,320,193	0	1,690,320,193	117.3	0.0	117.3	1,982,965,312	1,982,965,312	117.3	0.0	117.3	1,690,320,193	0	1,690,320,193	117.3	0.0	117.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
神奈川県	374,889,512	0	374,889,512	350,657,340	0	350,657,340	106.9	0.0	106.9	374,889,512	374,889,512	106.9	0.0	106.9	350,657,340	0	350,657,340	106.9	0.0	106.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
新潟県	74,070,096	0	74,070,096	65,879,041	0	65,879,041	112.4	0.0	112.4	74,070,096	74,070,096	112.4	0.0	112.4	65,879,041	0	65,879,041	112.4	0.0	112.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
富山県	42,309,999	0	42,309,999	40,410,758	0	40,410,758	104.7	0.0	104.7	42,309,999	42,309,999	104.7	0.0	104.7	40,410,758	0	40,410,758	104.7	0.0	104.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
石川県	39,028,454	0	39,028,454	35,457,769	0	35,457,769	110.1	0.0	110.1	39,028,454	39,028,454	110.1	0.0	110.1	35,457,769	0	35,457,769	110.1	0.0	110.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
福井県	26,266,585	0	26,266,585	22,553,485	0	22,553,485	116.5	0.0	116.5	26,266,585	26,266,585	116.5	0.0	116.5	22,553,485	0	22,553,485	116.5	0.0	116.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
山梨県	13,465,034	0	13,465,034	14,202,960	0	14,202,960	94.8	0.0	94.8	13,465,034	13,465,034	94.8	0.0	94.8	14,202,960	0	14,202,960	94.8	0.0	94.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
長野県	43,266,447	0	43,266,447	41,018,456	0	41,018,456	105.5	0.0	105.5	43,266,447	43,266,447	105.5	0.0	105.5	41,018,456	0	41,018,456	105.5	0.0	105.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
岐阜県	60,655,042	0	60,655,042	53,694,346	0	53,694,346	113.0	0.0	113.0	60,655,042	60,655,042	113.0	0.0	113.0	53,694,346	0	53,694,346	113.0	0.0	113.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
静岡県	102,587,288	0	102,587,288	94,184,980	0	94,184,980	108.9	0.0	108.9	102,587,288	102,587,288	108.9	0.0	108.9	94,184,980	0	94,184,980	108.9	0.0	108.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	284,184,502	0	284,184,502	262,303,884	0	262,303,884	108.3	0.0	108.3	284,184,502	284,184,502	108.3	0.0	108.3	262,303,884	0	262,303,884	108.3	0.0	108.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	69,066,148	0	69,066,148	60,931,858	0	60,931,858	113.3	0.0	113.3	69,066,148	69,066,148	113.3	0.0	113.3	60,931,858	0	60,931,858	113.3	0.0	113.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
滋賀県	27,183,090	0	27,183,090	24,367,960	0	24,367,960	111.6	0.0	111.6	27,183,090	27,183,090	111.6	0.0	111.6	24,367,960	0	24,367,960	111.6	0.0	111.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
京都府	46,910,602	0	46,910,602	44,211,958	0	44,211,958	106.1	0.0	106.1	46,910,602	46,910,602	106.1	0.0	106.1	44,211,958	0	44,211,958	106.1	0.0	106.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0			
大阪府	634,788,816	0	634,788,816	570,195,216	0	570,195,216	111.3	0.0	111.3	634,788,816	634,788,816	111.3	0.0																												

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

地方消費税(繰渡割)

都道府県名	調定額 (2021年度)			調定額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額の前年比			収入額 (2020年度)			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	133,254,287	0	133,254,287	105.3	0.0	105.3	133,254,287	0	133,254,287	126,497,254	0	126,497,254	105.3	0.0	105.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
青森県	29,117,986	0	29,117,986	103.4	0.0	103.4	29,117,986	0	29,117,986	28,170,579	0	28,170,579	103.4	0.0	103.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
岩手県	26,313,130	0	26,313,130	114.2	0.0	114.2	26,313,130	0	26,313,130	23,042,955	0	23,042,955	114.2	0.0	114.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
宮城県	69,959,635	0	69,959,635	113.3	0.0	113.3	69,959,635	0	69,959,635	61,745,212	0	61,745,212	113.3	0.0	113.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
秋田県	20,116,316	0	20,116,316	122.7	0.0	122.7	16,393,118	0	16,393,118	16,393,118	0	16,393,118	122.7	0.0	122.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山形県	24,469,100	0	24,469,100	110.2	0.0	110.2	24,469,100	0	24,469,100	22,200,336	0	22,200,336	110.2	0.0	110.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福島県	42,931,516	0	42,931,516	101.9	0.0	101.9	42,931,516	0	42,931,516	42,117,347	0	42,117,347	101.9	0.0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
茨城県	61,444,600	0	61,444,600	108.3	0.0	108.3	61,444,600	0	61,444,600	56,754,896	0	56,754,896	108.3	0.0	108.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
栃木県	43,642,051	0	43,642,051	111.1	0.0	111.1	43,642,051	0	43,642,051	39,298,681	0	39,298,681	111.1	0.0	111.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
群馬県	56,424,774	0	56,424,774	115.6	0.0	115.6	56,424,774	0	56,424,774	48,824,667	0	48,824,667	115.6	0.0	115.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
埼玉県	147,145,466	0	147,145,466	106.0	0.0	106.0	147,145,466	0	147,145,466	138,869,887	0	138,869,887	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
千葉県	113,157,341	0	113,157,341	108.4	0.0	108.4	113,157,341	0	113,157,341	104,352,437	0	104,352,437	108.4	0.0	108.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
東京都	1,716,270,860	0	1,716,270,860	116.5	0.0	116.5	1,716,270,860	0	1,716,270,860	1,473,088,432	0	1,473,088,432	116.5	0.0	116.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
神奈川県	202,076,406	0	202,076,406	101.0	0.0	101.0	202,076,406	0	202,076,406	200,161,651	0	200,161,651	101.0	0.0	101.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
新潟県	59,497,965	0	59,497,965	109.4	0.0	109.4	59,497,965	0	59,497,965	54,368,932	0	54,368,932	109.4	0.0	109.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
富山県	38,752,492	0	38,752,492	102.5	0.0	102.5	38,752,492	0	38,752,492	37,796,274	0	37,796,274	102.5	0.0	102.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
石川県	36,171,967	0	36,171,967	109.7	0.0	109.7	36,171,967	0	36,171,967	32,980,472	0	32,980,472	109.7	0.0	109.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福井県	24,725,801	0	24,725,801	114.5	0.0	114.5	24,725,801	0	24,725,801	21,593,860	0	21,593,860	114.5	0.0	114.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山梨県	13,342,464	0	13,342,464	94.8	0.0	94.8	13,342,464	0	13,342,464	14,080,695	0	14,080,695	94.8	0.0	94.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
長野県	42,943,492	0	42,943,492	105.0	0.0	105.0	42,943,492	0	42,943,492	40,880,055	0	40,880,055	105.0	0.0	105.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
岐阜県	60,417,068	0	60,417,068	112.9	0.0	112.9	60,417,068	0	60,417,068	53,516,697	0	53,516,697	112.9	0.0	112.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
静岡県	80,830,274	0	80,830,274	105.8	0.0	105.8	80,830,274	0	80,830,274	76,417,938	0	76,417,938	105.8	0.0	105.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
愛知県	163,060,733	0	163,060,733	100.7	0.0	100.7	163,060,733	0	163,060,733	162,007,559	0	162,007,559	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
三重県	39,988,664	0	39,988,664	111.0	0.0	111.0	39,988,664	0	39,988,664	36,039,091	0	36,039,091	111.0	0.0	111.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
滋賀県	27,015,292	0	27,015,292	111.4	0.0	111.4	27,015,292	0	27,015,292	24,254,805	0	24,254,805	111.4	0.0	111.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
京都府	46,284,234	0	46,284,234	106.0	0.0	106.0	46,284,234	0	46,284,234	43,653,724	0	43,653,724	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
大阪府	403,242,671	0	403,242,671	104.6	0.0	104.6	403,242,671	0	403,242,671	385,567,022	0	385,567,022	104.6	0.0	104.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
兵庫県	118,840,985	0	118,840,985	110.8	0.0	110.8	118,840,985	0	118,840,985	107,246,586	0	107,246,586	110.8	0.0	110.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
奈良県	19,075,998	0	19,075,998	108.5	0.0	108.5	19,075,998	0	19,075,998	17,575,985	0	17,575,985	108.5	0.0	108.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
和歌山県	19,288,276	0	19,288,276	109.2	0.0	109.2	19,288,276	0	19,288,276	17,667,214	0	17,667,214	109.2	0.0	109.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
鳥取県	10,439,526	0	10,439,526	106.9	0.0	106.9	10,439,526	0	10,439,526	9,768,899	0	9,768,899	106.9	0.0	106.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
島根県	16,051,019	0	16,051,019	115.9	0.0	115.9	16,051,019	0	16,051,019	13,848,287	0	13,848,287	115.9	0.0	115.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
岡山県	51,042,104	0	51,042,104	111.7	0.0	111.7	51,042,104	0	51,042,104	45,690,646	0	45,690,646	111.7	0.0	111.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
広島県	65,951,449	0	65,951,449	99.2	0.0	99.2	65,951,449	0	65,951,449	66,450,026	0	66,450,026	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山口県	35,434,006	0	35,434,006	116.3	0.0	116.3	35,434,006	0	35,434,006	30,480,564	0	30,480,564	116.3	0.0	116.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
徳島県	12,493,197	0	12,493,197	108.3	0.0	108.3	12,493,197	0	12,493,197	11,539,074	0	11,539,074	108.3	0.0	108.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
香川県	28,392,994	0	28,392,994	106.1	0.0	106.1	28,392,994	0	28,392,994	26,769,549	0	26,769,549	106.1	0.0	106.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
愛媛県	29,489,037	0	29,489,037	118.2	0.0	118.2	29,489,037	0	29,489,037	24,956,313	0	24,956,313	118.2	0.0	118.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
高知県	15,138,641	0	15,138,641	105.6	0.0	105.6	15,138,641	0	15,138,641	13,096,974	0	13,096,974	105.6	0.0	105.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福岡県	152,375,284	0	152,375,284	107.6	0.0	107.6	152,375,284	0	152,375,284	141,565,224	0	141,565,224	107.6	0.0	107.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
佐賀県	17,867,181	0	17,867,181	115.0	0.0	115.0	17,867,181	0	17,867,181	15,539,544	0	15,539,544	115.0	0.0	115.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
長崎県	24,607,425	0	24,607,425	112.6	0.0	112.6	24,607,425	0	24,607,425	21,851,399	0	21,851,399	112.6	0.0	112.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
熊本県	33,014,644	0	33,014,644	117.7	0.0	117.7	33,014,644	0	33,014,644	28,046,189	0	28,046,189	117.7	0.0	117.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
大分県	26,357,595	0	26,357,595	116.9	0.0	116.9	26,357,595	0	26,357,595	22,555,396	0	22,555,396	116.9	0.0	116.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
宮崎県	21,057,535	0	21,057,535	106.6	0.0	106.6	21,057,535	0	21,057,535	19,747,467	0	19,747,467	106.6	0.0	106.6	100.0	0.0	100				

地方消費税(貨物割)

(単位:額:千円、前年比・収入歩合:%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額の前年比			収入歩合(2020年度)			収入歩合(2021年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	25,837,923	0	25,837,923	112.1	0.0	112.1	23,047,033	0	23,047,033	112.1	0.0	112.1	23,047,033	0	23,047,033	112.1	0.0	112.1
青森県	2,356,812	0	2,356,812	111.3	0.0	111.3	2,118,367	0	2,118,367	111.3	0.0	111.3	2,118,367	0	2,118,367	111.3	0.0	111.3
岩手県	194,748	0	194,748	114.9	0.0	114.9	169,442	0	169,442	114.9	0.0	114.9	169,442	0	169,442	114.9	0.0	114.9
宮城県	13,656,982	0	13,656,982	102.0	0.0	102.0	13,389,718	0	13,389,718	102.0	0.0	102.0	13,389,718	0	13,389,718	102.0	0.0	102.0
秋田県	1,731,157	0	1,731,157	117.3	0.0	117.3	1,476,082	0	1,476,082	117.3	0.0	117.3	1,476,082	0	1,476,082	117.3	0.0	117.3
山形県	1,086,578	0	1,086,578	92.4	0.0	92.4	1,176,461	0	1,176,461	92.4	0.0	92.4	1,176,461	0	1,176,461	92.4	0.0	92.4
福島県	2,354,031	0	2,354,031	117.3	0.0	117.3	2,007,671	0	2,007,671	117.3	0.0	117.3	2,007,671	0	2,007,671	117.3	0.0	117.3
茨城県	21,507,768	0	21,507,768	119.2	0.0	119.2	18,049,175	0	18,049,175	119.2	0.0	119.2	18,049,175	0	18,049,175	119.2	0.0	119.2
栃木県	500,128	0	500,128	136.1	0.0	136.1	367,541	0	367,541	136.1	0.0	136.1	367,541	0	367,541	136.1	0.0	136.1
群馬県	208,495	0	208,495	116.9	0.0	116.9	178,332	0	178,332	116.9	0.0	116.9	178,332	0	178,332	116.9	0.0	116.9
埼玉県	658,754	0	658,754	112.9	0.0	112.9	583,611	0	583,611	112.9	0.0	112.9	583,611	0	583,611	112.9	0.0	112.9
千葉県	429,539,609	0	429,539,609	125.8	0.0	125.8	341,387,060	0	341,387,060	125.8	0.0	125.8	341,387,060	0	341,387,060	125.8	0.0	125.8
東京都	266,694,452	0	266,694,452	122.8	0.0	122.8	217,231,761	0	217,231,761	122.8	0.0	122.8	217,231,761	0	217,231,761	122.8	0.0	122.8
神奈川県	172,813,105	0	172,813,105	114.8	0.0	114.8	150,495,688	0	150,495,688	114.8	0.0	114.8	150,495,688	0	150,495,688	114.8	0.0	114.8
新潟県	14,572,131	0	14,572,131	126.6	0.0	126.6	11,510,109	0	11,510,109	126.6	0.0	126.6	11,510,109	0	11,510,109	126.6	0.0	126.6
富山県	3,557,507	0	3,557,507	136.1	0.0	136.1	2,614,484	0	2,614,484	136.1	0.0	136.1	2,614,484	0	2,614,484	136.1	0.0	136.1
石川県	2,856,487	0	2,856,487	115.3	0.0	115.3	2,477,297	0	2,477,297	115.3	0.0	115.3	2,477,297	0	2,477,297	115.3	0.0	115.3
福井県	1,540,784	0	1,540,784	160.6	0.0	160.6	959,625	0	959,625	160.6	0.0	160.6	959,625	0	959,625	160.6	0.0	160.6
山梨県	122,570	0	122,570	100.2	0.0	100.2	122,265	0	122,265	100.2	0.0	100.2	122,265	0	122,265	100.2	0.0	100.2
長野県	322,955	0	322,955	233.3	0.0	233.3	138,401	0	138,401	233.3	0.0	233.3	138,401	0	138,401	233.3	0.0	233.3
岐阜県	237,974	0	237,974	134.0	0.0	134.0	177,649	0	177,649	134.0	0.0	134.0	177,649	0	177,649	134.0	0.0	134.0
静岡県	21,757,014	0	21,757,014	122.5	0.0	122.5	17,767,042	0	17,767,042	122.5	0.0	122.5	17,767,042	0	17,767,042	122.5	0.0	122.5
愛知県	121,123,769	0	121,123,769	120.8	0.0	120.8	100,296,325	0	100,296,325	120.8	0.0	120.8	100,296,325	0	100,296,325	120.8	0.0	120.8
三重県	29,077,484	0	29,077,484	116.8	0.0	116.8	24,892,767	0	24,892,767	116.8	0.0	116.8	24,892,767	0	24,892,767	116.8	0.0	116.8
滋賀県	167,798	0	167,798	148.3	0.0	148.3	113,155	0	113,155	148.3	0.0	148.3	113,155	0	113,155	148.3	0.0	148.3
京都府	626,368	0	626,368	112.2	0.0	112.2	558,234	0	558,234	112.2	0.0	112.2	558,234	0	558,234	112.2	0.0	112.2
大阪府	231,546,145	0	231,546,145	125.4	0.0	125.4	184,628,194	0	184,628,194	125.4	0.0	125.4	184,628,194	0	184,628,194	125.4	0.0	125.4
兵庫県	132,207,807	0	132,207,807	130.2	0.0	130.2	101,523,756	0	101,523,756	130.2	0.0	130.2	101,523,756	0	101,523,756	130.2	0.0	130.2
奈良県	2,627	0	2,627	105.0	0.0	105.0	2,503	0	2,503	105.0	0.0	105.0	2,503	0	2,503	105.0	0.0	105.0
和歌山県	3,413,789	0	3,413,789	99.2	0.0	99.2	3,441,837	0	3,441,837	99.2	0.0	99.2	3,441,837	0	3,441,837	99.2	0.0	99.2
鳥取県	525,195	0	525,195	97.9	0.0	97.9	536,726	0	536,726	97.9	0.0	97.9	536,726	0	536,726	97.9	0.0	97.9
島根県	495,043	0	495,043	55.2	0.0	55.2	896,783	0	896,783	55.2	0.0	55.2	896,783	0	896,783	55.2	0.0	55.2
岡山県	26,818,032	0	26,818,032	121.6	0.0	121.6	22,061,550	0	22,061,550	121.6	0.0	121.6	22,061,550	0	22,061,550	121.6	0.0	121.6
広島県	10,513,098	0	10,513,098	107.9	0.0	107.9	9,739,393	0	9,739,393	107.9	0.0	107.9	9,739,393	0	9,739,393	107.9	0.0	107.9
山口県	26,448,584	0	26,448,584	131.1	0.0	131.1	20,172,133	0	20,172,133	131.1	0.0	131.1	20,172,133	0	20,172,133	131.1	0.0	131.1
徳島県	1,569,003	0	1,569,003	105.9	0.0	105.9	1,482,109	0	1,482,109	105.9	0.0	105.9	1,482,109	0	1,482,109	105.9	0.0	105.9
香川県	4,112,995	0	4,112,995	138.3	0.0	138.3	2,974,297	0	2,974,297	138.3	0.0	138.3	2,974,297	0	2,974,297	138.3	0.0	138.3
愛媛県	11,193,238	0	11,193,238	113.7	0.0	113.7	9,842,287	0	9,842,287	113.7	0.0	113.7	9,842,287	0	9,842,287	113.7	0.0	113.7
高知県	465,499	0	465,499	146.3	0.0	146.3	318,076	0	318,076	146.3	0.0	146.3	318,076	0	318,076	146.3	0.0	146.3
福岡県	81,160,958	0	81,160,958	135.8	0.0	135.8	59,756,067	0	59,756,067	135.8	0.0	135.8	59,756,067	0	59,756,067	135.8	0.0	135.8
佐賀県	1,676,928	0	1,676,928	108.2	0.0	108.2	1,549,472	0	1,549,472	108.2	0.0	108.2	1,549,472	0	1,549,472	108.2	0.0	108.2
長崎県	6,155,909	0	6,155,909	126.5	0.0	126.5	4,864,545	0	4,864,545	126.5	0.0	126.5	4,864,545	0	4,864,545	126.5	0.0	126.5
熊本県	1,219,450	0	1,219,450	103.7	0.0	103.7	1,176,214	0	1,176,214	103.7	0.0	103.7	1,176,214	0	1,176,214	103.7	0.0	103.7
大分県	10,283,737	0	10,283,737	122.9	0.0	122.9	8,364,556	0	8,364,556	122.9	0.0	122.9	8,364,556	0	8,364,556	122.9	0.0	122.9
宮崎県	499,582	0	499,582	145.8	0.0	145.8	342,633	0	342,633	145.8	0.0	145.8	342,633	0	342,633	145.8	0.0	145.8
鹿児島県	5,143,579	0	5,143,579	133.1	0.0	133.1	3,864,408	0	3,864,408	133.1	0.0	133.1	3,864,408	0	3,864,408	133.1	0.0	133.1
沖縄県	2,166,783	0	2,166,783	115.1	0.0	115.1	1,882,472	0	1,882,472	115.1	0.0	115.1	1,882,472	0	1,882,472	115.1	0.0	115.1
合計	1,692,721,364	0	1,692,721,364	123.3	0.0	123.3	1,372,725,306	0	1,372,725,306	123.3	0.0	123.3	1,372,725,306	0	1,372,725,306	123.3	0.0	123.3

不動産取得税

(単位: 千円、前年比・収入歩合: %)

都道府県名	調査額 (2021年度)				調査額 (2020年度)				調査額の前年比				収入額 (2021年度)				収入額 (2020年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2021年度)				収入歩合 (2020年度)										
	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計
北海道	17,082,878	629,319	17,712,197	16,130,916	528,115	16,659,031	105.9	119.2	106.3	16,835,067	259,990	17,095,057	15,776,295	106.7	246.7	107.6	98.5	41.3	96.5	97.8	20.0	95.3																	
青森県	1,862,361	59,067	1,921,428	2,087,400	17,983	2,105,383	89.2	328.5	91.3	1,853,193	50,849	1,904,042	2,035,050	91.1	536.4	93.1	99.5	86.1	99.1	97.5	52.7	97.1																	
岩手県	2,524,941	145,907	2,670,848	2,707,680	38,465	2,746,145	93.3	379.3	97.3	2,510,018	119,673	2,629,691	2,582,054	97.2	839.2	101.3	99.4	82.0	98.5	95.4	37.1	94.5																	
宮城県	6,433,052	168,143	6,601,195	5,903,916	124,767	6,028,683	109.0	134.8	109.5	6,379,338	102,423	6,481,761	5,770,044	110.6	346.2	111.8	99.2	60.9	98.2	97.7	23.7	96.2																	
秋田県	1,577,991	114,420	1,692,411	1,592,020	103,158	1,695,177	99.1	110.9	99.8	1,567,517	12,558	1,580,075	1,566,439	100.1	108.3	100.1	99.3	11.0	93.4	98.4	11.2	93.1																	
山形県	2,073,980	40,075	2,114,055	2,129,427	34,181	2,163,608	97.4	117.2	97.7	2,061,863	19,276	2,081,139	2,066,028	98.1	127.8	98.4	99.4	48.1	98.4	98.7	44.1	97.8																	
福島県	3,890,326	122,568	4,012,894	4,102,307	123,617	4,225,924	94.8	99.2	95.0	3,893,938	34,916	3,928,854	4,034,486	96.3	819.1	96.1	95.7	28.5	97.0	98.3	29.4	96.3																	
茨城県	5,146,765	146,493	5,293,258	6,068,785	103,043	6,171,828	84.8	142.2	85.8	5,076,537	81,482	5,158,019	5,976,506	84.9	224.5	85.8	98.6	55.6	97.4	98.5	35.2	97.4																	
栃木県	4,505,093	229,056	4,734,149	4,903,195	44,202	4,947,397	91.9	518.2	95.7	4,473,530	205,260	4,678,790	4,696,028	95.3	343.9	99.3	99.3	89.6	98.8	95.8	32.4	95.2																	
群馬県	5,827,581	130,920	5,958,501	4,857,246	116,807	4,974,053	120.0	112.1	119.8	5,806,717	73,726	5,880,443	4,776,974	121.6	124.6	121.6	99.6	56.3	98.7	98.3	50.7	97.2																	
埼玉県	18,705,448	266,525	18,971,973	18,656,120	197,113	18,853,233	100.3	135.2	100.6	18,469,063	162,718	18,631,781	18,332,710	100.7	174.1	101.1	98.7	61.1	98.2	98.3	47.4	97.7																	
千葉県	16,796,149	721,727	17,517,876	17,093,277	495,771	17,589,048	98.3	145.6	99.6	16,502,239	379,949	16,882,188	16,396,085	100.6	175.9	101.6	98.3	52.6	96.4	95.9	43.6	94.4																	
東京都	84,220,902	1,707,568	85,928,470	73,415,510	1,277,425	74,692,935	114.7	133.7	115.0	83,647,777	1,047,568	84,695,345	72,300,876	115.7	176.3	116.2	99.3	61.3	98.6	98.5	46.5	97.6																	
神奈川県	23,520,276	746,851	24,267,128	25,727,383	818,753	26,546,136	91.4	91.2	91.4	22,810,563	243,670	23,054,234	24,915,259	91.6	114.6	91.7	97.0	32.6	95.0	96.8	26.0	94.7																	
新潟県	4,522,352	99,973	4,622,325	4,762,769	93,666	4,856,435	95.0	106.7	95.2	4,484,313	16,029	4,500,342	4,732,551	94.8	99.6	94.8	99.2	16.0	97.4	99.4	17.2	97.8																	
富山県	2,169,467	75,346	2,244,813	2,630,570	48,674	2,679,244	82.5	154.8	83.8	2,156,981	46,872	2,203,853	2,575,199	83.8	237.3	84.9	99.4	62.2	98.2	97.9	40.6	96.9																	
石川県	2,660,049	89,670	2,749,719	2,785,497	88,924	2,874,421	95.5	100.8	95.7	2,628,906	15,865	2,644,771	2,750,217	95.6	97.2	95.6	98.8	17.7	96.2	98.7	18.4	96.2																	
福井県	2,139,117	53,325	2,192,442	1,628,140	24,230	1,652,370	131.4	220.1	132.7	2,137,217	16,573	2,153,790	1,591,218	135.6	135.6	135.6	99.9	49.8	98.7	97.7	17.1	96.5																	
山梨県	1,850,650	98,040	1,948,690	2,092,617	24,445	2,117,061	88.4	401.1	92.0	1,838,161	59,278	1,897,439	2,010,317	91.4	894.1	91.4	99.3	60.5	97.4	96.1	27.1	95.3																	
長野県	4,568,049	196,365	4,764,414	4,434,875	73,582	4,508,457	103.0	266.9	105.7	4,521,153	148,201	4,669,354	4,269,253	105.9	439.6	108.5	99.0	75.5	98.0	96.3	45.8	95.4																	
岐阜県	4,522,464	127,493	4,649,957	4,966,415	70,411	5,036,826	91.1	181.1	92.3	4,443,493	93,386	4,536,881	4,833,148	91.9	352.0	93.4	98.3	73.2	97.6	97.3	37.7	96.5																	
静岡県	11,367,688	399,646	11,767,334	11,059,997	129,030	11,189,027	102.8	309.7	105.2	11,242,292	318,692	11,560,984	10,669,301	105.4	745.6	107.9	98.9	79.7	98.2	96.5	33.1	95.7																	
愛知県	25,565,827	424,829	25,990,656	26,560,365	310,387	26,870,752	96.3	136.9	96.7	25,114,072	189,056	25,303,128	26,054,676	96.4	384.0	96.9	98.2	44.5	97.4	98.1	15.9	97.1																	
三重県	4,297,925	104,750	4,402,675	4,739,616	27,134	4,766,750	90.7	386.0	92.4	4,277,116	78,262	4,355,378	4,638,400	92.2	564.0	93.6	99.5	74.7	98.9	97.9	51.1	97.6																	
滋賀県	4,217,862	623,260	4,841,122	4,259,830	365,460	4,625,291	99.0	170.5	104.7	3,933,392	295,156	4,228,548	3,774,659	104.2	433.3	110.0	93.3	47.4	87.3	88.6	18.6	83.1																	
京都府	9,535,283	566,848	10,102,131	9,820,766	361,068	9,281,834	106.9	157.0	108.8	9,311,113	286,792	9,597,905	8,496,356	109.6	230.3	111.7	97.6	50.6	95.0	95.2	27.4	92.6																	
大阪府	37,574,695	2,022,849	39,597,544	33,954,652	1,488,784	35,443,436	110.7	135.9	111.7	36,446,640	1,113,430	37,560,070	32,159,184	113.3	204.7	114.9	97.0	55.0	94.9	94.7	36.5	92.3																	
兵庫県	16,464,049	495,639	16,959,688	15,300,495	324,192	15,624,687	107.6	152.9	108.5	16,267,545	286,920	16,554,465	14,913,324	109.1	180.7	109.8	98.8	57.9	97.6	97.5	49.0	96.5																	
奈良県	2,104,468	138,463	2,242,931	2,183,388	93,048	2,276,436	96.4	148.8	98.5	2,064,707	80,706	2,145,413	2,078,280	99.3	227.1	101.5	98.1	58.3	95.7	95.2	38.2	92.9																	
和歌山県	1,766,003	102,011	1,868,014	1,913,955	61,865	1,975,820	92.3	164.9	94.5	1,748,817	36,663	1,785,480	1,851,992	94.4	409.8	95.9	99.0	35.9	95.6	96.8	14.5	94.2																	
鳥取県	727,336	50,598	777,934	857,272	54,677	911,949	84.8	92.5	85.3	722,896	2,680	725,576	856,203	90.5	90.5	84.5	99.4	5.3	93.3	99.9	5.4	94.2																	
島根県	938,382	70,440	1,008,822	1,106,509	13,647	1,120,156	84.8	516.2	90.1	927,270	57,863	985,133	1,040,037	89.2	1687.5	94.4	98.8	82.1	97.7	94.0	25.1	93.2																	
岡山県	4,084,708	205,068	4,289,776	5,025,728	46,418	5,072,146	81.3	441.8	84.6	4,028,784	165,175	4,193,959	4,834,962	86.5	1018.2	86.5	98.6	80.5	97.8	96.2	34.9	95.6																	
広島県	7,763,733	412,004	8,175,737	8,403,818	390,136	8,793,954	92.4	105.6	93.0	7,464,691	105,695	7,570,386	8,057,611	92.6	114.7	92.9	96.1	25.7	92.6	95.9	23.6	92.7																	
山口県	2,372,021	60,750	2,432,771	2,484,349	17,067	2,501,416	95.5	356.0	97.3	2,351,027	26,915	2,377,942	2,429,559	96.8	320.6	97.5	99.1	44.3	97.7	97.8	49.2	97.5																	
徳島県	1,747,818	29,032	1,776,850	1,679,127	24,725	1,703,852	104.1	117.4	104.3	1,732,837	6,134	1,738,971	1,662,704	104.2	174.0	104.4	99.1	21.1	97.9	99.0	14.3	97.8																	
香川県	2,036,478	67,182	2,103,660	2,776,186	26,694	2,802,880	73.4	251.7	75.1	2,015,431	38,199	2,053,630	2,725,272	74.0	702.6	75.2	99.0	56.9	97.6	98.2	20.4	97.4																	
愛媛県	2,746,182	50,141	2,796,323	2,897,058	34,052	2,931,110	94.8	147.2	95.4	2,711,690	30,420	2,742,110	2,857,991	94.9	368.1	95.7	98.8	60.7	98.1	98.7	24.3	97.8																	
高知県	1,148,296	12,115	1,160,411	1,136,639	6,616	1,143,255	101.0	183.1	101.5	1,146,213	5,135	1,151,348	1,124,664	101.9	425.4	102.3	99.8	42.4	99.2	98.9	18.2	98.5																	
福岡県	16,549,591	595,290	17,144,881	18,123,241	359,906	18,483,147	91.3	165.4	92.8	16,328,716	350,059	16,678,775	17,569,845	94.2	246.9	94.2	98.7	58.8	97.3	96.9	39.4	95.8																	
佐賀県	1,740,725	29,713	1,770,438	1,814,018	34,976	1,848,994	96.0	85.0	95.8																														

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県たばこ税

都道府県名	調定額 (2021年度)			調定額 (2020年度)			調定額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	7,297,473	0	7,297,473	6,767,467	0	6,767,467	107.8	0.0	107.8	7,297,471	6,767,462	0	6,767,462	107.8	0.0	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	1,682,831	0	1,682,831	1,557,440	0	1,557,440	108.1	0.0	108.1	1,682,831	1,557,440	0	1,557,440	108.1	0.0	108.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
岩手県	1,447,298	3	1,447,301	1,350,067	0	1,350,067	107.2	0.0	107.2	1,447,298	1,350,064	0	1,350,064	107.2	0.0	107.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
宮城県	2,836,837	4	2,836,841	2,642,895	0	2,642,895	107.3	0.0	107.3	2,836,837	2,642,891	0	2,642,891	107.3	0.0	107.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
秋田県	1,128,435	0	1,128,435	1,045,072	0	1,045,072	108.0	0.0	108.0	1,128,435	1,045,072	0	1,045,072	108.0	0.0	108.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山形県	1,123,704	0	1,123,704	1,047,157	0	1,047,157	107.3	0.0	107.3	1,123,704	1,047,157	0	1,047,157	107.3	0.0	107.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福島県	2,470,947	2	2,470,949	2,338,322	1	2,338,323	105.7	200.0	105.7	2,470,949	2,338,321	1	2,338,322	105.7	200.0	105.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	3,558,952	0	3,558,952	3,333,726	0	3,333,726	106.8	0.0	106.8	3,558,952	3,333,726	0	3,333,726	106.8	0.0	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
栃木県	2,322,339	0	2,322,339	2,176,091	0	2,176,091	106.7	0.0	106.7	2,322,337	2,176,088	0	2,176,088	106.7	0.0	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	99.9	0.0
群馬県	2,229,063	2	2,229,063	2,097,740	2	2,097,742	106.3	0.0	106.3	2,229,063	2,097,750	2	2,097,752	106.3	0.0	106.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	99.9	0.0
埼玉県	7,795,888	0	7,795,888	7,399,693	0	7,399,693	105.4	0.0	105.4	7,795,881	7,400,274	0	7,400,274	105.3	0.0	105.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
千葉県	6,914,629	29	6,914,658	6,434,119	23	6,434,142	107.5	126.1	107.5	6,914,523	6,434,083	23	6,434,106	107.5	126.1	107.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	15,998,431	29,012	16,027,443	14,950,514	1,411	14,951,925	107.0	205.1	107.2	15,992,868	14,921,518	1,360	14,922,878	107.2	212.4	107.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.6	100.0	99.8
神奈川県	9,293,186	9	9,293,195	8,710,471	11	8,710,482	106.7	81.8	106.7	9,293,186	8,710,462	11	8,710,473	106.7	81.8	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	99.9
新潟県	2,368,933	0	2,368,933	2,224,624	0	2,224,626	106.5	0.0	106.5	2,368,933	2,224,624	0	2,224,626	106.5	0.0	106.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
富山県	1,101,148	0	1,101,148	1,041,511	0	1,041,511	105.7	0.0	105.7	1,101,148	1,041,511	0	1,041,511	105.7	0.0	105.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
石川県	1,239,028	0	1,239,028	1,166,349	4	1,166,353	106.2	0.0	106.2	1,239,028	1,166,349	4	1,166,353	106.2	0.0	106.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福井県	853,933	0	853,933	811,181	0	811,181	105.3	0.0	105.3	853,924	811,181	0	811,181	105.3	0.0	105.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山梨県	976,999	0	976,999	906,227	0	906,227	107.8	0.0	107.8	976,991	906,227	0	906,227	107.8	0.0	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
長野県	2,089,179	0	2,089,179	1,958,252	0	1,958,252	106.7	0.0	106.7	2,089,179	1,958,252	0	1,958,252	106.7	0.0	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
岐阜県	2,009,420	1	2,009,420	1,884,533	0	1,884,533	106.6	0.0	106.6	2,009,420	1,884,532	0	1,884,532	106.6	0.0	106.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
静岡県	3,927,315	10	3,927,325	3,698,073	1	3,698,074	106.2	100.0	106.2	3,927,315	3,698,063	10	3,927,325	106.2	100.0	106.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	8,008,354	0	8,008,354	7,536,783	0	7,536,783	106.3	0.0	106.3	8,008,354	7,536,783	0	7,536,783	106.3	0.0	106.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
三重県	1,965,662	0	1,965,662	1,845,998	0	1,845,998	106.5	0.0	106.5	1,965,662	1,845,998	0	1,845,998	106.5	0.0	106.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
滋賀県	1,463,447	0	1,463,447	1,382,803	0	1,382,803	105.8	0.0	105.8	1,463,447	1,382,803	0	1,382,803	105.8	0.0	105.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
京都府	2,527,420	23	2,527,443	2,393,308	0	2,393,308	105.6	0.0	105.6	2,527,407	2,393,276	6	2,393,276	105.6	0.0	105.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	26.1	100.0	0.0
大阪府	11,026,227	294	11,026,521	10,433,965	4	10,433,969	105.7	735.0	105.7	11,026,210	10,433,675	0	10,433,675	105.7	0.0	105.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.4	100.0	0.0
兵庫県	5,412,125	35	5,412,160	5,109,195	4	5,109,199	105.9	875.0	105.9	5,412,123	5,109,160	4	5,109,164	105.9	375.0	105.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.9	100.0	0.0
奈良県	1,206,863	22	1,206,885	1,127,157	0	1,127,157	107.1	0.0	107.1	1,206,863	1,127,135	0	1,127,135	107.1	0.0	107.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9.1	100.0	0.0
和歌山県	1,091,877	1	1,091,878	1,029,167	0	1,029,167	106.1	0.0	106.1	1,091,877	1,029,167	1	1,029,167	106.1	0.0	106.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
鳥取県	592,633	0	592,633	554,981	0	554,981	106.8	0.0	106.8	592,633	554,981	0	554,981	106.8	0.0	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
島根県	660,644	12	660,656	612,993	0	612,993	107.8	0.0	107.8	660,644	612,981	6	612,981	107.8	0.0	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0
岡山県	2,041,994	105	2,042,099	1,924,548	0	1,924,548	106.1	0.0	106.1	2,041,994	1,924,443	3	1,924,443	106.1	0.0	106.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.9	100.0	0.0
広島県	2,935,650	112	2,935,762	2,779,962	2	2,779,964	105.6	560.0	105.6	2,935,650	2,779,850	2	2,779,852	105.6	0.0	105.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
山口県	1,445,818	32	1,445,850	1,367,848	0	1,367,848	105.7	0.0	105.7	1,445,818	1,367,816	0	1,367,816	105.7	0.0	105.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
徳島県	809,806	27	809,833	760,127	0	760,127	106.5	0.0	106.5	809,806	760,100	0	760,100	106.5	0.0	106.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
香川県	1,060,033	0	1,060,033	1,004,246	0	1,004,246	105.6	0.0	105.6	1,060,033	1,004,246	0	1,004,246	105.6	0.0	105.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
愛媛県	1,449,806	29	1,449,835	1,360,138	0	1,360,138	106.6	0.0	106.6	1,449,806	1,360,109	0	1,360,109	106.6	0.0	106.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.4	100.0	0.0
高知県	827,403	10	827,413	774,980	2	774,982	106.8	500.0	106.8	827,403	774,971	2	774,973	106.8	500.0	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	6,213,564	58	6,213,622	5,818,146	5	5,818,151	106.8	116.0	106.8	6,213,543	5,818,089	39	5,818,094	106.8	780.0	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	67.2	100.0	0.0
佐賀県	1,019,162	0	1,019,162	952,617	0	952,617	107.0	0.0	107.0	1,019,162	952,617	0	952,617	107.0	0.0	107.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
長崎県	1,548,014	0	1,548,014	1,445,311	0	1,445,311	107.1	0.0	107.1															

ゴルフ場利用税

(単位: 額: 千円、前年比・収入歩合: %)

都道府県名	調定額 (2021年度)			調定額 (2020年度)			調定額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	1,435,814	32,821	1,468,635	1,340,902	4,758	1,345,660	107.1	689.8	109.1	1,435,171	28,016	1,463,187	1,312,464	375	1,312,839	109.3	7470.9	111.5	100.0	85.4	99.6	97.9	7.9	97.6
青森県	145,508	4,287	149,795	136,603	0	136,603	106.5	0.0	109.7	145,508	4,287	149,795	132,316	0	132,316	110.0	0.0	113.2	100.0	100.0	100.0	96.9	0.0	96.9
岩手県	281,959	16,142	298,101	260,207	0	260,207	108.4	0.0	114.6	281,959	16,142	298,101	244,064	0	244,064	115.5	0.0	122.1	100.0	100.0	100.0	93.8	0.0	93.8
宮城県	676,995	0	676,995	638,414	0	638,414	106.0	0.0	106.0	676,995	0	676,995	638,414	0	638,414	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	156,633	0	156,633	145,491	0	145,491	107.7	0.0	107.7	156,633	0	156,633	145,491	0	145,491	107.7	0.0	107.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	124,496	2,179	126,675	110,116	0	110,116	113.1	0.0	115.0	124,496	2,179	126,675	107,937	0	107,937	115.3	0.0	117.4	100.0	100.0	100.0	98.0	0.0	98.0
福島県	539,166	24,764	563,930	527,435	14,940	542,375	102.2	165.8	104.0	538,451	14,944	553,395	512,491	1,504	513,995	105.1	993.6	107.7	99.9	60.3	98.1	97.2	10.1	94.8
茨城県	2,652,633	79,881	2,732,514	2,378,974	8,365	2,387,339	111.5	954.9	114.5	2,652,633	78,662	2,731,295	2,300,312	7,147	2,307,459	115.3	1100.6	118.4	100.0	98.5	100.0	96.7	85.4	96.7
栃木県	2,256,028	18,488	2,274,516	2,004,537	596	2,005,133	112.5	3100.7	113.4	2,254,802	12,750	2,267,552	1,986,057	596	1,986,653	113.5	2139.3	114.1	99.9	69.0	99.7	99.1	100.0	99.1
群馬県	1,103,219	10,623	1,113,842	1,007,602	0	1,007,602	109.5	0.0	110.5	1,103,219	10,623	1,113,842	996,979	0	996,979	110.7	0.0	111.7	100.0	100.0	100.0	98.9	0.0	98.9
埼玉県	2,188,543	19,726	2,208,269	1,869,072	0	1,869,072	117.1	0.0	118.1	2,188,543	19,726	2,208,269	1,849,347	0	1,849,347	118.3	0.0	119.4	100.0	100.0	100.0	98.9	0.0	98.9
千葉県	4,341,828	48,181	4,390,009	3,898,053	0	3,898,053	111.4	0.0	112.6	4,341,828	48,181	4,390,009	3,849,872	0	3,849,872	112.8	0.0	114.0	100.0	100.0	100.0	98.8	0.0	98.8
東京都	638,563	0	638,563	549,867	0	549,867	116.1	0.0	116.1	638,563	0	638,563	549,867	0	549,867	116.1	0.0	116.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	1,568,719	0	1,568,719	1,352,877	0	1,352,877	116.0	0.0	116.0	1,568,719	0	1,568,719	1,352,877	0	1,352,877	116.0	0.0	116.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	484,722	5,454	490,176	460,081	5,455	465,536	105.4	100.0	105.3	484,722	0	484,722	460,081	0	460,081	105.4	0.0	105.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	98.8
富山県	275,612	9,364	284,976	258,248	0	258,248	106.7	0.0	110.3	275,612	9,364	284,976	248,884	0	248,884	110.7	0.0	114.5	100.0	100.0	100.0	96.4	0.0	96.4
石川県	512,874	40,855	553,729	503,531	5,107	508,638	101.9	800.0	108.9	510,783	40,855	551,638	462,676	5,107	467,783	110.4	800.0	117.9	99.6	100.0	99.6	91.9	100.0	92.0
福井県	239,817	0	239,817	214,222	0	214,222	111.9	0.0	111.9	239,817	0	239,817	214,222	0	214,222	111.9	0.0	111.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	800,664	0	800,664	689,049	511	689,559	116.2	0.0	116.1	800,664	0	800,664	689,049	511	689,559	116.2	0.0	116.1	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長野県	787,730	5,066	792,796	678,073	1,097	679,170	116.2	461.8	116.7	787,730	5,066	792,796	673,007	1,097	674,104	117.0	461.8	117.6	100.0	100.0	100.0	99.3	100.0	99.3
岐阜県	1,603,243	41,665	1,644,908	1,505,665	0	1,505,665	106.5	0.0	109.2	1,603,175	35,384	1,638,559	1,464,000	0	1,464,000	109.5	0.0	111.9	100.0	84.9	99.6	97.2	0.0	97.2
静岡県	2,481,963	37,204	2,519,167	2,195,924	0	2,195,924	113.0	0.0	114.7	2,481,963	37,204	2,519,167	2,158,720	0	2,158,720	115.0	0.0	116.7	100.0	100.0	100.0	98.3	0.0	98.3
愛知県	1,433,560	0	1,433,560	1,327,177	0	1,327,177	108.0	0.0	108.0	1,433,560	0	1,433,560	1,327,177	0	1,327,177	108.0	0.0	108.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	1,689,759	28,577	1,718,336	1,602,446	6,269	1,608,715	105.4	0.0	107.2	1,688,973	15,895	1,704,868	1,573,868	0	1,573,868	107.3	0.0	108.3	100.0	55.6	99.2	98.2	0.0	98.2
滋賀県	1,061,431	16,718	1,078,149	963,061	6,269	969,330	110.2	266.7	111.2	1,061,431	14,390	1,075,821	946,342	2,548	948,890	112.2	564.8	113.4	100.0	86.1	99.8	98.3	40.6	97.9
京都府	754,039	0	754,039	707,518	0	707,518	106.6	0.0	106.6	754,039	0	754,039	707,518	0	707,518	106.6	0.0	106.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	1,405,767	49,580	1,455,347	1,302,352	1,176	1,303,528	107.9	4216.0	111.6	1,405,767	49,580	1,455,347	1,252,772	1,176	1,253,948	112.2	4216.0	116.1	100.0	100.0	100.0	96.2	100.0	96.2
兵庫県	3,566,269	45,769	3,612,038	3,304,475	1,079	3,305,554	107.9	4241.8	109.3	3,560,294	45,269	3,605,563	3,258,706	1,079	3,259,785	109.3	4195.5	110.6	99.8	98.9	99.8	98.6	100.0	98.6
奈良県	899,895	14,260	914,155	829,349	4,500	833,849	108.5	316.9	109.6	899,895	6,266	906,165	815,089	4,500	819,589	110.4	139.1	110.6	100.0	43.9	99.1	98.3	100.0	98.3
和歌山県	326,261	100	326,361	302,860	0	302,860	107.7	0.0	107.8	326,261	100	326,361	302,760	0	302,760	107.8	0.0	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	107,455	1,437	108,892	88,281	1,437	89,718	121.7	100.0	121.4	107,455	0	107,455	88,281	0	88,281	121.7	0.0	121.7	100.0	0.0	98.7	100.0	0.0	98.4
島根県	95,757	0	95,757	88,714	0	88,714	107.9	0.0	107.9	95,757	0	95,757	88,714	0	88,714	107.9	0.0	107.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	657,820	710	658,530	627,662	0	627,662	104.8	0.0	104.9	657,820	710	658,530	626,952	0	626,952	104.9	0.0	105.0	100.0	100.0	100.0	99.9	0.0	99.9
広島県	712,291	4,511	716,802	666,375	0	666,375	106.9	0.0	107.6	710,940	4,442	715,382	661,864	0	661,864	107.4	0.0	108.1	99.8	98.5	99.8	99.3	0.0	99.3
山口県	465,264	0	465,264	423,631	0	423,631	109.8	0.0	109.8	465,264	0	465,264	423,631	0	423,631	109.8	0.0	109.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	245,099	0	245,099	233,880	0	233,880	104.8	0.0	104.8	245,099	0	245,099	233,880	0	233,880	104.8	0.0	104.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	341,810	0	341,810	328,249	0	328,249	104.1	0.0	104.1	341,810	0	341,810	328,249	0	328,249	104.1	0.0	104.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	353,392	0	353,392	332,503	0	332,503	106.3	0.0	106.3	353,392	0	353,392	332,503	0	332,503	106.3	0.0	106.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	222,588	0	222,588	211,201	0	211,201	105.4	0.0	105.4	222,588	0	222,588	211,201	0	211,201	105.4	0.0	105.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	1,085,137	25,605	1,110,742	977,955	1,530	979,485	111.0	1673.5	113.4	1,085,137	11,277	1,096,414	952,350	1,530	953,880	113.9	737.1	114.9	100.0	44.0	98.7	97.4	100.0	97.4
佐賀県	304,958	0	304,958	279,968	0	279,968	108.9	0.0	108.9	304,958	0	304,958	279,968	0	279,968	108.9	0.0	108.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	300,761	4,698	305,459	273,391	0	273,391	110.0	0.0	111.7	300,761	4,698	305,459	268,693	0	268,693	111.9	0.0</							

自動車取得税(～2020.9)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			収入額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	0	760	760	59	1,454	1,513	0.0	52.3	50.2	129	0	129	0	129	0	58	695	753	0.0	18.6	17.1	0.0	17.0	17.0	98.3	47.8	49.8
青森県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田県	0	0	0	90	0	90	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	90	0	90	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	263	0	263	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0	0	0	263	0	263	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	284	0	284	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	284	0	284	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	488	488	140	665	805	0.0	73.4	60.6	65	0	65	0	65	0	140	177	317	0.0	36.7	20.5	0.0	13.3	13.3	100.0	26.6	39.4
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	67	67	0	67	67	0.0	100.0	100.0	11	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	46	46	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	0	0	0	0	112	112	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	42	0	42	163	0	163	25.8	0.0	25.8	42	0	42	163	0	163	0	163	0	163	25.8	0.0	25.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	0	0	0	12	0	12	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	632	0	632	336	85	421	188.1	0.0	150.1	632	0	632	336	46	382	188.1	0.0	165.4	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
大阪府	0	79	79	638	79	717	0.0	100.0	11.0	0	0	0	638	0	638	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	170	0	170	961	0	961	17.7	0.0	17.7	170	0	170	961	0	961	0	961	0	961	17.7	0.0	17.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
島根県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	88	0	88	0.0	0.0	0.0	0	0	0	88	0	88	0	88	0	88	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	844	1,440	2,284	3,034	2,462	5,496	27.8	58.5	41.6	1,049	844	2,05	3,033	918	3,951	27.8	22.3	26.5	100.0	14.2	45.9	100.0	37.3	71.9			

(単位: 千円、前年比・収入歩合: %)

自動車税

都道府県名	調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計						
北海道	79,342,962	670,075	80,013,037	79,964,914	818,923	80,783,837	99.2	81.8	99.0	79,120,434	184,120	79,304,554	79,733,321	254,811	79,988,132	99.2	72.3	99.1	99.7	27.5	99.1	99.7	31.1	99.0
青森県	17,135,006	99,733	17,234,739	17,266,120	112,435	17,378,555	99.2	88.7	99.2	17,086,503	40,622	17,127,125	17,218,563	50,401	17,268,964	99.2	80.6	99.2	99.7	40.7	99.4	99.7	44.8	99.4
岩手県	18,294,861	64,573	18,359,434	18,415,680	71,958	18,487,638	99.3	89.7	99.3	18,266,063	28,263	18,294,326	18,385,373	30,837	18,416,210	99.4	91.7	99.3	99.8	43.8	99.6	99.8	42.9	99.6
宮城県	34,249,984	185,204	34,435,188	34,451,006	474	34,451,480	99.4	39072.6	100.0	34,174,221	64,466	34,238,687	34,373,269	265	34,373,534	99.4	24326.8	99.6	99.8	34.8	99.4	99.8	55.9	99.8
秋田県	13,858,789	18,718	13,877,457	14,013,653	28,515	14,042,168	98.9	65.6	98.8	13,854,684	4,990	13,859,674	14,008,381	6,633	14,015,014	98.9	75.2	98.9	100.0	26.7	99.9	100.0	23.3	99.8
山形県	16,509,683	14,559	16,524,242	16,652,123	13,305	16,665,427	99.1	0.0	99.2	16,493,321	7,734	16,501,055	16,607,449	0	16,637,449	99.1	0.0	99.2	99.9	53.1	99.9	99.9	0.0	99.9
福島県	31,354,944	412,680	31,767,624	31,599,501	478,056	32,077,557	99.2	86.3	99.0	31,248,434	104,560	31,352,994	31,490,348	130,751	31,621,099	99.2	80.0	99.2	99.7	25.3	98.7	99.7	27.4	98.6
茨城県	51,872,451	375,575	52,248,026	52,262,487	472,782	52,735,269	99.3	79.4	99.1	51,705,847	113,966	51,819,813	52,110,873	160,762	52,271,635	99.2	70.9	99.1	99.7	30.3	99.2	99.7	34.0	99.1
栃木県	36,029,954	85,537	36,115,491	36,259,991	105,537	36,365,528	99.4	81.0	99.3	35,994,218	21,373	36,015,591	36,227,352	35,436	36,262,788	99.4	60.3	99.3	99.9	25.0	99.7	99.9	33.6	99.7
群馬県	35,422,478	117,239	35,539,717	35,661,699	128,996	35,790,695	99.3	90.9	99.3	35,377,650	27,218	35,404,868	35,616,120	26,022	35,642,142	99.3	104.6	99.3	104.6	23.2	99.6	99.9	20.2	99.6
埼玉県	89,191,737	667,580	89,859,317	89,789,056	487,986	90,276,542	99.3	75.4	99.2	88,984,558	153,221	89,137,779	89,596,441	213,496	89,809,937	99.3	71.8	99.3	99.8	41.7	99.5	99.8	43.8	99.5
千葉県	77,954,255	799,188	78,753,443	78,312,553	957,480	79,270,533	99.5	83.4	99.3	77,722,866	285,831	78,008,697	78,026,070	333,458	78,367,142	99.6	85.7	99.6	99.7	35.8	99.1	99.6	34.8	98.9
東京都	110,679,123	857,248	111,536,371	111,004,430	705,628	111,710,058	99.7	121.5	99.8	110,376,812	389,478	110,766,290	110,551,174	221,496	110,772,670	99.8	175.8	100.0	99.7	45.4	99.3	99.6	31.4	99.2
神奈川県	95,643,219	668,634	96,311,853	96,113,728	682,288	96,796,017	99.5	98.0	99.5	95,397,784	221,314	95,619,098	95,834,710	0	32,671,443	98.8	0.0	98.8	100.0	60.7	99.9	100.0	0.0	100.0
新潟県	32,290,926	15,395	32,306,321	32,687,262	14	32,687,276	98.8	10964.3	98.8	32,277,525	9,350	32,286,875	32,671,443	22,500	32,696,361	99.2	142.5	99.3	99.9	43.3	99.6	99.8	33.1	99.5
富山県	17,425,020	74,146	17,499,166	17,570,392	68,010	17,638,402	99.2	109.0	99.2	17,399,981	32,073	17,432,054	17,534,861	99,449	17,556,913	99.6	78.5	99.5	99.6	43.1	99.0	99.8	46.4	99.0
石川県	18,463,372	81,214	18,544,586	18,539,004	214,191	18,753,195	99.6	84.6	99.4	18,381,284	78,163	18,459,389	18,457,464	99,449	18,556,913	99.6	78.5	99.5	99.6	43.1	99.0	99.8	46.4	99.0
福井県	12,631,946	82,347	12,714,293	12,744,772	83,886	12,828,658	99.1	82.9	99.1	12,600,341	27,320	12,627,661	12,707,929	26,304	12,734,233	99.2	103.9	99.2	99.7	33.2	99.3	99.7	31.4	99.3
山梨県	13,431,821	76,608	13,508,429	13,480,379	88,312	13,568,691	99.6	86.7	99.6	13,403,818	42,676	13,446,494	13,439,548	44,369	13,483,917	99.7	96.2	99.7	99.8	55.7	99.5	99.7	50.2	99.4
長野県	32,486,997	151,630	32,638,627	32,834,995	163,048	32,998,043	98.9	93.0	98.9	32,429,268	62,974	32,492,242	32,764,101	69,091	32,833,192	99.0	91.1	99.0	99.8	41.5	99.6	99.8	42.4	99.5
岐阜県	32,881,474	355,658	33,237,132	33,225,248	18	33,225,266	99.0	197877.8	98.8	32,753,987	161,130	32,915,117	33,065,913	14	33,065,927	99.1	113928.6	99.0	99.6	45.3	99.0	99.5	77.8	98.8
静岡県	55,834,782	278,382	56,113,164	56,333,117	312,112	56,645,229	99.1	81.2	99.1	55,719,005	88,825	55,807,830	56,212,148	96,551	56,308,699	99.1	92.0	99.1	99.8	31.9	99.5	99.8	30.9	99.4
愛知県	122,985,746	637,399	123,623,145	123,906,469	785,400	124,691,878	99.3	81.2	99.1	122,628,324	315,186	122,943,510	123,544,930	399,016	123,943,946	99.3	79.0	99.2	99.7	49.4	99.5	99.7	50.8	99.4
三重県	28,738,991	125,613	28,864,604	28,990,824	112,304	29,103,128	99.1	111.9	99.2	28,709,772	54,631	28,764,403	28,932,958	31,442	28,964,400	99.2	173.8	99.3	99.9	43.5	99.7	99.8	28.0	99.5
滋賀県	19,151,146	129,417	19,280,563	19,193,637	161,887	19,355,524	99.8	79.9	99.6	19,094,565	53,131	19,147,696	19,143,101	67,870	19,210,971	99.7	78.3	99.7	99.7	41.1	99.3	99.7	41.9	99.3
京都府	26,471,422	303,194	26,774,616	26,647,918	361,634	27,009,552	99.3	83.8	99.1	26,348,049	129,328	26,477,377	26,513,365	160,271	26,673,636	99.4	80.7	99.3	99.5	42.7	98.9	99.5	44.3	98.8
大阪府	83,707,773	578,020	84,285,793	83,906,580	672,371	84,578,951	99.8	86.0	99.7	83,489,967	215,728	83,705,695	83,632,177	239,106	83,871,283	99.8	90.2	99.8	99.7	37.3	99.3	99.7	35.6	99.2
兵庫県	64,689,682	534,063	65,223,745	64,799,760	635,504	65,435,264	99.8	84.0	99.7	64,427,202	261,982	64,689,185	64,528,605	311,796	64,840,401	99.8	84.0	99.8	99.6	49.1	99.2	99.6	49.1	99.1
奈良県	15,689,294	129,877	15,819,171	15,830,244	180,816	16,011,060	99.1	71.8	98.8	15,637,325	55,119	15,692,444	15,775,425	75,837	15,851,262	99.1	72.7	99.0	99.7	42.4	99.2	99.7	41.9	99.0
和歌山県	11,578,138	30,842	11,608,980	11,701,031	30,999	11,732,030	98.9	99.5	99.0	11,564,838	13,335	11,578,173	11,685,091	9,999	11,695,090	99.0	133.4	99.0	99.9	43.2	99.7	99.9	32.3	99.7
鳥取県	7,288,378	11,672	7,300,050	7,327,445	15,066	7,342,511	99.5	77.5	99.4	7,284,263	2,969	7,287,232	7,323,893	4,175	7,328,068	99.5	71.1	99.4	99.9	25.4	99.8	100.0	27.7	99.8
島根県	8,402,211	29,704	8,431,915	8,483,318	31,461	8,514,779	99.0	94.4	99.0	8,390,034	10,148	8,400,182	8,471,598	9,803	8,481,401	99.0	103.5	99.0	99.9	34.2	99.6	99.9	31.2	99.6
岡山県	26,814,206	103,872	26,918,078	26,955,578	129,563	27,085,141	99.5	80.2	99.4	26,771,844	29,364	26,801,208	26,916,136	40,724	26,956,860	99.6	73.1	99.4	99.8	28.3	99.6	99.9	31.4	99.5
広島県	35,160,659	155,727	35,316,386	35,434,909	142,208	35,577,117	99.2	109.5	99.3	35,094,565	71,765	35,166,330	35,341,654	51,577	35,393,231	99.3	139.1	99.4	99.8	46.1	99.6	99.7	36.3	99.5
山口県	18,551,921	34,005	18,585,926	18,741,803	36,817	18,778,620	99.0	92.4	99.0	18,538,020	11,982	18,550,002	18,725,364	12,115	18,737,479	99.0	98.9	99.0	99.9	35.2	99.8	99.9	32.9	99.8
徳島県	10,422,179	54,984	10,477,163	10,512,774	58,862	10,571,636	99.1	93.4	99.1	10,400,676	17,163	10,417,839	10,491,670	17,932	10,509,602	99.1	95.7	99.1	99.8	31.2	99.4	99.8	30.5	99.4
香川県	13,476,991	93,326	13,570,317	13,584,988	106,482	13,691,470	99.2	87.6	99.1	13,446,687	29,566	13,476,253	13,552,776	33,841	13,586,617	99.2	87.4	99.2	99.8	31.7	99.3	99.8	31.8	99.2
愛媛県	16,198,576	92,263	16,290,839	16,358,045	112,872	16,470,917	99.0	81.7	98.9	16,164,757	27,019	16,191,206	16,325,824	35,110	16,360,934	99.0	77.0	99.0	99.8	29.3	99.4	99.8	31.1	99.3
高知県	7,987,175	28,219	8,015,334	8,071,952	39,101	8,111,053</																		

自動車税(～2021.9)

(単位…億円、千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額(2020年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	15,959	439,649	455,608	55,694	811,394	867,088	28.7	54.2	52.5	15,793	65,821	81,614	54,961	248,831	303,792	28.7	26.5	26.9	99.0	15.0	17.9	98.7	30.7	35.0
青森県	294	53,682	53,976	1,679	112,435	114,114	17.5	47.7	47.3	294	14,307	14,601	1,679	50,401	52,080	17.5	28.4	28.0	100.0	26.7	27.1	100.0	44.8	45.6
岩手県	2,062	35,025	37,087	7,212	71,958	79,170	28.6	48.7	46.8	2,062	12,216	14,278	7,173	30,837	38,010	28.7	39.6	37.6	100.0	34.9	38.5	99.5	42.9	48.0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田県	69	13,542	13,611	203	28,515	28,718	33.9	47.5	47.4	69	1,514	1,583	203	6,633	6,837	33.9	22.8	23.2	100.0	11.2	11.6	100.0	23.3	23.8
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	5,803	306,344	312,147	18,671	478,056	496,727	31.1	64.1	62.8	5,764	52,212	57,976	17,182	130,751	147,933	33.5	39.9	39.2	99.3	17.0	18.6	92.0	27.4	29.8
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	2,323	53,240	55,563	7,886	105,537	113,423	29.5	50.4	49.0	2,323	3,699	6,022	7,886	35,436	43,322	29.5	10.4	13.9	100.0	6.9	10.8	100.0	33.6	38.2
群馬県	5,454	74,590	80,044	15,349	128,996	144,345	35.5	57.8	55.5	5,454	7,603	13,057	15,235	26,022	41,257	35.8	29.2	31.6	100.0	10.2	16.3	99.3	20.2	28.6
埼玉県	0	171,337	171,337	0	487,085	487,085	0.0	35.2	35.2	0	34,421	34,421	0	213,170	213,170	0.0	16.1	16.1	0.0	20.1	20.1	0.0	43.8	43.8
千葉県	20,235	528,606	548,841	86,378	957,536	1,043,914	23.4	55.2	52.6	18,224	128,894	147,118	81,417	333,080	414,497	22.4	38.7	35.5	90.1	24.4	26.8	94.3	34.8	39.7
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	16,786	391,966	408,752	65,976	682,288	748,265	25.4	57.4	54.6	16,786	70,230	87,016	64,958	214,194	279,153	25.8	32.8	31.2	100.0	17.9	21.3	98.5	31.4	37.3
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山県	371	40,741	41,112	2,684	68,010	70,694	13.8	59.9	58.2	371	8,840	9,211	2,684	22,500	25,184	13.8	39.3	36.6	100.0	21.7	22.4	100.0	33.1	35.6
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	306	48,603	48,909	1,534	83,886	85,420	19.9	57.9	57.3	306	6,885	7,191	1,304	26,304	27,608	23.5	26.2	26.0	100.0	14.2	14.7	85.0	31.4	32.3
山梨県	4,080	36,352	40,432	11,412	88,295	99,707	35.8	41.2	40.6	4,080	11,811	15,891	11,367	44,352	55,719	35.9	26.6	28.5	100.0	32.5	39.3	99.6	50.2	55.9
長野県	5,181	83,074	88,255	12,098	163,048	175,146	42.8	51.0	50.4	5,107	19,849	24,956	11,601	69,091	80,692	44.0	28.7	30.9	98.6	23.9	28.3	95.9	42.4	46.1
岐阜県	2,419	202,160	204,579	0	0	0	0.0	0.0	0.0	2,374	47,824	50,198	0	0	0	0.0	0.0	28.7	98.1	23.7	24.5	0.0	0.0	43.3
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	3,515	323,888	327,403	10,576	785,309	795,885	33.2	41.2	41.1	3,440	86,171	89,611	10,191	398,931	409,122	33.8	21.6	21.9	97.9	26.6	27.4	96.4	50.8	51.4
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	4,442	80,252	84,694	14,288	161,875	176,163	31.1	49.6	48.1	4,345	20,943	25,288	14,203	67,868	82,071	30.6	30.9	30.8	97.8	26.1	29.9	99.4	41.9	46.6
京都府	1,143	171,595	172,738	6,238	361,595	367,833	18.3	47.5	47.0	1,143	41,633	42,776	6,060	160,232	166,292	18.9	26.0	25.7	100.0	24.3	24.8	97.1	44.3	45.2
大阪府	10,268	308,367	318,635	31,055	672,305	703,360	33.1	45.9	45.3	9,869	29,994	39,863	29,008	239,040	268,048	34.0	12.5	14.9	96.1	9.7	12.5	93.4	35.6	38.1
兵庫県	4,993	271,756	276,749	18,975	635,464	654,439	26.3	42.8	42.3	4,914	67,027	71,941	18,719	311,779	330,498	26.3	21.5	21.8	98.4	24.7	26.0	98.7	49.1	50.5
奈良県	1,504	75,508	77,012	5,267	180,796	186,063	28.6	41.8	41.4	1,504	17,241	18,745	5,227	75,817	81,044	28.8	22.7	23.1	100.0	22.8	24.3	99.2	41.9	43.6
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	524	8,590	9,114	2,098	15,066	17,164	25.0	57.0	53.1	524	1,031	1,555	2,098	4,175	6,273	25.0	24.7	24.8	100.0	12.0	17.1	100.0	27.7	36.5
島根県	140	18,203	18,343	1,461	31,461	32,922	9.6	57.9	55.7	140	3,541	3,681	1,461	9,803	11,264	9.6	36.1	32.7	100.0	19.5	20.1	100.0	31.2	34.2
岡山県	5,074	65,605	70,679	16,763	129,563	146,326	30.3	50.6	48.3	5,074	6,473	11,547	16,701	40,724	57,425	30.4	15.9	20.1	100.0	9.9	16.3	99.6	31.4	39.2
広島県	2,453	68,595	71,048	6,315	142,208	148,523	38.8	48.2	47.8	2,427	7,043	9,470	6,128	51,577	57,705	39.6	13.7	16.4	98.9	10.3	13.3	97.0	36.3	38.9
山口県	1,191	18,613	19,804	5,170	36,817	41,987	23.0	50.6	47.2	1,191	3,258	4,449	5,094	12,115	17,209	23.4	26.9	25.9	100.0	17.5	22.5	98.5	32.9	41.0
徳島県	0	34,179	34,179	0	58,862	58,862	0.0	58.1	58.1	0	7,062	7,062	0	17,932	17,932	0.0	39.4	39.4	0.0	20.7	20.7	0.0	30.5	30.5
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0	62,786	62,786	0	112,872	112,872	0.0	55.6	55.6	0	10,266	10,266	0	35,110	35,110	0.0	29.2	29.2	0.0	16.4	16.4	0.0	31.1	31.1
高知県	1,658	20,015	21,673	4,890	39,101	43,991	33.9	51.2	49.3	1,631	3,940	5,571	4,890	14,604	19,494	33.4	27.0	28.6	98.4	19.7	25.7	100.0	37.3	44.3
福岡県	11,039	123,336	134,375	29,369	331,251	360,620	37.6	37.3	37.3	10,994	26,393	37,387	29,253	151,217	180,470	37.6	17.5	20.7	99.6	21.4	27.8	99.6	45.7	50.0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	56,845	56,845	0	115,022	115,022	0.0	49.4	49.4	0	10,768	10,768	0	42,183	42,183	0.0	25.5	25.5	0.0	18.9	18.9	0.0	36.7	36.7
大分県	1,568	35,410	36,978	6,229	73,208	79,437	25.2	48.4	46.6	1,568	8,218	9,786	6,189	28,508	34,697	25.3	28.8	28.2	100.0	23.2	26.5	99.4	38.9	43.7
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0	48,897	48,897	0	99,707	99,707	0.0	49.0	49.0	0	10,267	10,267	0	37,335	37,335	0.0	27.5	27.5	0.0	21.0	21.0	0.0	37.4	37.4
合計	130,854	4,271,351	4,402,205	445,470	8,249,521	8,694,992	29.4	51.8	50.6	127,771	847,395	975,166	432,872	3,150,552	3,583,425	29.5	26.9	27.2	97.6	19.8	22.2	97.2	38.2	41.2

自動車税(環境性能割)

(単位…千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額(2021年度)			調査額(2020年度)			調査額の前年比			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)		
	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計
北海道	4,273,947	446	4,274,393	4,253,383	0	4,253,383	100.5	0.0	100.5	4,273,930	416	4,273,930	4,252,960	0	4,252,960	100.5	0.0	100.5	100.5	0.0	100.5	93.3	0.0	93.3
青森県	888,964	0	888,964	875,146	0	875,146	101.6	0.0	101.6	888,948	0	888,948	875,146	0	875,146	101.6	0.0	101.6	101.6	0.0	101.6	0.0	0.0	0.0
岩手県	842,922	0	842,922	837,877	0	837,877	100.6	0.0	100.6	842,922	0	842,922	837,877	0	837,877	100.6	0.0	100.6	100.6	0.0	100.6	0.0	0.0	0.0
宮城県	1,631,103	218	1,631,321	1,651,241	0	1,651,241	98.8	0.0	98.8	1,631,103	0	1,631,103	1,651,023	0	1,651,023	98.8	0.0	98.8	98.8	0.0	98.8	0.0	0.0	0.0
秋田県	669,616	0	669,616	683,062	0	683,062	98.0	0.0	98.0	669,616	0	669,616	683,062	0	683,062	98.0	0.0	98.0	98.0	0.0	98.0	0.0	0.0	0.0
山形県	742,689	0	742,689	756,518	0	756,518	98.2	0.0	98.2	742,689	0	742,689	756,518	0	756,518	98.2	0.0	98.2	98.2	0.0	98.2	0.0	0.0	0.0
福島県	1,314,466	0	1,314,466	1,361,856	0	1,361,856	96.5	0.0	96.5	1,314,466	0	1,314,466	1,361,856	0	1,361,856	96.5	0.0	96.5	96.5	0.0	96.5	0.0	0.0	0.0
茨城県	2,278,783	0	2,278,783	2,318,787	0	2,318,787	98.3	0.0	98.3	2,278,783	0	2,278,783	2,318,787	0	2,318,787	98.3	0.0	98.3	98.3	0.0	98.3	0.0	0.0	0.0
栃木県	1,573,293	0	1,573,293	1,584,777	0	1,584,777	99.3	0.0	99.3	1,573,293	0	1,573,293	1,584,777	0	1,584,777	99.3	0.0	99.3	99.3	0.0	99.3	0.0	0.0	0.0
群馬県	1,857,322	0	1,857,322	1,788,440	0	1,788,440	103.9	0.0	103.9	1,857,322	0	1,857,322	1,788,440	0	1,788,440	103.9	0.0	103.9	103.9	0.0	103.9	0.0	0.0	0.0
埼玉県	5,273,740	0	5,273,740	5,251,933	0	5,251,933	100.4	0.0	100.4	5,273,740	0	5,273,740	5,251,933	0	5,251,933	100.4	0.0	100.4	100.4	0.0	100.4	0.0	0.0	0.0
千葉県	4,386,698	121	4,386,698	4,304,955	236	4,305,191	101.9	51.3	101.9	4,377,608	96	4,377,608	4,297,470	212	4,297,682	101.9	45.3	101.9	99.8	79.3	99.8	99.8	89.8	99.8
東京都	9,868,855	458	9,869,313	9,107,408	761	9,107,408	108.4	508.9	108.4	9,871,576	350	9,871,576	9,109,144	90	9,109,234	108.4	388.9	108.4	100.0	76.4	100.0	100.0	100.0	100.0
神奈川県	6,681,335	0	6,681,335	6,304,967	0	6,304,967	106.0	0.0	106.0	6,682,736	0	6,682,736	6,306,037	0	6,306,037	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
新潟県	1,457,218	0	1,457,218	1,472,595	0	1,472,595	99.0	0.0	99.0	1,457,218	0	1,457,218	1,472,595	0	1,472,595	99.0	0.0	99.0	99.0	0.0	99.0	0.0	0.0	0.0
富山県	798,061	0	798,061	779,845	0	779,845	102.3	0.0	102.3	798,061	0	798,061	779,845	0	779,845	102.3	0.0	102.3	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石川県	997,569	0	997,569	954,739	0	954,739	104.5	0.0	104.5	997,625	0	997,625	954,820	0	954,820	104.5	0.0	104.5	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福井県	645,563	0	645,563	679,616	0	679,616	95.0	0.0	95.0	645,563	0	645,563	679,616	0	679,616	95.0	0.0	95.0	95.0	0.0	95.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	635,680	9,703	645,383	649,085	0	649,085	97.9	0.0	99.4	635,680	9,703	645,383	639,382	0	639,382	99.4	0.0	100.9	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	0.0
長野県	1,538,509	0	1,538,509	1,591,264	0	1,591,264	96.7	0.0	96.7	1,538,509	0	1,538,509	1,591,264	0	1,591,264	96.7	0.0	96.7	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岐阜県	1,737,167	54	1,737,221	1,811,228	0	1,811,228	95.9	0.0	95.9	1,737,162	0	1,737,162	1,811,161	0	1,811,161	95.9	0.0	95.9	95.9	0.0	95.9	0.0	0.0	0.0
静岡県	2,943,895	0	2,943,895	2,929,441	0	2,929,441	100.5	0.0	100.5	2,943,895	0	2,943,895	2,929,441	0	2,929,441	100.5	0.0	100.5	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛知県	8,465,511	228	8,465,739	8,494,941	53	8,494,994	99.7	430.2	99.7	8,465,387	228	8,465,615	8,494,713	53	8,494,766	99.7	430.2	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三重県	1,726,980	0	1,726,980	1,703,751	0	1,703,751	101.4	0.0	101.4	1,726,980	0	1,726,980	1,703,751	0	1,703,751	101.4	0.0	101.4	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
滋賀県	1,123,527	50	1,123,577	1,142,249	0	1,142,249	98.4	0.0	98.4	1,123,527	50	1,123,577	1,142,199	0	1,142,199	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
京都府	1,873,169	33	1,873,202	1,856,982	39	1,857,021	100.9	84.6	100.9	1,873,169	33	1,873,202	1,856,983	39	1,857,022	100.9	84.6	100.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大阪府	6,334,318	383	6,334,701	6,244,752	35	6,244,787	101.4	1094.3	101.4	6,334,351	281	6,334,632	6,244,370	35	6,244,405	101.4	802.9	101.4	100.0	73.4	100.0	100.0	100.0	100.0
兵庫県	4,110,918	0	4,110,918	3,953,990	0	3,953,990	104.0	0.0	104.0	4,110,918	0	4,110,918	3,953,990	0	3,953,990	104.0	0.0	104.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
奈良県	872,816	0	872,816	882,683	0	882,683	98.9	0.0	98.9	872,816	0	872,816	882,683	0	882,683	98.9	0.0	98.9	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
和歌山県	611,770	0	611,770	655,292	0	655,292	93.4	0.0	93.4	611,770	0	611,770	655,292	0	655,292	93.4	0.0	93.4	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鳥取県	373,193	0	373,193	372,068	0	372,068	100.3	0.0	100.3	373,193	0	373,193	372,068	0	372,068	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
島根県	419,220	0	419,220	429,424	0	429,424	97.6	0.0	97.6	419,220	0	419,220	429,424	0	429,424	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岡山県	1,329,077	0	1,329,077	1,373,261	0	1,373,261	96.8	0.0	96.8	1,329,077	0	1,329,077	1,373,261	0	1,373,261	96.8	0.0	96.8	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
広島県	2,182,303	0	2,182,303	2,242,285	0	2,242,285	97.3	0.0	97.3	2,182,303	0	2,182,303	2,242,285	0	2,242,285	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
山口県	1,030,332	0	1,030,332	1,062,140	0	1,062,140	97.0	0.0	97.0	1,030,332	0	1,030,332	1,062,140	0	1,062,140	97.0	0.0	97.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
徳島県	450,856	0	450,856	479,164	0	479,164	94.1	0.0	94.1	450,856	0	450,856	479,164	0	479,164	94.1	0.0	94.1	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
香川県	595,395	0	595,395	619,622	0	619,622	96.1	0.0	96.1	595,395	0	595,395	619,622	0	619,622	96.1	0.0	96.1	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛媛県	741,151	0	741,151	801,950	0	801,950	92.4	0.0	92.4	741,151	0	741,151	801,950	0	801,950	92.4	0.0	92.4	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高知県	363,463	0	363,463	383,085	0	383,085	94.9	0.0	94.9	363,463	0	363,463	383,085	0	383,085	94.9	0.0	94.9	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福岡県	3,815,458	0	3,815,458	3,816,119	0	3,816,119	100.0	0.0	100.0	3,815,458	0	3,815,458	3,816,119	0	3,816,119	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	458,006	0	458,006	457,790	118	457,908	100.0	0.0	100.0	458,006	0	458,006	457,790	118	457,908	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長崎県	569,311	0	569,311	589,790	0	589,790	96.5	0.0	96.5	569,311	0	569,311	589,790	0	589,790	96.5	0.0	96.5	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
熊本県	1,083,221	0	1,083,221	1,112,122	0	1,112,122	97.4	0.0	97.4	1,083,221	0	1,083,221	1,112,122	0										

自動車税(種別割)

(単位:額:千円、前年比・収入歩合:%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額(2020年度)			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)					
	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計			
北海道	75,053,056	229,980	75,283,036	75,655,837	7,529	75,663,366	99.2	3054.6	99.5	74,831,127	117,883	74,949,010	75,425,400	5,980	75,431,380	99.2	1971.3	99.4	99.7	51.3	99.6	99.7	79.4	99.7
青森県	16,245,748	46,051	16,291,799	16,389,295	0	16,389,295	99.1	0.0	99.4	16,197,261	26,315	16,223,576	16,341,738	0	16,341,738	99.1	0.0	99.3	99.7	57.1	99.6	99.7	0.0	99.7
岩手県	17,449,877	29,548	17,479,425	17,570,591	0	17,570,591	99.3	0.0	99.5	17,421,079	16,047	17,437,126	17,540,323	0	17,540,323	99.3	0.0	99.4	99.8	54.3	99.8	99.8	0.0	99.8
宮城県	32,618,881	184,986	32,803,867	32,799,765	474	32,800,239	99.4	3926.6	100.0	32,543,118	64,466	32,607,584	32,722,246	265	32,722,511	99.5	24326.8	99.6	99.8	34.8	99.4	99.8	55.9	99.8
秋田県	13,189,054	5,176	13,194,230	13,330,388	0	13,330,388	98.9	0.0	99.0	13,184,999	3,476	13,188,475	13,325,115	0	13,325,115	98.9	0.0	99.0	100.0	67.2	99.9	100.0	0.0	99.9
山形県	15,766,994	14,559	15,781,553	15,895,605	0	15,895,605	99.2	0.0	99.3	15,750,632	7,734	15,758,366	15,880,931	0	15,880,931	99.2	0.0	99.2	99.9	53.1	99.9	99.9	0.0	99.9
福島県	30,034,675	106,336	30,141,011	30,218,974	0	30,218,974	99.4	0.0	99.7	29,928,204	52,348	29,980,552	30,111,310	0	30,111,310	99.4	0.0	99.6	99.6	49.2	99.5	99.6	0.0	99.6
茨城県	49,593,668	375,575	49,969,243	49,943,700	472,782	50,416,482	99.3	79.4	99.1	49,427,064	113,366	49,541,030	49,792,086	160,762	49,952,848	99.3	70.9	99.2	99.7	30.3	99.1	99.7	34.0	99.1
栃木県	34,454,338	32,297	34,486,635	34,667,328	0	34,667,328	99.4	0.0	99.5	34,418,602	17,674	34,436,276	34,634,689	0	34,634,689	99.4	0.0	99.4	99.9	54.7	99.9	99.9	0.0	99.9
群馬県	33,559,702	42,649	33,602,351	33,857,910	0	33,857,910	99.1	0.0	99.2	33,514,874	19,615	33,534,489	33,812,445	0	33,812,445	99.1	0.0	99.2	99.9	46.0	99.8	99.9	0.0	99.9
埼玉県	83,917,997	196,243	84,114,240	84,537,123	401	84,537,524	99.3	48938.4	99.5	83,710,818	118,800	83,829,618	84,344,508	326	84,344,834	99.2	36441.7	99.4	99.8	60.5	99.7	99.8	81.3	99.8
千葉県	73,547,443	270,461	73,817,904	73,921,220	208	73,921,428	99.9	121.4	99.1	73,327,034	156,841	73,483,875	73,647,183	166	73,647,349	99.6	94482.5	99.8	99.7	58.0	99.5	99.6	79.8	99.6
東京都	100,810,268	856,790	101,667,058	101,897,022	705,538	102,602,560	98.9	121.4	99.1	100,505,236	389,128	100,894,364	101,442,030	221,406	101,663,436	99.1	175.8	99.2	99.7	45.4	99.2	99.6	31.4	99.1
神奈川県	88,945,097	276,667	89,221,765	89,742,794	0	89,742,794	99.1	0.0	99.4	88,698,262	151,083	88,849,345	89,463,713	0	89,463,713	99.1	0.0	99.3	99.7	54.6	99.6	99.7	0.0	99.7
新潟県	30,833,708	15,395	30,849,103	31,214,667	14	31,214,681	98.8	109964.3	98.8	30,820,307	9,350	30,829,657	31,198,848	0	31,198,848	98.8	0.0	98.8	100.0	60.7	99.9	99.9	0.0	99.9
富山県	16,626,588	33,405	16,659,993	16,787,863	0	16,787,863	99.0	0.0	99.2	16,601,549	23,233	16,624,782	16,752,332	0	16,752,332	99.1	0.0	99.2	99.8	69.5	99.8	99.8	0.0	99.8
石川県	17,465,803	181,214	17,647,017	17,584,265	214,191	17,798,456	99.3	84.6	99.1	17,383,659	78,105	17,461,764	17,502,644	99,449	17,602,093	99.3	78.5	99.2	99.5	43.1	99.0	99.5	46.4	98.9
福井県	11,986,077	33,744	12,019,821	12,063,622	0	12,063,622	99.4	0.0	99.6	11,954,472	20,435	11,974,907	12,027,009	0	12,027,009	99.4	0.0	99.6	99.7	60.6	99.6	99.7	0.0	99.7
山梨県	12,792,061	30,553	12,822,614	12,819,882	16	12,819,898	99.8	186298.8	100.0	12,764,058	21,162	12,785,220	12,788,799	16	12,788,816	99.8	12036.6	100.0	99.8	69.3	99.7	99.8	100.0	99.8
長野県	30,943,307	68,556	31,011,863	31,231,633	0	31,231,633	99.1	0.0	99.3	30,885,652	43,125	30,912,777	31,161,236	0	31,161,236	99.1	0.0	99.3	99.8	62.9	99.7	99.8	0.0	99.8
岐阜県	31,141,888	153,444	31,295,332	31,414,020	18	31,414,038	99.1	852466.7	99.6	31,014,451	113,306	31,127,757	31,254,752	14	31,254,766	99.2	809328.6	99.6	99.6	73.8	99.5	99.5	77.8	99.5
静岡県	52,890,887	278,382	53,169,269	53,403,676	312,112	53,715,788	99.0	89.2	99.0	52,775,110	88,825	52,863,935	53,282,707	96,551	53,379,258	99.0	92.0	99.0	99.8	31.9	99.4	99.8	30.9	99.4
愛知県	114,516,720	313,283	114,830,003	115,400,952	47	115,400,999	99.2	665596.6	99.5	114,159,497	228,787	114,388,284	115,040,026	32	115,040,058	99.2	749594.4	99.4	99.7	73.0	99.6	99.7	68.1	99.7
三重県	27,012,011	125,613	27,137,624	27,287,073	112,304	27,399,377	99.0	111.9	99.0	26,982,792	54,631	27,037,423	27,229,207	31,442	27,260,649	99.1	173.8	99.2	99.9	43.5	99.6	99.8	28.0	99.5
滋賀県	18,023,177	49,115	18,072,292	18,037,100	12	18,037,112	99.9	409291.7	100.2	17,966,693	32,138	17,998,831	17,986,699	2	17,986,701	99.3	166900.0	100.1	99.7	65.4	99.6	99.7	16.7	99.7
京都府	24,597,110	131,566	24,728,676	24,784,698	0	24,784,698	99.2	0.0	99.8	24,473,737	87,662	24,561,399	24,650,322	0	24,650,322	99.3	0.0	99.6	99.5	66.6	99.6	99.5	0.0	99.5
大阪府	77,363,187	269,270	77,632,457	77,630,773	31	77,630,804	99.7	868612.9	100.0	77,145,747	185,453	77,331,200	77,358,799	31	77,358,830	99.7	598235.5	100.0	99.7	68.9	99.6	99.6	100.0	99.6
兵庫県	60,573,771	262,307	60,836,078	60,826,795	40	60,826,835	99.6	655767.5	100.0	60,311,370	194,956	60,506,326	60,555,896	17	60,555,913	99.6	1146800.0	99.9	99.6	74.3	99.5	99.6	42.5	99.6
奈良県	14,814,974	54,369	14,869,343	14,942,294	20	14,942,314	99.1	2718450.0	99.5	14,763,005	37,878	14,800,883	14,887,515	20	14,887,535	99.2	1693900.0	99.4	99.6	69.7	99.5	99.6	100.0	99.6
和歌山県	10,966,368	30,842	10,997,210	11,045,739	30,999	11,076,738	99.3	99.5	99.3	10,953,068	13,335	10,966,403	11,029,799	9,999	11,039,798	99.3	133.4	99.3	99.9	43.2	99.7	99.9	32.3	99.7
鳥取県	6,914,661	3,082	6,917,743	6,953,279	0	6,953,279	99.4	0.0	99.5	6,910,546	1,938	6,912,484	6,949,727	0	6,949,727	99.4	0.0	99.5	99.9	62.9	99.9	99.9	0.0	99.9
島根県	7,982,851	11,501	7,994,352	8,052,433	0	8,052,433	99.7	0.0	99.3	7,970,674	6,607	7,977,281	8,040,713	0	8,040,713	99.1	0.0	99.2	99.8	57.4	99.8	99.9	0.0	99.9
岡山県	25,480,055	38,267	25,518,322	25,565,554	0	25,565,554	99.7	0.0	99.8	25,437,693	22,891	25,460,584	25,526,174	0	25,526,174	99.7	0.0	99.7	99.8	59.8	99.8	99.8	0.0	99.8
広島県	32,975,903	87,132	33,063,035	33,186,309	0	33,186,309	99.4	0.0	99.6	32,909,835	64,722	32,974,557	33,093,241	0	33,093,241	99.4	0.0	99.6	99.8	74.3	99.7	99.7	0.0	99.7
山口県	17,520,398	15,392	17,535,790	17,674,493	0	17,674,493	99.1	0.0	99.2	17,506,497	8,724	17,515,221	17,658,130	0	17,658,130	99.1	0.0	99.2	99.9	56.7	99.9	99.9	0.0	99.9
徳島県	9,971,323	20,805	9,992,128	10,033,610	0	10,033,610	99.4	0.0	99.6	9,949,820	10,101	9,959,921	10,012,506	0	10,012,506	99.4	0.0	99.5	99.8	48.6	99.7	99.8	0.0	99.8
香川県	12,881,596	93,326	12,974,922	12,965,366	106,482	13,071,848	99.4	87.6	99.3	12,851,292	29,566	12,880,858	12,933,154	33,841	12,966,995	99.4	87.4	99.3	99.8	31.7	99.3	99.8	31.8	99.2
愛媛県	15,457,425	29,477	15,486,902	15,556,095	0	15,556,095	99.4	0.0	99.6	15,423,606	16,753	15,440,359	15,523,874	0	15,523,874	99.4	0.0	99.5	99.8	56.8	99.7	99.8	0.0	99.8
高知県	7,621,994	8,204	7,630,198	7,683,977	0	7,683,977	99.2	0.0	99.3	7,615,328	4,842	7,620,174	7,675,714	0	7,675,714	99.2	0							

鎮区税

(単位:額:千円、前年比・収入歩合:%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額の前年比			収入額(2020年度)			収入額の前年比								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計						
北海道	36,550	70	36,620	37,150	70	37,220	98.4	100.0	98.4	36,457	0	36,457	37,150	0	37,150	98.1	0.0	98.1	99.7	0.0	99.6	100.0	0.0	99.8
青森県	2,228	0	2,228	2,339	0	2,339	95.3	0.0	95.3	2,228	0	2,228	2,339	0	2,339	95.3	0.0	95.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	17,843	0	17,843	18,334	402	18,736	97.3	0.0	95.2	17,843	402	17,843	18,334	402	18,334	97.3	0.0	95.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,498	0	2,498	2,498	0	2,498	100.0	0.0	100.0	2,498	0	2,498	2,498	0	2,498	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	8,467	471	8,938	8,706	542	9,248	97.3	86.9	96.6	8,678	211	8,678	8,467	190	8,653	100.0	110.9	100.3	100.0	44.8	97.1	97.2	35.1	93.6
山形県	2,289	0	2,289	2,289	0	2,289	100.0	0.0	100.0	2,289	0	2,289	2,289	0	2,289	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	10,338	0	10,338	10,349	0	10,349	99.9	0.0	99.9	10,338	0	10,338	10,349	0	10,349	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	4,035	0	4,035	4,245	0	4,245	95.1	0.0	95.1	4,035	0	4,035	4,245	0	4,245	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	7,736	0	7,736	7,822	0	7,822	98.9	0.0	98.9	7,736	0	7,736	7,822	0	7,822	98.9	0.0	98.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	1,519	0	1,519	1,557	0	1,557	97.6	0.0	97.6	1,519	0	1,519	1,557	0	1,557	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	4,875	0	4,875	5,092	0	5,092	95.7	0.0	95.7	4,875	0	4,875	5,092	0	5,092	95.7	0.0	95.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	40,837	0	40,837	41,087	0	41,087	99.4	0.0	99.4	40,837	0	40,837	41,087	0	41,087	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0	75.0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	31,592	0	31,592	32,827	0	32,827	96.2	0.0	96.2	31,592	0	31,592	32,827	0	32,827	96.2	0.0	96.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	708	0	708	708	0	708	100.0	0.0	100.0	708	0	708	708	0	708	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	422	70	492	422	0	422	100.0	0.0	116.6	282	0	282	352	0	352	80.1	0.0	80.1	66.8	0.0	57.3	83.4	0.0	83.4
福井県	1,998	0	1,998	2,123	0	2,123	94.1	0.0	94.1	1,998	0	1,998	2,123	0	2,123	94.1	0.0	94.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	149	0	149	172	0	172	86.8	0.0	86.6	149	0	149	172	0	172	86.8	0.0	86.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,497	18	2,515	2,547	60	2,607	98.0	30.0	96.5	2,479	60	2,479	2,529	60	2,529	98.0	0.0	95.8	99.3	0.0	98.6	99.3	100.0	99.3
岐阜県	16,260	1,946	18,206	16,597	4,393	20,990	98.0	44.3	86.7	16,260	529	16,789	16,538	0	16,538	98.3	0.0	101.5	100.0	27.2	92.2	99.6	0.0	78.8
静岡県	4,163	0	4,163	4,141	0	4,141	100.5	0.0	100.5	4,163	0	4,163	4,141	0	4,141	100.5	0.0	100.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	2,031	0	2,031	2,175	0	2,175	93.4	0.0	93.4	2,031	0	2,031	2,175	0	2,175	93.4	0.0	93.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	2,743	0	2,743	2,868	0	2,868	95.6	0.0	95.6	2,743	0	2,743	2,868	0	2,868	95.6	0.0	95.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	6,289	0	6,289	6,947	0	6,947	90.5	0.0	90.5	6,289	0	6,289	6,947	0	6,947	90.5	0.0	90.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	512	0	512	524	115	639	97.7	0.0	80.1	512	0	512	524	115	639	97.7	0.0	80.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	10,067	0	10,067	10,128	0	10,128	99.4	0.0	99.4	10,067	0	10,067	10,128	0	10,128	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	680	0	680	680	0	680	100.0	0.0	100.0	680	0	680	680	0	680	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	1,169	0	1,169	1,153	0	1,153	101.4	0.0	101.4	1,169	0	1,169	1,153	0	1,153	101.4	0.0	101.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	10,693	0	10,693	10,736	0	10,736	99.6	0.0	99.6	10,693	0	10,693	10,736	0	10,736	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	4,385	0	4,385	4,385	0	4,385	100.0	0.0	100.0	4,385	0	4,385	4,385	0	4,385	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	9,999	0	9,999	10,075	0	10,075	99.2	0.0	99.2	9,999	0	9,999	10,075	0	10,075	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,304	0	1,304	1,304	0	1,304	100.0	0.0	100.0	1,304	0	1,304	1,304	0	1,304	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	2,958	701	3,659	3,077	701	3,778	96.1	100.0	96.9	2,843	117	2,960	3,077	0	3,077	92.4	0.0	96.2	96.1	16.7	80.9	100.0	0.0	81.4
高知県	7,282	0	7,282	7,394	0	7,394	98.5	0.0	98.5	7,282	0	7,282	7,394	0	7,394	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	4,493	691	5,184	4,295	721	5,016	104.6	95.8	103.3	4,447	29	4,447	4,295	29	4,295	104.6	0.0	103.9	99.0	0.0	85.8	99.0	4.0	85.3
佐賀県	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	3,649	0	3,649	3,649	0	3,649	100.0	0.0	100.0	3,649	0	3,649	3,649	0	3,649	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	9,884	0	9,884	9,550	0	9,550	103.5	0.0	103.5	9,884	0	9,884	9,550	0	9,550	103.5	0.0	103.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	99.7
大分県	12,211	0	12,211	11,690	0	11,690	104.5	0.0	104.5	12,211	0	12,211	11,690	0	11,690	104.5	0.0	104.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	7,207	16	7,223	7,295	0	7,295	98.8	0.0	99.0	7,191	0	7,191	7,279	0	7,279	98.8	0.0	98.8	99.8	0.0	99.6	99.8	0.0	99.8
鹿児島県	10,138	1,933	12,070	9,658	1,920	11,578	105.0	100.7	104.2	9,754	0	9,754	9,262	0	9,262	105.3	0.0	105.3	96.2	0.0	80.8	95.9	0.0	80.0
沖縄県	7,075	99	7,174	7,231	210	7,441	97.8	47.1	96.4	7,015	99	7,114	7,162	25	7,187	97.9	396.0	99.0	99.2	100.0	99.2	100.0	11.9	96.6
合計	315,000	6,014	321,014	319,047	9,134	328,181	98.7	65.8	97.8	315,083	956	315,083	318,103	821	318,924	98.8	116.4	98.8	99.7	15.9	98.2	99.7	9.0	97.2

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

固定資産税

都道府県名	調査額 (2021年度)			調査額 (2020年度)			調査額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	175,164	0	175,164	400,046	0	400,046	43.8	0.0	43.8	175,164	0	175,164	400,046	0	400,046	43.8	0.0	43.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
青森県	547,735	0	547,735	925,165	0	925,165	59.2	0.0	59.2	547,735	0	547,735	925,165	0	925,165	59.2	0.0	59.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福島県	4,848,461	0	4,848,461	5,403,322	0	5,403,322	89.7	0.0	89.7	4,848,461	0	4,848,461	5,403,322	0	5,403,322	89.7	0.0	89.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長野県	0	0	0	278,792	0	278,792	0.0	0.0	0.0	0	0	0	278,792	0	278,792	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛知県	1,983,469	0	1,983,469	2,250,154	0	2,250,154	88.1	0.0	88.1	1,983,469	0	1,983,469	2,250,154	0	2,250,154	88.1	0.0	88.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
京都府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大阪府	0	0	0	125,078	0	125,078	0.0	0.0	0.0	0	0	0	125,078	0	125,078	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
島根県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	7,554,829	0	7,554,829	9,382,557	0	9,382,557	80.5	0.0	80.5	7,554,829	0	7,554,829	9,382,557	0	9,382,557	80.5	0.0	80.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

法定外普通税

都道府県名	2021年度			2020年度			前年比			2021年度			2020年度			前年比			収入歩合		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	899,960	0	899,960	899,960	0	899,960	100.0	0.0	100.0	899,960	0	899,960	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	19,390,894	0	19,390,894	19,390,894	0	19,390,894	100.6	0.0	100.6	19,390,894	0	19,390,894	100.6	0.0	100.6	100.6	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	181,020	0	181,020	181,020	0	181,020	100.0	0.0	100.0	181,020	0	181,020	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	1,229,066	0	1,229,066	1,230,456	0	1,230,456	99.9	0.0	99.9	1,229,066	0	1,229,066	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	4,712,634	0	4,712,634	4,712,634	0	4,712,634	100.0	0.0	100.0	4,712,634	0	4,712,634	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	770,452	0	770,452	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	10,900,740	0	10,900,740	9,162,448	0	9,162,448	119.0	0.0	119.0	10,900,740	0	10,900,740	119.0	0.0	119.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	1,240,416	0	1,240,416	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島根県	748,238	0	748,238	747,020	0	747,020	100.2	0.0	100.2	748,238	0	748,238	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	1,738,271	0	1,738,271	1,226,520	0	1,226,520	141.7	0.0	141.7	1,738,271	0	1,738,271	141.7	0.0	141.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	2,911,215	0	2,911,215	2,668,247	0	2,668,247	109.1	0.0	109.1	2,911,215	0	2,911,215	109.1	0.0	109.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	1,550,883	0	1,550,883	2,142,355	0	2,142,355	72.4	0.0	72.4	1,550,883	0	1,550,883	72.4	0.0	72.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	897,780	0	897,780	902,386	0	902,386	99.5	0.0	99.5	897,780	0	897,780	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	47,171,569	0	47,171,569	45,151,954	0	45,151,954	104.5	0.0	104.5	47,171,569	0	47,171,569	104.5	0.0	104.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

都道府県名	調定額 (2021年度)			調定額 (2020年度)			調定額の前年比			収入額 (2021年度)			収入額 (2020年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2021年度)			収入歩合 (2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	42,310	0	42,310	41,375	0	41,375	102.3	0.0	102.3	42,310	0	42,310	41,375	0	41,375	102.3	0.0	102.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	3,971	0	3,971	4,623	0	4,623	85.9	0.0	85.9	3,971	0	3,971	4,623	0	4,623	85.9	0.0	85.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	13,981	0	13,981	13,047	0	13,047	107.2	0.0	107.2	13,981	0	13,981	13,047	0	13,047	107.2	0.0	107.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	11,220	0	11,220	11,786	0	11,786	95.2	0.0	95.2	11,220	0	11,220	11,786	0	11,786	95.2	0.0	95.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	1,734	0	1,734	1,119	0	1,119	155.0	0.0	155.0	1,734	0	1,734	1,119	0	1,119	155.0	0.0	155.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	4,436	0	4,436	4,545	0	4,545	97.6	0.0	97.6	4,436	0	4,436	4,545	0	4,545	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	13,583	0	13,583	14,202	0	14,202	95.6	0.0	95.6	13,583	0	13,583	14,202	0	14,202	95.6	0.0	95.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	36,314	0	36,314	38,256	0	38,256	94.9	0.0	94.9	36,314	0	36,314	38,256	0	38,256	94.9	0.0	94.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	22,360	0	22,360	22,762	0	22,762	98.2	0.0	98.2	22,360	0	22,360	22,762	0	22,762	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	17,605	0	17,605	18,088	0	18,088	97.3	0.0	97.3	17,605	0	17,605	18,088	0	18,088	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	19,556	0	19,556	20,329	0	20,329	96.2	0.0	96.2	19,556	0	19,556	20,329	0	20,329	96.2	0.0	96.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	29,310	0	29,310	30,442	0	30,442	96.3	0.0	96.3	29,310	0	29,310	30,442	0	30,442	96.3	0.0	96.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	4,115	0	4,115	4,038	0	4,038	101.9	0.0	101.9	4,115	0	4,115	4,038	0	4,038	101.9	0.0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	15,868	0	15,868	15,017	0	15,017	105.7	0.0	105.7	15,868	0	15,868	15,017	0	15,017	105.7	0.0	105.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	11,950	0	11,950	11,546	0	11,546	103.5	0.0	103.5	11,950	0	11,950	11,546	0	11,546	103.5	0.0	103.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	6,166	0	6,166	6,058	0	6,058	101.8	0.0	101.8	6,166	0	6,166	6,058	0	6,058	101.8	0.0	101.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	10,765	0	10,765	11,083	0	11,083	97.1	0.0	97.1	10,765	0	10,765	11,083	0	11,083	97.1	0.0	97.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	9,298	0	9,298	9,043	0	9,043	102.8	0.0	102.8	9,298	0	9,298	9,043	0	9,043	102.8	0.0	102.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	11,958	0	11,958	11,932	0	11,932	100.2	0.0	100.2	11,958	0	11,958	11,932	0	11,932	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	13,903	0	13,903	14,282	0	14,282	97.3	0.0	97.3	13,903	0	13,903	14,282	0	14,282	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	14,333	0	14,333	12,563	0	12,563	114.1	0.0	114.1	14,333	0	14,333	12,563	0	12,563	114.1	0.0	114.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	36,118	0	36,118	35,832	0	35,832	100.8	0.0	100.8	36,118	0	36,118	35,832	0	35,832	100.8	0.0	100.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	10,222	0	10,222	10,282	0	10,282	99.4	0.0	99.4	10,222	0	10,222	10,282	0	10,282	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	19,569	0	19,569	20,841	0	20,841	93.9	0.0	93.9	19,569	0	19,569	20,841	0	20,841	93.9	0.0	93.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	12,770	0	12,770	12,817	0	12,817	99.6	0.0	99.6	12,770	0	12,770	12,817	0	12,817	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	18,059	0	18,059	18,727	0	18,727	96.4	0.0	96.4	18,059	0	18,059	18,727	0	18,727	96.4	0.0	96.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	8,196	0	8,196	7,869	0	7,869	104.2	0.0	104.2	8,196	0	8,196	7,869	0	7,869	104.2	0.0	104.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	35,569	0	35,569	34,806	0	34,806	102.2	0.0	102.2	35,569	0	35,569	34,806	0	34,806	102.2	0.0	102.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	11,855	0	11,855	12,021	0	12,021	98.6	0.0	98.6	11,855	0	11,855	12,021	0	12,021	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	14,518	0	14,518	15,434	0	15,434	94.1	0.0	94.1	14,518	0	14,518	15,434	0	15,434	94.1	0.0	94.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	6,479	0	6,479	6,431	0	6,431	100.7	0.0	100.7	6,479	0	6,479	6,431	0	6,431	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	12,308	0	12,308	12,406	0	12,406	99.2	0.0	99.2	12,308	0	12,308	12,406	0	12,406	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	17,187	0	17,187	16,943	0	16,943	101.4	0.0	101.4	17,187	0	17,187	16,943	0	16,943	101.4	0.0	101.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	23,855	11	23,866	24,017	0	24,017	99.3	0.0	99.4	23,855	11	23,866	24,006	0	24,006	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	11,652	0	11,652	12,027	0	12,027	96.9	0.0	96.9	11,652	0	11,652	12,027	0	12,027	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	12,493	0	12,493	13,267	0	13,267	94.2	0.0	94.2	12,493	0	12,493	13,267	0	13,267	94.2	0.0	94.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	4,202	0	4,202	4,345	0	4,345	96.7	0.0	96.7	4,202	0	4,202	4,345	0	4,345	96.7	0.0	96.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	24,521	0	24,521	24,400	0	24,400	100.5	0.0	100.5	24,521	0	24,521	24,400	0	24,400	100.5	0.0	100.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	19,710	0	19,710	20,631	0	20,631	95.5	0.0	95.5	19,710	0	19,710	20,631	0	20,631	95.5	0.0	95.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	18,004	0	18,004	18,030	0	18,030	99.9	0.0	99.9	18,004	0	18,004	18,030	0	18,030	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	8,843	0	8,843	9,220	0	9,220	95.9	0.0	95.9	8,843	0	8,843	9,220	0	9,220	95.9	0.0	95.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	8,039	0	8,039	8,699	0	8,699	92.4	0.0	92.4	8,039	0	8,039	8,699	0	8,699	92.4	0.0	92.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	19,390	0	19,390	18,611	0	18,611	104.2	0.0	104.2	19,390	0	19,390	18,611	0	18,611	104.2	0.0	104.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	21,986	0	21,986	22,595	0	22,595	97.3	0.0	97.3	21,986	0	21,986	22,595	0	22,595	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	21,719	0	21,719	22,729	0	22,729	95.6	0.0	95.6	21,719	0	21,719	22,729	0	22,729	95.6	0.0	95.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	24,842	0	24,842	25,488	0	25,488	97.5	0.0	97.5	24,842	0	24,842	25,488	0	25,488	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	2,908	0	2,908	2,976	0	2,976	97.7	0.0	97.7	2,908	0	2,908	2,976	0	2,976	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	739,750	11	739,761	747,579	0	747,579	99.0	0.0	99.0	739,749	11	739,760	747,568	0	747,568	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

法定外目的税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2021年度)			調定額(2020年度)			調定額の前年比			収入額(2021年度)			収入額(2020年度)			収入額の前年比			収入歩合(2021年度)			収入歩合(2020年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	807,830	506	808,336	839,672	1,371	841,043	96.2	36.9	96.1	807,777	0	807,777	839,672	763	840,435	96.2	0.0	96.1	100.0	0.0	99.9	100.0	55.7	99.9
青森県	84,178	0	84,178	79,264	0	79,264	106.2	0.0	106.2	84,178	0	84,178	79,264	0	79,264	106.2	0.0	106.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	94,522	0	94,522	91,508	0	91,508	103.3	0.0	103.3	94,522	0	94,522	91,508	0	91,508	103.3	0.0	103.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	432,284	0	432,284	398,480	0	398,480	108.5	0.0	108.5	432,284	0	432,284	398,480	0	398,480	108.5	0.0	108.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	210,789	0	210,789	229,656	0	229,656	91.8	0.0	91.8	210,789	0	210,789	229,656	0	229,656	91.8	0.0	91.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	177,324	0	177,324	148,455	0	148,455	119.4	0.0	119.4	177,324	0	177,324	148,455	0	148,455	119.4	0.0	119.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	416,801	0	416,801	438,144	0	438,144	95.1	0.0	95.1	416,801	0	416,801	438,144	0	438,144	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	251,145	411	251,556	89,620	0	89,620	280.2	0.0	280.7	251,147	347	251,494	89,208	0	89,208	281.5	0.0	281.9	100.0	84.4	100.0	99.5	0.0	99.5
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	157,500	0	157,500	162,728	0	162,728	96.8	0.0	96.8	157,500	0	157,500	162,728	0	162,728	96.8	0.0	96.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	5,439	0	5,439	2,506	0	2,506	217.0	0.0	217.0	5,439	0	5,439	2,506	0	2,506	217.0	0.0	217.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	488,535	0	488,535	449,413	0	449,413	108.7	0.0	108.7	488,535	0	488,535	449,413	0	449,413	108.7	0.0	108.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	484,502	0	484,502	557,410	0	557,410	86.9	0.0	86.9	484,502	0	484,502	557,410	0	557,410	86.9	0.0	86.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	46,219	0	46,219	31,492	0	31,492	146.8	0.0	146.8	46,219	0	46,219	31,492	0	31,492	146.8	0.0	146.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	153,097	0	153,097	155,864	0	155,864	98.2	0.0	98.2	153,097	0	153,097	155,864	0	155,864	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	339,628	11,623	351,251	284,151	233	284,384	119.5	4988.4	123.5	339,667	11,391	351,058	272,746	15	272,761	124.5	75940.0	128.7	100.0	98.0	99.9	96.0	6.4	95.9
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	140,912	0	140,912	127,010	0	127,010	110.9	0.0	110.9	140,912	0	140,912	127,010	0	127,010	110.9	0.0	110.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	11,092	0	11,092	7,211	0	7,211	153.8	0.0	153.8	11,092	0	11,092	7,211	0	7,211	153.8	0.0	153.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	209,977	0	209,977	161,383	0	161,383	130.1	0.0	130.1	171,289	0	171,289	161,383	0	161,383	106.1	0.0	106.1	81.6	0.0	81.6	100.0	0.0	100.0
岡山県	518,597	36,157	554,754	533,938	36,157	570,095	97.1	100.0	97.3	518,597	0	518,597	533,938	0	533,938	97.1	0.0	97.1	100.0	0.0	93.5	100.0	0.0	93.7
広島県	632,170	0	632,170	602,197	0	602,197	105.0	0.0	105.0	632,170	0	632,170	602,197	0	602,197	105.0	0.0	105.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	219,731	0	219,731	207,348	0	207,348	106.0	0.0	106.0	219,731	0	219,731	207,348	0	207,348	106.0	0.0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	244,575	0	244,575	255,182	0	255,182	95.8	0.0	95.8	244,575	0	244,575	255,182	0	255,182	95.8	0.0	95.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	1,049,846	6,879	1,056,725	809,870	0	809,870	129.6	0.0	130.5	1,049,971	5,709	1,055,680	802,995	0	802,995	130.8	0.0	131.5	100.0	83.0	99.9	99.2	0.0	99.2
佐賀県	115,751	0	115,751	101,795	0	101,795	113.7	0.0	113.7	115,751	0	115,751	101,795	0	101,795	113.7	0.0	113.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	104,900	0	104,900	89,712	0	89,712	116.9	0.0	116.9	104,900	0	104,900	89,712	0	89,712	116.9	0.0	116.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	105,309	0	105,309	98,546	0	98,546	106.9	0.0	106.9	105,309	0	105,309	98,546	0	98,546	106.9	0.0	106.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	350,526	300,100	650,626	406,848	300,099	706,947	86.2	100.0	92.0	350,526	0	350,526	406,848	0	406,848	86.2	0.0	86.2	100.0	0.0	53.9	100.0	0.0	57.6
宮崎県	288,944	0	288,944	245,987	0	245,987	117.5	0.0	117.5	288,944	0	288,944	245,987	0	245,987	117.5	0.0	117.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	207,586	0	207,586	197,837	0	197,837	104.9	0.0	104.9	207,586	0	207,586	197,837	0	197,837	104.9	0.0	104.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	48,762	0	48,762	39,653	0	39,653	123.0	0.0	123.0	48,762	0	48,762	39,653	0	39,653	123.0	0.0	123.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	8,398,471	355,676	8,754,147	7,842,881	337,860	8,180,741	107.1	105.3	107.0	8,359,896	17,447	8,377,343	7,824,189	778	7,824,967	106.8	2242.5	107.1	99.5	4.9	95.7	99.8	0.2	95.7

旧法による税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

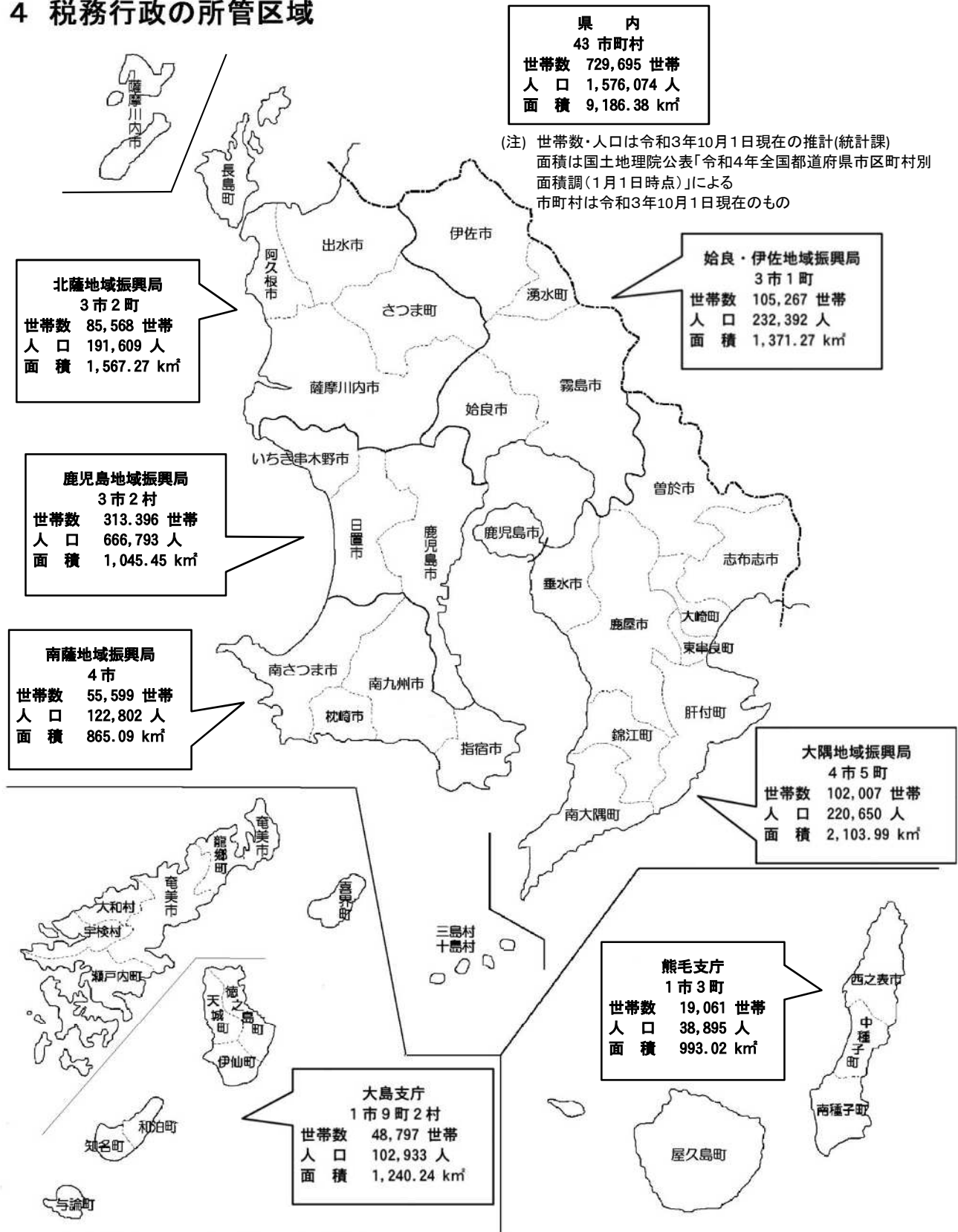
都道府県名	調査額 (2021年度)		調査額 (2020年度)		調査額の前年比		収入額 (2021年度)		収入額 (2020年度)		収入額の前年比		収入歩合 (2021年度)		収入歩合 (2020年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	
北海道	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	
青森県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	
岩手県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	
宮城県	0	58	20,033	218,104	238,137	0.0	0.0	0	19,988	90,028	110,016	0.0	0.0	0	0	99.8	41.3	
秋田県	0	1,042	1,042	1,412	1,412	0.0	73.8	0	303	370	370	0.0	81.9	0	29.1	29.1	26.2	
山形県	930	28,041	28,971	4,590	54,829	20.3	51.1	930	3,487	4,417	20,282	21.2	21.9	100.0	12.4	15.2	95.5	
福島県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
茨城県	0	0	0	744	744	0.0	0.0	0	0	0	310	0.0	0.0	0	0	0.0	41.7	
栃木県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
群馬県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
埼玉県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
千葉県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
東京都	0	294	294	732	1,026	0.0	100.0	28.7	55	732	732	0.0	7.5	0	18.7	18.7	100.0	
神奈川県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
新潟県	2,880	26,099	28,979	7,685	44,883	37.5	58.1	2,866	9,969	7,556	23,557	37.9	44.4	42.3	99.5	27.2	34.4	
富山県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
石川県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
福井県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
山梨県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
長野県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
岐阜県	0	43,407	43,407	6,927	44,1,648	0.0	9.8	96.7	1,232	1,232	176,162	0.0	0.7	87.3	0	2.8	99.0	
静岡県	0	0	105	84,454	84,559	0.0	0.0	0	0	105	160	0.0	0.0	0	0	100.0	0.2	
愛知県	0	842	842	1,332	1,332	0.0	63.2	63.2	590	590	490	0.0	120.4	0	70.1	70.1	36.8	
三重県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
滋賀県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
京都府	0	532	532	832	832	0.0	63.9	63.9	300	300	300	0.0	100.0	0	56.4	56.4	36.1	
大阪府	0	410,160	410,160	423,300	423,300	0.0	96.9	96.9	10,800	10,800	13,140	0.0	82.2	0	2.6	2.6	3.1	
兵庫県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
奈良県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
和歌山県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
鳥取県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
島根県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
岡山県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
広島県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
山口県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
徳島県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
香川県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
愛媛県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
高知県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
福岡県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
佐賀県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
長崎県	0	0	174	0	174	0.0	0.0	0	0	174	0	0.0	0.0	0	0	100.0	0.0	
熊本県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
大分県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
沖縄県	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
合計	3,810	510,475	514,285	40,246	1,312,078	9.5	40.1	39.2	27,666	27,666	306,000	345,798	9.5	7.8	8.0	99.6	4.7	
																5.4	98.9	24.1
																		26.4

法人二税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2021年度)				調定額の前年比				収入額(2021年度)				収入額の前年比				収入歩合(2021年度)				収入歩合(2020年度)							
	現年	増減	計	現年	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計
北海道	144,849,957	1,724,764	146,574,721	134,568,199	653,977	135,222,176	107.6	263.7	108.4	144,593,698	132,828,792	171,175	132,999,967	108.9	665.2	109.6	99.8	66.0	99.4	98.7	26.2	98.4						
青森県	30,006,331	184,133	30,190,464	25,914,246	31,934	25,946,180	115.8	576.6	116.4	29,984,798	25,536,973	18,473	25,555,446	117.4	818.4	117.9	99.9	82.1	99.8	98.5	57.8	98.5						
岩手県	31,566,563	308,279	31,874,842	28,618,854	81,147	28,700,001	110.3	379.9	111.1	31,547,770	28,030,341	13,886	28,044,227	112.5	1639.6	113.3	99.9	73.9	99.7	97.9	17.1	97.7						
宮城県	88,984,809	718,585	89,703,394	83,157,944	180,541	83,338,485	107.0	398.0	107.6	88,927,308	82,029,199	59,894	82,089,093	108.4	868.3	109.0	99.9	72.4	99.7	98.6	33.2	98.5						
秋田県	23,456,099	197,907	23,654,005	20,426,729	17,526	20,444,255	114.8	1129.2	115.7	23,437,038	19,983,811	4,948	19,988,758	117.3	3787.7	118.2	99.9	94.7	99.9	97.8	28.2	97.8						
山形県	27,082,494	333,703	27,416,197	23,638,290	33,308	23,671,598	114.6	1001.9	115.0	27,069,306	23,081,152	10,589	23,091,741	117.3	2967.7	118.6	100.0	94.6	99.9	97.6	31.8	97.6						
福島県	66,608,234	1,042,792	67,651,026	60,261,231	690,140	60,951,131	110.5	151.1	111.0	66,531,521	59,368,206	140,564	59,508,770	112.1	360.6	112.7	99.9	48.6	99.1	98.5	20.4	97.6						
茨城県	97,776,012	720,577	98,496,589	92,515,192	247,807	92,762,999	105.7	290.8	106.2	97,676,422	91,636,222	61,957	91,698,179	106.6	736.5	107.0	99.9	63.3	99.6	99.0	25.0	98.9						
栃木県	64,389,842	497,895	64,887,737	58,689,260	43,294	58,732,554	109.7	1150.0	110.5	64,330,364	57,977,841	21,192	57,999,033	111.0	2215.5	111.7	99.9	94.3	99.9	98.8	48.9	98.8						
群馬県	66,569,176	554,889	67,124,065	59,737,384	119,090	59,856,474	111.4	465.9	112.1	66,530,182	58,931,410	18,003	58,949,413	112.9	2588.1	113.7	99.9	84.0	99.8	98.7	15.1	98.5						
埼玉県	175,065,831	1,693,173	176,759,004	158,096,749	342,690	158,439,439	110.7	494.1	111.6	174,937,299	156,266,328	189,344	156,455,672	111.9	789.1	112.8	99.9	88.2	99.8	98.8	55.3	98.7						
千葉県	162,277,568	4,501,560	166,779,128	151,673,283	565,072	152,238,355	107.0	796.6	109.6	162,029,553	146,873,254	3,960,247	146,898,800	117.0	2437.6	112.9	99.8	88.0	99.3	98.3	26.0	97.9						
東京都	1,478,425,015	23,197,403	1,501,622,418	1,282,246,509	6,471,621	1,288,718,130	115.3	358.4	116.5	1,474,806,948	1,260,390,267	1,679,614	1,262,069,881	117.0	972.0	118.1	99.8	70.4	99.3	98.3	26.0	97.9						
神奈川県	285,044,692	3,708,384	288,753,077	281,903,803	633,490	282,537,293	101.1	585.4	102.2	285,316,896	278,657,769	148,061	278,805,831	102.4	2082.7	103.4	100.1	83.2	99.9	98.8	23.4	98.7						
新潟県	67,950,240	466,849	68,417,089	63,235,065	48,624	63,283,689	107.5	960.1	108.1	67,908,292	62,297,153	13,455	62,310,608	109.0	3120.8	109.7	99.9	89.9	99.9	98.5	27.7	98.5						
富山県	37,592,251	725,414	38,317,665	34,251,116	79,581	34,330,697	109.8	911.5	111.6	37,572,152	33,504,409	18,970	33,523,379	112.1	3527.5	114.1	99.9	92.2	99.8	97.8	23.8	97.6						
石川県	39,782,976	997,171	40,780,147	38,217,276	135,745	38,353,021	104.1	734.6	106.3	39,764,961	37,299,274	20,776	37,320,050	106.6	4230.3	108.9	100.0	88.1	99.7	97.6	15.3	97.3						
福井県	35,336,994	275,233	35,612,227	30,611,811	47,848	30,659,659	115.4	575.2	116.2	35,271,468	30,274,891	7,695	30,282,586	116.5	2749.5	117.2	99.8	76.9	99.6	98.9	16.1	98.8						
山梨県	27,883,707	395,112	28,278,819	23,013,520	54,060	23,067,579	121.2	730.9	122.6	27,857,380	22,396,920	18,620	22,415,541	124.4	1811.9	125.8	99.9	85.4	99.7	97.3	34.4	97.2						
長野県	64,724,359	997,595	65,721,954	55,056,471	128,801	55,185,272	117.6	774.5	119.1	64,681,058	53,356,121	32,883	53,388,004	121.2	2784.7	125.9	99.9	91.8	99.8	96.9	25.5	96.7						
岐阜県	58,210,871	1,847,270	60,058,141	53,807,701	131,165	53,938,866	108.2	1408.4	111.3	58,165,990	50,916,997	28,145	50,945,142	114.2	6175.4	117.6	99.9	94.1	99.7	94.6	21.5	94.4						
静岡県	136,628,607	3,101,392	139,729,999	126,806,942	174,280	126,981,222	107.7	1779.5	110.0	136,552,641	121,641,025	43,408	121,684,433	112.3	6917.7	114.7	99.9	96.8	99.9	95.9	24.9	95.8						
愛知県	352,474,954	5,346,485	357,821,439	345,293,818	525,939	345,819,757	102.1	1016.6	103.5	353,271,720	323,965,920	47,333,280	323,965,920	104.1	5025.7	105.4	100.2	88.5	100.1	98.3	17.9	98.2						
三重県	63,116,344	1,174,899	64,291,243	59,435,025	86,360	59,521,385	106.2	1360.5	108.0	63,081,217	57,333,443	19,510	57,352,953	110.0	5761.3	111.9	99.9	95.7	99.9	96.5	22.6	96.4						
滋賀県	50,386,288	826,986	51,213,274	45,599,245	71,535	45,670,780	110.5	1156.1	112.1	50,368,158	44,328,476	14,834	44,343,310	113.6	5115.7	115.3	100.0	91.8	99.8	97.2	20.7	97.1						
京都府	104,129,274	2,684,392	106,814,116	86,654,428	1,003,998	87,658,428	120.2	267.4	121.9	104,644,765	85,152,877	107,066	85,259,934	122.9	1519.6	124.6	100.5	60.6	99.5	98.3	10.7	97.3						
大阪府	450,566,055	6,635,219	457,201,274	414,125,111	1,555,417	415,680,528	108.8	426.6	110.0	452,057,297	409,963,245	329,643	410,292,888	110.3	1336.4	111.3	100.3	66.4	99.8	99.0	21.2	98.7						
兵庫県	168,450,083	1,571,458	170,021,541	154,381,542	360,425	154,741,967	109.1	436.0	109.9	168,290,743	152,544,801	118,560	152,663,361	110.3	1073.3	111.1	99.9	81.0	99.7	98.8	32.9	98.7						
奈良県	23,738,362	322,777	24,061,139	21,665,793	35,994	21,701,787	109.6	896.8	110.9	23,647,521	21,157,597	8,174	21,165,771	111.8	2212.7	112.6	99.6	56.0	99.0	97.7	22.7	97.5						
和歌山県	22,644,471	328,394	22,972,865	20,708,901	39,027	20,747,928	107.5	841.5	108.9	22,259,509	20,273,666	3,740	20,277,406	109.8	8388.2	111.3	100.0	95.5	99.9	97.9	9.6	97.7						
鳥取県	14,573,481	256,349	14,829,830	12,624,108	14,550	12,638,658	115.4	1761.8	117.3	14,569,886	12,264,163	2,989	12,267,152	118.8	8197.2	120.8	100.0	95.6	99.9	97.1	20.5	97.1						
島根県	18,244,895	222,908	18,467,803	17,107,529	36,077	17,143,606	106.6	617.9	107.7	18,231,214	16,825,438	4,398	16,829,836	108.4	4441.8	109.5	99.9	87.9	99.8	98.4	12.2	98.2						
岡山県	59,665,373	808,459	60,473,832	52,920,385	102,922	53,023,307	113.3	785.5	114.6	59,923,448	51,959,065	29,716	51,988,781	115.3	2364.8	116.6	99.9	86.9	99.8	98.2	28.9	98.0						
広島県	96,264,915	1,220,728	97,485,643	89,765,304	215,437	89,980,741	107.2	566.6	108.3	96,099,219	88,392,886	39,763	88,432,649	108.7	2514.9	109.8	99.8	81.9	99.6	98.5	18.5	98.3						
山口県	43,558,001	568,918	44,126,919	38,538,257	37,606	38,575,863	113.0	1512.8	114.4	43,510,251	37,721,092	514,682	37,738,679	115.3	2926.5	116.7	99.9	90.5	99.8	97.9	46.8	97.8						
徳島県	23,544,674	157,221	23,701,895	20,466,617	51,037	20,517,654	115.0	308.1	115.5	23,505,229	20,340,306	3,967	20,344,273	115.6	2862.2	116.1	99.8	72.2	99.6	99.4	7.8	99.2						
香川県	33,781,880	288,304	34,070,184	32,230,326	65,808	32,296,134	104.8	438.1	105.5	33,729,648	31,910,578	10,929	31,921,507	105.7	1704.5	106.2	99.8	64.6	99.5	99.0	16.6	98.8						
愛媛県	43,262,279	246,077	43,508,356	37,376,168	54,736	37,430,904	115.7	450.2	116.2	43,222,814	37,121,699	9,796	37,131,495	116.4	1840.2	116.9	99.9	73.2	99.8	99.3	17.9	99.2						
高知県	16,543,646	145,213	16,688,869	13,549,204	29,520	13,578,724	122.1	491.9	122.9	16,536,553	13,417,527	5,617	13,423,144	123.2	1624.8	123.9	100.0	62.9	99.6	99.0	19.0	98.9						
福岡県	178,760,373	2,352,095	181,112,468	159,186,561	637,329	159,823,890	112.3	369.1	113.3	177,884,965	157,025,245	1,878,410	157,155,650	113.3	1440.4	114.4	99.9	79.9	99.3	98.6	20.5	98.3						
佐賀県	22,402,855	182,042	22,584,897	20,477,272	37,310	20,514,582	109.4	487.9	110.1	22,396,648	20,320,674	10,746	20,331,420	110.2	1393.7	110.9	100.0	82.3	99.8	99.2	28.8	99.1						
長崎県	28,737,079	137,627	28,874,706	26,687,215	39,844	26,727,059	107.7	345.4	108.0	28,725,860	26,548,726	14,982	26,563,708	108.2	810.7	108.6	100.0	88.2	99.9	99.5	37.6	99.4						
熊本県	44,290,228	417,129	44,707,357	38,859,878	141,779	39,001,657	114.0	294.2	114.6	44,256,456	38,482,515	24,071	38,506,586	115.0	984.4	115.5	99.9	56.8	99.5	99.0	17.0	98.7						
大分県	30,574,931	352,725	30,927,65																									

4 税務行政の所管区域



(注) (1) 鹿児島地域振興局自動車税課は県内全域。
(2) 人口の県計は、転入・転出の県外分のみを推計要素としているので市町村の積み上げ人口とは一致しない。
(3) 鷹島 (0.04km²) 及び津倉瀬 (0.01km²) は所属未定。

5 局・支庁所在地及び管轄区域

令和3年4月1日現在

局・支庁 (電話番号)	所在地	管轄区域	市町村数			
			市	町	村	計
鹿児島地域振興局 県税管理課 (099-805-7211, 7213) 課税課 (099-805-7221, 7224, 7227, 7232, 7234, 7252, 7470) 納税課 (099-805-7241, 7246, 7248, 7461, 7462)	(〒892-8520) 鹿児島市小川町3番56号	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市 鹿児島郡 三島村, 十島村	3	-	2	5
鹿児島地域振興局自動車税課 (099-261-5611)	(〒891-0131) 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	全域	19	20	4	43
南薩地域振興局 (0993-52-1315, 1317)	(〒897-0031) 南さつま市加世田東本町 8番地13	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	4	-	-	4
北薩地域振興局 (0996-25-5202, 5203, 5205, 5206)	(〒895-8501) 薩摩川内市神田町1番22号	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市 薩摩郡 さつま町 出水郡 長島町	3	2	-	5
始良・伊佐地域振興局 (0995-63-8114, 8116, 8120, 8126)	(〒899-5212) 始良市加治木町諏訪町12番地	伊佐市, 霧島市, 始良市 始良郡 湧水町	3	1	-	4
大隅地域振興局 (0994-52-2093, 2094, 2097, 2098)	(〒893-0011) 鹿屋市打馬2丁目16番6号	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市 曾於郡 大崎町 肝属郡 東串良町, 錦江町, 南大隅町 肝付町 (ただし, 曾於市・志布志市・曾於郡の軽 油引取税の免税証等の交付を除く。)	4	5	-	9
大隅地域振興局県税課(曾於市駐在) (099-482-1138, 1992)	(〒899-8102) 曾於市大隅町岩川6491-2 国大隅合同庁舎4階	※ 曾於市・志布志市・曾於郡の軽油引取税 の免税証等の交付のほか, 納税証明書の発 行, 各種申告書の受付等を取り扱ってい る。	-	-	-	-
熊毛支庁 (0997-22-0006, 0063)	(〒891-3192) 西之表市西之表7590番地	西之表市 熊毛郡 中種子町, 南種子町, 屋久島町	1	3	-	4
大島支庁 (0997-57-7225, 7229)	(〒894-8501) 奄美市名瀬永田町17番3号	奄美市 大島郡 大和村, 宇檢村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町, 徳之島町 天城町, 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町	1	9	2	12
税務課 (099-286-2111代)	(〒890-8577) 鹿児島市鴨池新町10番1号		19	20	4	43

(注)・鹿児島地域振興局自動車税課の市町村数は, 局・支庁計に算定しない。
 ・局・支庁において, 口座番号は, 自動車税以外の税目は「02010-2-960005」, 自動車税は「02000-1-960127」を
 使用。なお, とりまとめ店については, 全税目「福岡貯金事務センター」を利用。

6 県税制の変遷

(1) 機構改革（主なもの）

昭和22年	県に税務課創設
昭和30年	出先機関の機構改革 (1) 加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を財務事務所へ変更（県税事務所廃止） (2) 指宿・日置・出水・伊佐の地方事務所は、それぞれ鹿児島県税事務所，川内財務事務所，加治木財務事務所へ合併 （税務部門）
昭和43年	自動車税の集中管理のため，鹿児島県税事務所へ自動車税の分室設置（鹿児島市東郡元町）
昭和48年	自動車税分室を廃止し，鹿児島県自動車税管理事務所を新設（昭和55年に現在の場所へ移転）
昭和59年	加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を総務事務所へ変更（財務事務所廃止）
平成9年	鹿児島県税事務所の名称を鹿児島総務事務所へ変更（県税事務所廃止）
平成14年	自動車税管理事務所納税課を鹿児島総務事務所へ統合（徴収部門の一元化）
平成19年	機構改革 (1) 地域振興局・支庁の設置（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，大島） (2) 自動車税管理事務所の廃止（→鹿児島地域振興局自動車税課） (3) 大隅総務事務所の廃止（→大隅地域振興局曾於総務分室） (4) 所管区域（指宿市・揖宿郡）の変更 （鹿児島総務事務所→南薩地域振興局） (5) 税務課に特別滞納整理班を設置し，各地域振興局・支庁に県税徴収対策官・市町村派遣職員を配置
平成22年	大島支庁県税課徳之島町駐在機関を設置
平成23年	税務課に課税対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置（平成27年廃止）
平成24年	税務課に徴税指導対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置 鹿児島地域振興局に自動車税係を設置
平成25年	県税徴収対策官を始良局に集中配置（併せて，南薩局，北薩局，大隅局の配置を廃止）
平成26年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
平成27年	県税徴収対策官を北薩局から大隅局へ変更配置
平成28年	県税徴収対策官を大隅局から鹿児島局へ変更配置
平成31年	県税徴収対策官を鹿児島局に加え始良局に配置（併せて熊毛支庁，大島支庁，徳之島町駐在の配置を廃止） 大隅地域振興局曾於総務分室→大隅地域振興局曾於市駐在
令和2年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
令和4年	県税徴収対策官を北薩局から鹿児島局（日置市・いちき串木野市所管）へ変更配置

(2) 課税関係

○税目の創設，廃止（昭和26年以後）

昭和29年	個人県民税・法人県民税・不動産取得税・道府県たばこ消費税創設
昭和31年	軽油引取税の創設
昭和36年	遊興飲食税の料理飲食等消費税への改正
昭和38年	狩猟者税の廃止，狩猟免許税・入猟税の創設
昭和43年	自動車取得税の創設
昭和54年	狩猟免許税の狩猟者登録税への名称変更
昭和58年	核燃料税（法定外普通税）の創設
昭和63年	利子等に係る県民税（県民税利子割）の創設
平成元年	娯楽施設利用税廃止，ゴルフ場利用税への名称変更
平成元年	料理飲食等消費税廃止，特別地方消費税への名称変更
平成元年	道府県たばこ消費税の道府県たばこ税への名称変更
平成9年	地方消費税の創設

平成12年	特別地方消費税の廃止
平成15年	県民税配当割の創設
平成15年	県民税株式等譲渡所得割の創設
平成15年	法人事業税に外形標準課税の導入
平成16年	狩猟者登録税・入猟税の廃止，狩猟税の創設
平成17年	森林環境税（県民税均等割の超過課税）の創設
平成17年	産業廃棄物税（法定外目的税）の創設
平成19年	税源移譲（所得税→個人住民税）
平成20年	地方法人特別税（国税）の創設
平成21年	自動車取得税・軽油引取税を目的税（道路特定財源）から普通税に改正
平成26年	地方法人税（国税）の創設
平成30年	国際観光旅客税（国税）の創設
平成31年	自動車取得税の廃止・自動車税環境性能割の創設，自動車税の自動車税種別割への名称変更，地方法人特別税（国税）の廃止・特別法人事業税（国税）の創設，森林環境税（国税）の創設・森林環境税（県民税均等割の超過課税）のみんなの森づくり県民税への名称変更

(3) 収納管理関係

○ 納税制度の拡充・利便化

昭和25年	郵便局窓口での県税払込みの開始
昭和26年	納税貯蓄組合法の発足 納税貯蓄組合補助金交付
昭和45年	口座振替制度による県税の収納開始
昭和61年	県外郵便振替制度の導入
平成7年	所轄外の事務所における過誤納金の充当及び納税証明書の交付の開始
平成8年	郵便局における徴収金の納付又は納入場所が「県内の郵便局」から「九州各県（沖縄県を除く）内の郵便局」へと拡大
平成13年	納税貯蓄組合補助金廃止
平成16年	収納代理金融機関の拡大（国内にあるみずほ銀行の本店及び支店）
平成18年	法人二税の電子申告の開始 自動車税のコンビニ収納開始
平成20年	電子収納の開始
平成22年	自動車税のクレジット収納開始 自動車税のコンビニ収納の通年化
平成26年	収納代理金融機関の拡大（国内にある三井住友信託銀行の本店並びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所）
平成31年	スマホ決済による収納の開始（自動車税，個人事業税，不動産取得税）
令和元年	地方税共通納税システムによる収納の開始（法人県民税，法人事業税，特別法人事業税（地方法人特別税））

7 税務事務の電算化

(1) 税務事務電算化の経過

- S 46. 1 自動車税（課税・収納）システムの開発に着手
- 47. 4 自動車税システム稼働
- 49.12 自動車税システムの納税照会（オンライン）稼働
- 54. 4 法人二税（課税）システムの開発に着手
- 55. 4 法人二税システム稼働
- 55.10 不動産取得税（課税）システムの開発に着手
- 56. 6 不動産取得税システム稼働
- 57. 4 個人事業税（課税）・鉦区税（課税）のシステム開発に着手
- 58. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手
鉦区税システム稼働
- 7 個人事業税システム稼働
- 60. 4 収納管理システム稼働（S 60. 6 運用停止）
- 61. 4 自動車税システムの再開発（課税・収納，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 62.10 システム変更（徴収金の端数処理，法人二税の利子割との調整）に着手
- 63. 4 システム変更稼働
不動産取得税（課税）システムの一部市町村分について漢字化
- H 1. 4 新自動車税システム稼働
- 2. 4 全税目の電算化を図るため，宛名管理システムの開発に着手
法人二税システムの再開発（課税，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 3. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手（税務トータルシステムの構想）
- 4. 4 課税一次（オンラインリアルタイム処理）システムの（再）開発に着手
- 5. 4 課税二次システムの開発に着手
宛名管理システム，新法人二税システム稼働
- 7. 4 税務電算システム（収納管理・課税一次・課税二次）稼働
- 10 法人二税システム開発（移転価格税制追加）
- 8. 3 自動車税システム開発（名寄せ，滞納履歴画面修正，レイアウト変更，コード追加等）
- 11 県行政情報ネットワーク（行政LAN）整備に伴い，通信体系を変更
- 9. 3 自動車税システム開発（徴収対策システム）
- 6 地方消費税の課税・収納及び統計に関するシステム開発
- 10. 1 郵便番号7桁化対応システム開発
- 3 調定収入状況報告作成プログラムの2000年対応
- 3 自動車税システム開発（2000年対応・郵便番号7桁化対応）
- 11. 4 課税二次システムの再開発（対応OSの変更，MS-DOS → Windows）に着手
- 12.10 新課税二次システム稼働
（税務職員への一人一台パソコン配備を完了）
- 11 自動車税納税証明書（継続検査用）自動発行機稼働
- 14. 8 税務総合システムの開発に着手
- 16. 9 狩猟税新設（狩猟者登録税及び入猟税の一本化）対応
- 17. 4 税務総合システム稼働
- 10 自動車税のコンビニ収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 18. 1 地方税ポータルシステム（eLTAx）と連携して法人二税電子申告受付処理機能稼働
- 3 自動車税のコンビニ収納処理機能稼働
- 19. 4 県税の電子収納（ペイジー収納）に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 20. 1 会計課の電子収納システムと連携して電子収納（ペイジー収納）機能稼働
- 7 地方法人特別税に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 21. 4 地方法人特別税の一部（決算統計を除く。）機能稼働
- 6 地方法人特別税の一部（決算統計）の機能稼働
- 22. 1 自動車税のクレジット収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 4 自動車税のコンビニ収納（通年化）稼働
- 5 自動車税のクレジット収納処理機能稼働
- 23. 1 個人事業税に係る国税データ（所得税確定申告書等）の受信機能整備
- 3 税務総合システム（Web化）の改修に着手
- 24. 2 税務総合システム（Web化）稼働
- 5 個人事業税に係る国税データの税務総合システムへの連携開始
- 25.10 核燃料税出力割導入に伴う対応
- 27. 7 自動車税の納税確認の電子化（JNKs）利用開始
- 28. 5 税務総合システムのマイナンバー利用を開始
- 29. 4 滞納整理支援サブシステム稼働
- 30. 2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）運用開始
- 4 コンビニ収納の対象税目に不動産取得税，個人事業税を追加

- H30.12 電子申告システム，国税連携システムの運用形態をASP委託利用型へ移行
- 31.4 自動車税，個人事業税及び不動産取得税のスマホ決済納付機能稼働(Pay B, Yahoo!アプリ(現:PayPay))
- R 1.9 eLTAX更改に伴う税務総合システム改修
- 10 地方税共通納税システム導入
- 3.4 自動車税種別割，個人事業税及び不動産取得税のスマホ決済納付機能追加(LINE Pay 請求書払い)
- 10 eLTAXにおいて，個人県民税(利子割・配当割及び株式等譲渡所得割)の電子申告並びに電子共通納税システム稼働

(2) 税務総合システムの概要

(R4.3.31現在)

サブシステム	処理概要	開発着手時期	稼働開始時期	処理媒体	開発言語
個人県民税	調定・徴収取扱事務費・滞納報告・統計	H14.8 Web化: H23.3	H17.4 Web化: H24.2	サーバ	YPS_COBOL JAVA
法人三税	法人登録・調定・申告書プレプリント・是認・利子割精算金・電子申告受付				
県民税利子割	登録・申告・更正決定・加算金決定・調定・市町村交付金算定・照会・統計				
個人事業税	登録・調定・賦課参考データ登録・照会・統計・納税通知書再発行・未申告リスト作成・納期限変更・統計				
地方消費税	登録・調定				
不動産取得税	調定・減額・徴収猶予・課税情報修正				
県たばこ税	登録・申告書入力・更正決定・納期限変更・調定・統計				
ゴルフ場利用税	登録・申告書入力・更正・納期限延長・調定・統計・市町村交付金				
自動車二税	申告書入力・分配データ登録・随時賦課				
鉦区税	登録・調定・統計				
狩猟税	登録・調定・税額変更・納期限変更・調定決議・集計				
産業廃棄物税	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
核燃料税	納税者登録・申告・統計・調定・月報・照会 誤謬				
核燃料出力割	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
軽油引取税	登録・申告書・更正決定・調定・交付税・課税状況調・免税軽油・使用者登録・免税証・統計・特徴者交付金				
納税者管理	名寄せ・納税者変更・登録・返戻文書・タックシール印刷				
収納管理	収納消込・収入更正・決算・納付書発行・納税証明発行・還付充当・督促状				
滞納整理支援	滞納者情報管理・差押・交付要求・催告書・調査書作成，交渉等記録				
証紙証券等管理	有価証券出納簿，歳入歳出外現金出納簿，狩猟税証紙出納簿，自動車二税証紙出納簿，始動票札交付整理簿の整理業務				
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理・調定				
県民税配当割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理				
共通基盤	オンライン起動(ログイン) ・業務インフォメーション機能・マスタメンテ機能				
業務共通	調定指示・月報作成・ヘルプデスク				

8 県税の税率等の推移

(1) 県民税

① 個人

項目 \ 年度	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 均等割 年額 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準とする 13段階の標準税率が設けられ、昭和37年から適用することとされたが、同年度において再び法改正が行われ実施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、県民税利子割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税にあっては一定税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46	47
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金 額が5万円を超え る配偶者がある場 合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場 合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場 合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円
分離課税に係る所 得割は当分の間算 出税額の90%				所得割 土地建物等の譲 渡所得に対する 税率 (イ)長期譲渡所得 (イ)45,46,47年度 1.3% (ロ)48,49年度 1.6% (ハ)50,51年度 2.0% (ニ)短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で 計算した場合の 課税短期譲渡所 得金額に対する 税額の110%相当 額		

年度 項目	48	49	50	51
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55~57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

項目	年度	58	59
基礎控除			25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者	25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族	1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率		
	(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額
	(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額
	(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合		上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額
	(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	1.6%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 30万円 同居老親等扶養親族 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 長期譲渡所得金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得の金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (b) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (昭和63年~平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものある。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

項目	年度 平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A, B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A, B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元~3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元~3年度) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (A) (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (~平成5年度) (イ) 又は(ロ)いずれか多い金額 (4) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (~平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A, B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは、平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 （16歳以上23歳未満の扶養親族） 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （1）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% （2）長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） （3）長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） （4）課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% （5）課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度の廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
3 平成6年度に限り県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
4 平成7年度欄においては、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計</p>	<p>所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ○ (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等に金額に対する税額の110%相当額 ○ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 ○ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 ○ 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円同居 の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正による。

2 平成10年度分に限り、県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額の限度とする。)を控除した。

3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

4 平成11年度分以降については、県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。)を控除する。

年度 項目	16	17	18
基礎控除			
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除			老年者控除の廃止
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)については、税率1%の特例を創設（～平成20年度）</p> <p>(ロ)については、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>○ 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>○ 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p> <p>均等割 500円を「森林環境税」として超過課税した。</p>	

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成13年度（平成13年11月）改正、それ以外については平成15年度改正による。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正、均等割超過課税については鹿児島県森林環境税条例によるものである。
- 3 平成18年度欄において、老年者控除については平成16年度税制改正、特別扶養控除については平成18年度税制改正によるものである。
- 4 平成18年度分については、平成17年度税制改正により、定率減税額が1/2に縮減。

19	20
<p>所得割 所得税から住民税への税源移譲により 4%</p>	<p>所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 100万円以下の部分に係る特例 (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 500万円以下の部分に係る特例</p>

(注) 平成19年度分については，平成17年度税制改正により，定率減税の廃止。

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		<p>(1) 一般扶養控除の年少（16歳未満）の廃止 (2) 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満については、上乗せ部分（12万円）が廃止，扶養控除（33万円）へ移行</p> <p>※ 平成24年度以降適用</p>
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度）</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p>

23	24
<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率</p> <p>本則税率 5.0%</p> <p>(イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率</p> <p>本則税率 5.0%</p> <p>(イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(3) 退職所得の分離課税に係る所得割について，平成25年1月1日から，その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止</p> <p>(4) 寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 給与所得控除の見直し(平成26年度分の個人県民税から)</p> <p>給与収入金額が1,500万円を超える場合の245万円の控除上限設定など</p> <p>(2) 平成25年1月1日以降に支払われる退職所得について，勤続5年以下の法人役員等に係る退職所得2分の1課税を廃止</p>

25	26
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕</p> <p>所得割 給与収入および給与所得控除の上限額を段階的に引下げ (平成29年度分の個人県民税から)</p>

27	28
<p>所得割</p> <p>(1) 寄附金控除（ふるさと納税）の特例控除額を個人住民税所得割額の1割から2割へ引上げ</p> <p>(2) 個人住民税における住宅借入金等特別控除について適用期限（平成29年12月31日）を令和元年6月30日まで1年6か月延長</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入</p> <p>※ 参考 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入</p> <p>(3) 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和</p> <p>(4) 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入</p> <p>(5) 通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引上げ（平成28年に1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）</p>

所得割**1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（令和元年度分個人住民税～）**

(1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を110万（合計所得金額45万円）から155万円（合計所得金額90万円）に引き上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入額約201万円（合計所得金額123万円）で消失

(2) 納税者本人に所得制限を導入。給与収入額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、給与収入額1,220万円（合計所得額1,000万円）で消失

2 積立NISAの創設（令和2年度分個人住民税～）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）

所得割

- 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（令和3年度分個人住民税～）
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる（33万から43万円に引き上げる）。
- 2 給与所得控除の見直し
 - (1) 給与収入が850万円を超える場合の控除額を220万円から195万円に引き下げる。
 - (2) 子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養家族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 3 公的年金等控除の見直し
 - (1) 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。
 - (2) 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- 4 基礎控除の見直し
合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。
- 5 青色申告特別控除の見直し
 - (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる。
 - (2) (1)にかかわらず、(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録しているものであって、次の要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。
 - ア その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子申告（e-Tax）を使用して行うこと。
- 6 1～5までの見直しに伴う所要の措置
 - (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げる。
 - (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引上げる。
 - (3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げる。
 - (4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げる。
 - (5) 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額）とする。
また、個人住民税所割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）以下の者を非課税とする。
 - (6) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

令和元年度	2
<p>所得割 住宅ローン控除の拡充に伴う措置 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除。</p>	<p>所得割 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未婚のひとり親について寡婦（寡夫）控除を適用する。（控除額30万円） この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。 2 寡婦（寡夫）控除の見直し <ol style="list-style-type: none"> (1) 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。 (2) 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 (3) 子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）について、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。 3 個人住民税の人的非課税措置の見直し 人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする。

所得割**住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応**

住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額（※1）の範囲内で個人住民税から控除しているが、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（※2）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

（※1） 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

（※2） 所得税における措置

- （1） 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間（※3）に契約した場合、令和4年末まで（現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居社を対象とする。
- （2） 延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について、床面積40㎡～50㎡（現行要件（50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

（※3） 新築：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
建売・中古・増改築等：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5% 制限税率 6%	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出 資金額が1,000万円 を超える法人 年 1,000円 (2) 上記以外の法人 年 600円

年度 項目	53	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を 超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を超える 法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

年度 項目	17	26	令和元年度
税 率	均等割(超過課税) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 840,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 567,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 136,500円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 52,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円 ※標準税率の5%相当額を「森林環境税」 として超過課税した。 ※平成17年4月1日以降に開始する事業 年度から適用	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※上記の税率 は、平成26年10 月1日以後に開 始する事業年度 から適用。	均等割(超過課税) 国税の「森林環境税」との混 同を避けるため、「森林環境税」 の名称を「みんなの森づくり県 民税」へ変更 法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※上記の税率は、令和元年10月 1日以後に開始する事業年度か ら適用。

45	46	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成3年度	6
均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 10,000円	法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 5.8%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 20,000円

③ 利子割

年度	昭和63年度
項目	
税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行

④ 配当割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 配当割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年3月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

⑤ 株式等譲渡所得割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 株式等譲渡所得割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年12月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

(2) 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主 控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円		
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1主業務 6.4% 第2主業務 8%		助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
事業専従者 控除等				特別所得税 が事業税の 第3種事業 とされた。				事業専従者 控除(青色) 年 80,000円

年度 項目	45	46	47	48	49	50	51	52
事業主 控除等	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円
税率						制限税率が 設けられた (標準税率の 1.1倍)		
事業専従者 控除等			事業専従者 控除(白色) 年 165,000円	事業専従者 控除(白色) 年 170,000円	事業専従者 控除(白色) 年 192,500円	事業専従者 控除(白色) 年 275,500円	事業専従者 控除(白色) 年 400,000円	

34	37	39	40	41	42	43	44
基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円		
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦等 3%						
	事業専従者 控除(白色) 年 50,000円			事業専従者 控除(青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者 控除(青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円	事業専従者 控除(青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者 控除(青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円

60	63	平成2年度	5	8	10	11	13
事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年2,700,000円			事業主控除 年2,900,000円	
事業専従者 控除(白色) 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000円 その他の 事業専従者 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000円 その他の 事業専従者 年 470,000円	みなし法人課税 特例の廃止 青色申告特別控 除の特例の創設 350,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000円 その他の 事業専従者 年 500,000円	青色申告特別控 除の特例 450,000円		青色申告特別控 除の特例 550,000円(追加)

年度	17
項目	
事業主 控除等	
税率	
事業専従者 控除等	青色申告特別控 除の特例 650,000円 100,000円 450,000円 (廃止)

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32
税率	<p>普通法人 12%</p> <p>特別法人 8%</p> <p>収入金額課税法人 1.6%</p>		<p>普通法人 年 50万円以下 10%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>収入金額課税法人 1.5%</p>	<p>普通法人 3以上の道府県に 事務所等を有する法 人で、資本金額等が 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%</p>	<p>普通法人 年 50万円以下 8%</p> <p>年 100万円以下 10%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%</p>
その他		申告納税制度 が採用された。	生命保険事業が 収入金額課税とされ、 運送業(地方鉄軌道事 業を除く。)が所得課税 とされた。	損害保険事業が収 入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が 所得課税とされた。

34	37	39	49	50
<p>普通法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 100万円以下 8%</p> <p>年 200万円以下 10%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 200万円以下 9%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 300万円以下 9%</p> <p>年 300万円超及 び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年5月1日から昭和50 年4月30日までの間に事業年度の終了 する法人については、次による。</p> <p>普通法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年 600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1倍)</p>

年度 項目	平成元年度	10	11
税率	<p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有す る法人で、資本金等が 1,000万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 7.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成10年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。 ただし、平成10年3月31日以前に 開始した事業年度分については 従前の次の税率による。</p> <p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>※ 上記の税率は平成11年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。</p>
その他			

12

16

資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格なき社団等及び投資法人等を除く)については、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が導入された。

【外形標準課税法人】		
付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100
資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2/100
所得割	各事業年度の所得のうち	
	年400万円以下の金額	3.8/100
	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100
	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100
(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)		

※ 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。

信託会社が行う特定信託については、本体の信託契約に定めた「計算期間」(事業年度の概念に相当する)の所得を課税標準として申告を行うこととした

年度 項目	17		
税 率	二以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の分割基準が改正された。		
	事業種目 非製造業 銀行業 保険業 証券業 通卸業 信売業 小売業 サービス業 その他	従 前 基 準 課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度) 課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数
	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	従業者数 資本金1億円以上の法人についての ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止
			従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止
	鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。		
その他			

20	26																																																				
<p>平成20年10月1日以降に開始する事業年度から「地方法人特別税」が導入されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。</p> <p>※ 清算所得課税については、平成22年10月1日以降の解散については廃止。</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">2.7%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 800万円以下</td><td style="text-align: right;">4.0%</td></tr> <tr><td>年 800万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">5.3%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">5.3%</td></tr> </table> <p>【特別法人】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">2.7%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">3.6%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">3.6%</td></tr> </table> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">1.5%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 800万円以下</td><td style="text-align: right;">2.2%</td></tr> <tr><td>年 800万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">2.9%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">2.9%</td></tr> <tr><td>＜付加価値割＞</td><td style="text-align: right;">0.48%</td></tr> <tr><td>＜資本割＞</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> </table> <p>【収入金額課税法人】</p> <table> <tr><td>＜収入割＞</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> </table>	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超 800万円以下	4.0%	年 800万円超 (及び清算所得)	5.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超 (及び清算所得)	3.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%	＜所得割＞ 年 400万円以下	1.5%	年 400万円超 800万円以下	2.2%	年 800万円超 (及び清算所得)	2.9%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%	＜付加価値割＞	0.48%	＜資本割＞	0.2%	＜収入割＞	0.7%	<p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">3.4%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 800万円以下</td><td style="text-align: right;">5.1%</td></tr> <tr><td>年 800万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">6.7%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">6.7%</td></tr> </table> <p>【特別法人】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">3.4%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">4.6%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">4.6%</td></tr> </table> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table> <tr><td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td style="text-align: right;">2.2%</td></tr> <tr><td>年 400万円超 800万円以下</td><td style="text-align: right;">3.2%</td></tr> <tr><td>年 800万円超 (及び清算所得)</td><td style="text-align: right;">4.3%</td></tr> <tr><td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td style="text-align: right;">4.3%</td></tr> </table> <p>【収入金額課税法人】</p> <table> <tr><td>＜収入割＞</td><td style="text-align: right;">0.9%</td></tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>	＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超 800万円以下	5.1%	年 800万円超 (及び清算所得)	6.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超 (及び清算所得)	4.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.2%	年 400万円超 800万円以下	3.2%	年 800万円超 (及び清算所得)	4.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%	＜収入割＞	0.9%
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超 800万円以下	4.0%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	5.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超 (及び清算所得)	3.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	1.5%																																																				
年 400万円超 800万円以下	2.2%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	2.9%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%																																																				
＜付加価値割＞	0.48%																																																				
＜資本割＞	0.2%																																																				
＜収入割＞	0.7%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超 800万円以下	5.1%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	6.7%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超 (及び清算所得)	4.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.2%																																																				
年 400万円超 800万円以下	3.2%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	4.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%																																																				
＜収入割＞	0.9%																																																				
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率</p> <table> <tr><td>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td><td style="text-align: right;">81.0%</td></tr> <tr><td>【普通法人(資本金1億円超)】</td><td style="text-align: right;">148.0%</td></tr> <tr><td>【収入金額課税法人】</td><td style="text-align: right;">81.0%</td></tr> </table> <p>※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額。</p>	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%	【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%	【収入金額課税法人】	81.0%	<p>地方法人特別税の税率</p> <table> <tr><td>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td><td style="text-align: right;">43.2%</td></tr> <tr><td>【普通法人(資本金1億円超)】</td><td style="text-align: right;">67.4%</td></tr> <tr><td>【収入金額課税法人】</td><td style="text-align: right;">43.2%</td></tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%	【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%	【収入金額課税法人】	43.2%																																								
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%																																																				
【収入金額課税法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%																																																				
【収入金額課税法人】	43.2%																																																				

27	28																								
<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.3%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用。</p>	<所得割> 年 400万円以下	1.6%	年 400万円超 800万円以下	2.3%	年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%	<付加価値割>	0.72%	<資本割>	0.3%	<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に適用。</p>	<所得割> 年 400万円以下	0.3%	年 400万円超 800万円以下	0.5%	年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%	<付加価値割>	1.2%	<資本割>	0.5%
<所得割> 年 400万円以下	1.6%																								
年 400万円超 800万円以下	2.3%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%																								
<付加価値割>	0.72%																								
<資本割>	0.3%																								
<所得割> 年 400万円以下	0.3%																								
年 400万円超 800万円以下	0.5%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%																								
<付加価値割>	1.2%																								
<資本割>	0.5%																								
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 93.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用。</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 414.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に適用。</p>																								

令和元年度	2																						
<p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 3.5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 5.3%</p> <p>年 800万円超 (及び清算所得) 7.0%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 7.0%</p> <p>【特別法人】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 3.5%</p> <p>年 400万円超 (及び清算所得) 4.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 0.4%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 0.7%</p> <p>年 800万円超 (及び清算所得) 1.0%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 1.0%</p> <p>【収入金額課税法人】</p> <p><収入割> 1.0%</p> <p>※ 上記の税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>	<p>電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。</p> <p>1 見直し対象 発電・小売電気事業に係る課税方式を見直し</p> <p>2 課税方式・税率 <資本金1億円超の法人></p> <table border="1" data-bbox="815 712 1380 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入割</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>収入割</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p><資本金1億円以下の法人等></p> <table border="1" data-bbox="815 887 1380 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">収入割</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>収入割</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の税率は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	改正前		改正後		収入割	1.0%	収入割	0.75%	付加価値割	0.37%	資本割	0.15%	改正前		改正後		収入割	1.0%	収入割	0.75%	所得割	1.85%
改正前		改正後																					
収入割	1.0%	収入割	0.75%																				
		付加価値割	0.37%																				
		資本割	0.15%																				
改正前		改正後																					
収入割	1.0%	収入割	0.75%																				
		所得割	1.85%																				
<p>特別法人事業税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】 37.0%</p> <p>【特別法人】 34.5%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 260.0%</p> <p>【収入金額課税法人】 30.0%</p> <p>※ 令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設。</p>	<p>特別法人事業税の税率</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。</p> <table border="1" data-bbox="815 1559 1380 1635"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入割</td> <td>30%</td> <td>収入割</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の税率は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	改正前		改正後		収入割	30%	収入割	40%														
改正前		改正後																					
収入割	30%	収入割	40%																				

(3) 地方消費税

項目	年度 平成9年度	16
税率等	(1) 課税標準 譲渡割～課税資産の譲渡に係る消費税額 貨物割～課税貨物に係る消費税額 (2) 税率 課税標準(消費税額)の100分の25	○消費税法の一部改正(主な改正内容) (1) 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げ。 (2) 中間申告・納付回数の変更 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円を超える場合に、従来年3回だったものが11回に変更。 (3) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度の適用を受ける課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げ。

項目	年度 23	24
税率等	○消費税法の一部改正 (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し 前年の1月1日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる要件の追加 (2) 「95%ルール」の適用要件の見直し 課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用要件が、課税売上割合が95%以上の事業者から課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除できることに見直し (3) 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化 ○地方税法の一部改正 罰則規定の強化 ・譲渡割に係る検査拒否等に関する罪 ・譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪 ・譲渡割・貨物割に係る故意不申告の罪 ・譲渡割・貨物割の脱税に関する罪	○消費税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正 (1) 消費税収入の用途の明確化 (2) 消費税率の引上げ (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設 (4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置 ○地方税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方税法の一部が改正 (1) 地方消費税率の引上げ (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (4) 税率引上げに伴う経過措置

項目	年度 27	28
税率等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・地方消費税率の引上げ時期の変更(H27.10.1→H29.4.1) ・引上げ時期の変更に伴い、景気判断条項条項の削除 ・清算基準の見直し など	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する等の法律」により地方税法の一部が改正 ・消費税の軽減税率制度の導入(H29.4.1～) ・徴収取扱費の見直し (譲渡割 0.45%→0.55%, 貨物割 0.50%→0.55%) ・外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し ・高額資産を取得した場合における中小企業者に対する特例措置の見直し

年度 項目	29	30
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H29.4.1→H31.10.1) ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期の変更 (H29.4.1→H31.10.1) ・ 清算基準の見直し ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 貨物割 0.55%→0.60%) 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

年度 項目	令和元年度	2
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 0.60%→0.55%) (貨物割, 0.60%→0.65%)

年度 項目	3
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

(4) 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(新築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(新築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(新築) 23万円 家屋(その他) 12万円

56	61	平成元年度	4
税率 4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とする。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成元年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成4年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成7年6月30日まで3年間延長

6	7	8	9
宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成6年中の取得 課税標準2分の1 →平成7年～8年中の取得 課税標準の3分の2	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年中の取得 課税標準の2分の1	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年～11年の取得 課税標準の2分の1

10	11	12	13
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成13年6月30日まで3年間延長	・住宅及び住宅用土地に係る特例措置の拡充 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成16年6月30日まで3年間延長

14	15	16
住宅用地の減額措置の要件緩和 ・新築者に係る要件 ・土地継続所有要件	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの不動産取得は、標準税率を3%とする特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成17年12月31日まで3年間延長	新築住宅用土地の減額措置の要件緩和。 やむをえない事情がある場合は4年以内 現行3年(本則2年)平成18年6月30日まで 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。→平成18年3月31日まで2年間延長

年度 項目	17	18
税率等	<p>中古住宅及びその用地に係る特例措置の対象となる住宅の適用対象要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年以降築住宅は新耐震基準に適合とみなす。 ・居住用家屋の過去の使用形態は問わない。 	<p>標準税率を3%とする特例措置の一部縮小と平成21年3月31日まで延長</p> <p>一部縮小＝非住宅家屋税率3.5%</p> <p>→平成20年3月31日までの経過措置</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成21年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p>

	20	21
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置創設</p> <p>→長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの取得</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p>

	22	24
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p>

26	27
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成28年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成28年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成28年3月31日まで2年間延長 耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置創設</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成30年3月31日まで3年間延長 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成30年3月31日まで3年間延長 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置創設 →平成27年4月1日から平成29年3月31日までの取得</p>
28	29
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成30年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成30年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成30年3月31日まで2年間延長</p>	<p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置 →平成31年3月31日まで2年間延長</p>
30	令和元年度
<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →令和3年3月31日まで3年間延長 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →令和3年3月31日まで3年間延長 新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →令和2年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →令和2年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →令和2年3月31日まで2年間延長 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る土地に対する減額措置の創設 →平成30年4月1日から平成31年3月31日までの取得 耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る土地の取得に対する減額措置の創設</p>	<p>宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合 (中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額 →令和3年3月31日まで2年間延長 (中古住宅用土地)新築住宅の用に供する土地と同様の減額措置 →令和3年3月31日まで2年間延長</p>

令和3年度

宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)

→令和5年3月31日まで3年間延長

住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置

→令和5年3月31日まで3年間延長

宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合

(中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額

→令和5年3月31日まで2年間延長

(5) 道府県たばこ税(旧道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和29年度	31	37	42	60
税 率 等	(創設) <税率> 5 / 115	<税率> 8%	<税率> 9%	<税率> 10.3%	昭和60年4月1日以降 売渡し等分 <税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年度法律第15号による改正、下段については昭和62年度法律第94号による改正に係るものである。

年度 項目	61	62	63	平成元年度
税 率 等	<税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月 から昭和62年3月まで の間に行われた売渡し 等分については、特例 措置として1,000本に つき160円加算。	従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和62 年12月31日まで延長さ れた。 従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和63 年3月31日まで延長さ れた。	従量割の税率の 引上げ等の特例 措置が平成元年 3月31日まで延 長された。	名称が道府県たばこ 税に変更された。 平成元年4月1日以降 の先渡し等分 従価割 廃止 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

年度 項目	9	11	15	18
税 率 等	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成9年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	国からの税源移譲によ る税率の引上げ 平成11年5月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	税制改正による税率の 引上げ 平成15年7月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	税制改正による税率の 引上げ 平成18年7月1日以後の 売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

年度 項目	22	25	28	29
税 率 等	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>平成22年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円</p>	<p>県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。</p> <p>平成25年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成28年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成29年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>

年度 項目	30	令和元年度	2	3
税 率 等	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成30年4月1日以降 の売渡し分</p> <p>税制改正による紙巻き たばこ等（旧3級品以 外）に係る税率の引上 げ</p> <p>平成30年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等（旧3級 品以外） 1,000本につき 930円</p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>令和元年10月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率></p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>令和2年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 1,000本につき1,000円</p>	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>令和3年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 1,000本につき1,070円</p>

(6) ゴルフ場利用税(旧娯楽施設利用税, 地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和25年度	27	28
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率が従前の1/2に引き下げられた。	入場税が国税に委譲され, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 500円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,050円

年度 項目	32	36	37	41
税率等	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税額 1人1日 400円	利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付

年度 項目	46	47	48
税率等	ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付

年度 項目	52	58	平成元年度
税率等	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付 (4) 税率(1人1日につき) 標準税率(地方税法) 800円 条例税率-1級 400円 2級 480円 3級 560円 4級 640円 5級 800円 6級 960円 7級 1,120円 8級 1,200円

年度 項目	(前頁続き) 平成元年度	15
税率等	<p>(条例による税率の特例制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○身体障害者、学生等、65歳以上の者、国体及び特定の競技会の利用 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 	<p>(地方税法による非課税制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 利用者が、非課税に該当することを証明する場合に限り適用できる。 <p>(条例による税率の特例制度の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○65歳以上70歳未満の者の利用及び特定の競技会 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。

(7) 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税率等		(創設) 税率 1キログラム 6,000円	税率 1キログラム 8,000円	税率 1キログラム 10,400円	税率 1キログラム 12,500円	税率 1キログラム 15,000円	税率 1キログラム 19,500円 (2年間の 暫定税率)

年度 項目	53	54	58	60	63	平成元年度
税率等	暫定税率が2年間延長された。	税率 1キログラム 24,300円 (4年間の 暫定税率)	暫定税率が2年間延長された。	暫定税率が3年間延長された。	暫定税率が5年間延長された。	大幅な税制改正の施行 (主な改正内容) ① 課税客体及び課税団体の改正 ② 元売・特約業者の指定・取消要件の整備 ③ 仮特約業者制度の創設 ④ 混和等承認制度の創設 ⑤ 都道府県間の協力

年度 項目	2	3	5	10	15	16
税率等	軽油流通情報管理システムの導入	軽油周辺油種へ識別剤添加	税率 1キログラム 32,100円 (5年間の 特例税率)	特例税率が5年間延長された。	特例税率が5年間延長された。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 脱税、製造承認義務違反、免税証の不正受給及び検査拒否等に関する罰則の強化 ② 不正受還付罪及び不正軽油等譲受罪の新設 ③ 補完的納税義務の新設 ④ 免税軽油使用者証の返納命令の新設

年度 項目	18	20	21
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 情を知って、原材料、薬品、設備等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)の創設</p> <p>② 元売業者、特約業者の指定取消要件の追加</p> <p>③ 石油製品を運搬する者への徴税吏員の質問検査権の明文化</p>	<p>① 特例税率失効(4月の1月間)</p> <p>② 特例税率が10年間延長された。</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 目的税から普通税に移行</p> <p>② 目的規定及び用途規定の削除</p> <p>③ 石油化学製品を製造する事業を営む者の課税免除措置</p> <p>④ 船舶の利用者等の課税免除が、附則により平成24年3月31日までとなる</p> <p>⑤ 免税軽油利用者証の有効期間が、交付した日から3年を超えない範囲に規定</p>

年度 項目	22	23
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 特例税率が「当分の間」に改正</p> <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置の創設</p>	<p>① 罰則規定の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意不申告の罪 ・免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等 ・免税証の譲渡の禁止に関する罪等 ・道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪 ・免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪等 ・製造等の承認を受ける義務等に関する罪 ・脱税に関する罪 等 <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止</p>

年度 項目	24	27	30
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成27年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成30年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成33年(令和3年)3月31日までの3年間延長(一部の業種は、縮減・廃止)</p>

年度 項目	令和 2 年度	3
税率等	税制改正の施行 ・課税免除の特例措置のうち、電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取を令和 2 年 3 月 3 1 日で廃止	税制改正の施行 （主な改正内容） ・課税免除の特例措置が、令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間延長 （一部の業種は、縮減）

(8) 自動車税(自動車税種別割)

年度 項目	昭和25年度		28		29	
	税率等	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小形自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック及びバス 14,000円 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		

年度 項目	31	33	36	37	40
	税率等	トラック 及びバス について 「揮発油 を燃料と する自動 車」以外 の税率が 「揮発油 を燃料と する自動 車」の標 準税率ま で引き下 げられた。	二輪小型 自動車及 び軽自動 車が市町 村税の軽 自動車税 の課税客 体とされ た。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 3,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円

項目	年度	
	平成元年度	
税率等	普通自動車営業用（総排気量）	自家用（総排気量）
	1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 電気を動力源とするもの 7,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額	1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 電気を動力源とするもの 29,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額

項目	年度								
	2	4	6	13					
税率等	昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年、平成元年2年、4年、5年又は6年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	平成4年度創設の排出ガス規制適合車（トラック、バス）に係る特例措置が特例期限満了に伴い廃止された（平成5年度分まで適用）	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を講ずることとした。					
				(1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。）</td> <td rowspan="2">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね13%を減額</td> </tr> </tbody> </table> ※軽課は、平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
対象自動車	軽課の内容								
低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車									
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね25%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね13%を減額								
				(2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	重課の内容	平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	重課の内容								
平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加								
平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車									

年度	15										
項目											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で1年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、平成15年度の新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容										
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容										
平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加										
平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車											

年度	16													
項目														
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車です。車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	17													
項目														
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車で車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	18												
項目													
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
対象自動車	重課の内容												
平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車													

年度	19											
項目												
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	20											
項目												
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15~25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%~25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%~25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	21											
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15~25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%~25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%~25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	22									
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	23									
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	24											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 ※ H22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	27											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)	平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)											
平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	29											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)	平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)											
平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	令和元年度																																
税率等	<p>1 「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>（なお、令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得される自家用乗用の「★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車」「★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車」については、軽課を適用しないこととなった。）</p>																																
	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 510 1050 544">対象自動車</th> <th data-bbox="1050 510 1391 544">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 544 1050 763"> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 544 1391 763"> <p>年税率の概ね75%を減額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 763 1050 801"> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 763 1391 801"> <p>年税率の概ね50%を減額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																										
	対象自動車	軽課の内容																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																															
	<p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。</p>																																
	<p>※ 税額の端数は切り上げる。</p>																																
	<p>※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p>																																
	<p>(2)環境負荷の大きい自動車</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1021 979 1055">対象自動車</th> <th data-bbox="979 1021 1347 1055">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1055 979 1133"> <p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p> </td> <td data-bbox="979 1055 1347 1205" rowspan="2"> <p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1133 979 1205"> <p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	重課の内容	<p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p>	<p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																												
対象自動車	重課の内容																																
<p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p>																																
<p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																																	
<p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。</p>																																	
<p>※ 税額の端数は切り捨てる。</p>																																	
<p>2 令和元年10月1日からの「自動車税種別割の税率」について、9月30日までの「自動車税の税率」から、以下のとおり引下げとなった。</p>																																	
<p>新車新規登録の自家用乗用車の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1529 727 1563">総排気量</th> <th data-bbox="727 1529 1023 1563">令和元年9月30日まで</th> <th data-bbox="1023 1529 1318 1563">令和元年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1563 727 1597">総排気量0.66L超～ 1L以下</td> <td data-bbox="727 1563 1023 1597">29,500円</td> <td data-bbox="1023 1563 1318 1597">25,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1597 727 1630">総排気量 1L超～1.5L以下</td> <td data-bbox="727 1597 1023 1630">34,500円</td> <td data-bbox="1023 1597 1318 1630">30,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1630 727 1664">総排気量 1.5L超～ 2L以下</td> <td data-bbox="727 1630 1023 1664">39,500円</td> <td data-bbox="1023 1630 1318 1664">36,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1664 727 1697">総排気量 2L超～2.5L以下</td> <td data-bbox="727 1664 1023 1697">45,000円</td> <td data-bbox="1023 1664 1318 1697">43,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1697 727 1731">総排気量 2.5L超～ 3L以下</td> <td data-bbox="727 1697 1023 1731">51,000円</td> <td data-bbox="1023 1697 1318 1731">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1731 727 1765">総排気量 3L超～3.5L以下</td> <td data-bbox="727 1731 1023 1765">58,000円</td> <td data-bbox="1023 1731 1318 1765">57,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1765 727 1798">総排気量 3.5L超～ 4L以下</td> <td data-bbox="727 1765 1023 1798">66,500円</td> <td data-bbox="1023 1765 1318 1798">65,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1798 727 1832">総排気量 4L超～4.5L以下</td> <td data-bbox="727 1798 1023 1832">76,500円</td> <td data-bbox="1023 1798 1318 1832">75,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1832 727 1865">総排気量 4.5L超～ 6L以下</td> <td data-bbox="727 1832 1023 1865">88,000円</td> <td data-bbox="1023 1832 1318 1865">87,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1865 727 1899">総排気量 6L超～</td> <td data-bbox="727 1865 1023 1899">111,000円</td> <td data-bbox="1023 1865 1318 1899">110,000円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円	総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円	総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円	総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円	総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円	総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円	総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円	総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円	総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円	総排気量 6L超～	111,000円	110,000円
総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から																															
総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円																															
総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円																															
総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円																															
総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円																															
総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円																															
総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円																															
総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円																															
総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円																															
総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円																															
総排気量 6L超～	111,000円	110,000円																															

年度 項目	3				
税率等	<p>「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p>				
	対象自動車				
	自家用自動車、バス、トラック	電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車(※)、プラグインハイブリッド車	軽課の内容 年税額の概ね75%を減額		
	営業用自動車	電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車(※)、プラグインハイブリッド車			
	営業用自動車	ガソリン自動車 L P G自動車	平成30年排出ガス規制50%低減 又は 平成17年排出ガス規制75%低減(★★★★)	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね50%を減額
			令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車		
		クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね75%を減額
				令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね50%を減額
	※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上N o x (窒素酸化物)の排出量が少ないものが対象 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車				
	<p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p>				
対象自動車					
令和3年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	重課の内容 年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)				
令和3年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車					
※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。					

(9) その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	付加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。漁業権税賃借料の10%	付加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。漁業権税は廃止された。狩猟者税の税率が改正された。	付加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。	付加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。	狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。	(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行の(試掘90円採掘180円)3分の2に引下げられた

年度 項目	43	44	46	49	51	52	53	54
税率等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点15万円	狩猟免許税の税率が改正された。入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの5% 自動車取得税の免税点30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税, 狩猟免許税及び入猟の税率がそれぞれ現行の2倍に改定された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

年度 項目	55	58	60	63	平成元年度	2
税率等	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税, 狩猟者登録税及び入猟税の税率が現行の1.1倍程度に改正された。自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。核燃料税の創設 課税対象 原子炉への核燃料体の挿入 税率 核燃料体の価額の100分の7	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の平成2年度排出規制適合車取得について1.4.1~2.9.30までの取得100分の0.25を控除 2.10.1~3.2.28までの取得100分の0.125を控除の軽減措置がとられた。	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車への買替えに係る特例措置の創設 2.4.1~4.3.31までの取得(トラック, バス)に係る税率を現行税率から1%控除した率とされた。自動車取得税の免税点50万円(3年度間の暫定措置)

年度 項目	4	5	6
税率等	<p>自動車取得税の最新排出ガス規制適合車（63年，元年，2年，4年，5年又は6年規制車）への買替えに係る特例措置の創設（4.4.1～6.3.31までの取得（トラック，バス）に係る税率を現行税率から100分の1を控除した率とされた。）</p> <p>平成5年自動車排出ガス規制車の取得に係る特例措置の創設（4.4.1～5.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，5.10.1～6.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。（免税点50万円） 平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（5.4.1～6.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，6.10.1～7.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車（平成7年規制適合車の取得に係る特例措置の創設（6.4.1～7.8.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.3控除した率とされた。） 排出ガス規制適合車に係る特例税率の廃止（4.4.1～6.3.31までの取得分）

年度 項目	7	8	9	10
税率等	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成6年自動車税排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の廃止（5.4.1～7.2.28までの取得分）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車の取得に係る特例措置の廃止（6.4.1～7.8.31までの取得分） 平成9年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（8.4.1～9.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，9.10.1～10.12.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成10年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（9.4.1～10.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，10.10.1～11.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定措置が更に5年間延長された（自家用自動車で軽自動車以外のものを100分の5，免税点50万円） ハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置に係る対象範囲の拡充（10.4.1～12.3.31までの取得に係る税率を現行税率から現行税率からバス，トラックで100分の2.4を，その他の自動車で100分の2.0をそれぞれ控除した率とされた 平成11年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（10.4.1～11.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，11.10.1～12.2.29までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）

年度 項目	1 1	1 2
税率等	<p>(自動車取得税) 一定の燃費基準を満たす低燃費車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~13.3.31までの取得に係る課税標準額から30万円を控除することとされた。)</p> <p>低公害車の取得に係る税率の特例措置の拡充(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,ハイブリッド自動車は,11.4.1~12.3.31まで,他の低公害車については11.4.1~13.3.31までとされた。)</p> <p>平成12年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~12.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,12.10.1~13.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限の延長(11.4.1~12.3.31までの適用期限が1年間延長され,11.4.1~13.3.31までとされた。) 平成13年度排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(12.4.1~13.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,13.10.1~14.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)

年度 項目	1 3	1 4
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p>低燃費特例の創設(対象を☆☆☆☆+低燃費車とした上で,13.4.1~14.3.31までの取得に係るものについて課税標準額から30万円を控除することとされた。)</p> <p>低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,15.3.31までとされた。)</p> <p>平成14年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(13.4.1~14.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,14.10.1~15.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p> <p>改正Nox法対策地域外廃車代替特例の新設(改正Nox法対策地域外で,一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く。))の廃車代替特例。13.4.1~15.3.31までの取得に係る税率を100分の0.5現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税)</p> <p>低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長(13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長され,13.4.1~15.3.31までとされた。)</p> <p>平成15年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(14.4.1~15.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,15.10.1~16.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	15	16
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置が更に5年間延長された(自家用自動車 で軽自動車以外のものを100分の5、免税点50万円) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長 (13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長さ れ、13.4.1~16.3.31までとされた。) ・ 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電 気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及 びバス、トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7 を、その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれ ぞれ現行税率から控除した率とされた。また、適 用期間については、17.3.31までとされた。) ・ 平成16年排ガス規制適合車の取得に係る特例措 置の創設(15.4.1~16.9.30までの取得に係る税率を 100分の1.0現行税率から控除することとされた。) ・ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度適合 車の取得に係る特例措置の創設(15.4.1~17.3.31ま での取得に係る税率を100分の1.5現行税率から控 除することとされた。) 	<p>狩猟税(目的税)が創設され、狩猟者登 録税・入猟税が廃止された。</p> <p>税率 第1号 16,500円 第2号 11,000円 第3号 5,500円</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排ガス規制適合車の取得に 係る特例措置の創設(16.4.1~17.9. 30までの取得に係る自動車のうち、乗 用車を除く自動車について税率を100 分の2.0、乗用車について税率を100分 の1.0、現行税率から控除することと された。) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能 により軽減額が異なる制度とした上で 2年間延長した。(自動車の性能によ り課税標準額から30万円控除又は20万 円控除とする。)

年度 項目	17	18
税率等	<p>(産業廃棄物税) 産業廃棄物税が創設された。</p> <p>税率 最終処分 1,000円/トン 焼却処理 800円/トン</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動 車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置 の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること とした。 ・ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車 の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成 18年3月31日までの間に取得される一定のバス・ トラック等にあつては、税率から100分の1を控除 した率とすることとした。 	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動 車に対する自動車取得税特例措置の創設 (18.4.1~20.3までの取得に係る自動車 のうち、車両総重量が3.5tを超えるデー ジーゼルのトラック・バス等であつて、平成27年度 重量車燃費基準を満たすもののうち、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、 かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX 又はPMの排出量が少ない自動車につい ては、税率を100分の2.0を控除し、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合する自 動車については、税率を100分の1.0を控 除する。 ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能によ り軽減額が異なる制度とした上で、2年間 延長した。(自動車の性能により課税標 準額から30万円控除又は15万円控除とす る。)

年度 項目	19											
税率等	<p>(狩猟税) 「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分割されることに伴い、それぞれの免許の登録に係る税率が新設（平成19年4月16日以降の登録から適用）</p> <p>(改正前)</p> <table border="1" data-bbox="327 533 766 689"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網・わな猟免許</td> <td>16,500円 (11,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="933 533 1372 813"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は軽減税率</p>		免許の種類	税率	網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)	免許の種類	税率	網猟免許	8,200円 (5,500円)	わな猟免許	8,200円 (5,500円)
	免許の種類	税率										
網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)											
免許の種類	税率											
網猟免許	8,200円 (5,500円)											
わな猟免許	8,200円 (5,500円)											
<p>(自動車取得税) 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成21年3月31日迄延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 . . . 2.7%軽減 ・天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの 3.5t以下の乗用車等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ・ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 重量車燃費基準達成車で、平成17年特定重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX又はPMの排出量が少ない自動車 ・3.5t以下の乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日～平成20年3月31日取得 . . . 2.0%軽減 平成20年4月1日～平成21年3月31日取得 . . . 1.8%軽減 平成22年度燃費基準20%向上達成車で、かつ、平成17年特定軽量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの 												

年度 項目	20
税率等	<p>(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置の新設（平成20年4月1日～平成25年3月31日）</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より25%以上燃費性能のいいもの・・・30万円控除 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より15%以上燃費性能のいいもの・・・15万円控除 ○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る税率の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が12tを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・2.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・1.0%軽減 ・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成22年3月31日取得・・・2.0%軽減 ○ 3.5t以下で平成21年排出ガス保安基準に適合している自動車（ディーゼル乗用車に限る） <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・1.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・0.5%軽減

年度 項目	21
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)について3年間に限り特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● プラグインハイブリッド自動車 ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5t以下のバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 電気自動車等の低公害車(新車を除く。)に係る税率の特例措置について、軽減税率の重点化を図るなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成24年3月31日迄延長したほか、プラグインハイブリッド自動車の税率の軽減措置を新設した。</p> <p>< 2.7% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの ・ 3.5t以下の乗用車等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ● ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

年度 項目	21
税率等	<p> < 2.4% 軽減 > ● プラグインハイブリッド自動車 </p> <p> < 1.6% 軽減 > ● ハイブリット自動車 ・3.5tを超えるバス・トラックを除く 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの </p>

年度 項目	2 2
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない以下の自動車(新車に限る。)について以下のとおり特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 75%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し平成24年3月31日迄延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る税率の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し適用期限を延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年9月30日取得 . . . 2.0%軽減 平成22年10月1日～平成23年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が12tを超えるもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 <p>○ 3.5t以下で平成21年排出ガス規制に適合している自動車(ディーゼル乗用車に限る) 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 0.5%軽減</p>

年度 項目	24
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非課税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 75%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 50%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	24
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	25
税率等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置 →平成28年3月31日まで3年間延長

年度 項目	26									
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><税率の引き下げ措置></p> <table border="1" data-bbox="368 353 1353 481"> <tr> <td>区 分</td> <td>現 行</td> <td>平成26年4月～</td> </tr> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 80% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 60% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 	区 分	現 行	平成26年4月～	自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%	営業用自動車・軽自動車	3%	2%
	区 分	現 行	平成26年4月～							
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%								
営業用自動車・軽自動車	3%	2%								

年度 項目	26
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については、エコカー減税対象車のうち、ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し、軽減方法については、乗用車の場合と同様、環境性能に応じ、45万円、30万円、15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし、22トン超のトラック、13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	27
税率等	<p>(狩猟税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象鳥獣捕獲員について、現行2分の1の税率を課税免除とする措置。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする措置の新設。 (平成27年5月29日～平成31年3月31日) ○ 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を2分の1とする特例措置の新設。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日)

年度 項目	27
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成29年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><60%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜20%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 2 中古車 <ul style="list-style-type: none"> ＜課税標準額から45万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜課税標準額から35万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>(注) 輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p>

年度 項目	27
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減制動制御装置搭載車又は車両安定性制御装置搭載車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	29
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成31年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が全額免除。30%達成車は80%軽減 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車

年度 項目	29
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜60%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜50%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜25%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ※平成30年度より軽減なし ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が45万円控除。30%達成車は35万円控除 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ※平成30年度より35万円控除 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より控除なし ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より50%達成車が5万円控除。38%達成車は控除なし ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準32%達成車

年度 項目	29
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成31年3月31日迄）</p> <p>※エコカー減税とは選択制</p> <p>＜ 課税標準額から1,000万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>＜ 課税標準額から650万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>＜ 課税標準額から200万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>＜ 課税標準額から100万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。</p> <p>また，車線逸脱警報装置を搭載したバス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設した。</p> <p>（平成31年3月31日迄）</p> <p>＜ 課税標準額から175万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t超のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) <p>＜ 課税標準額から350万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） <p>＜ 課税標準額から525万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等)

年度 項目	30
税率等	<p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を拡充した。 （平成31年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年10月31日まで ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年11月1日から <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、半年間延長した。(令和元年9月30日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>〈60%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈50%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈40%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈25%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 <p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準110%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準30%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準50%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準32%達成車 <p>〈環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置〉</p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。 （令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p>〈課税標準額から1,000万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもの

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。</p> <p>（令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R2.10.31】 <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R3. 3. 31】 < 課税標準額から525万円控除 > ● 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車税環境性能割) 令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割が創設された。 (従来の自動車取得税のうち、「軽自動車に係る自動車取得税」は、「軽自動車税環境性能割」として市町村税となったが、当分の間、県が代わって賦課徴収することとなった。)</p> <p>税率 自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ※ 令和元年10月1日～令和2年9月30日(令和2年4月30日に法改正され令和3年3月31日まで延長)の間は、自家用乗用車の税率を1%軽減する「臨時的軽減措置」あり ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率：普通自動車 自家用(新車・中古車問わず)></p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><税率1%></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率3%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><税率：普通自動車 営業用（新車・中古車問わず）></p> <p>〈非課税〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈税率0.5%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率1%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p> <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p>

年度 項目	3																																
税率等	<p>(自動車税環境性能割)</p> <p>環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年毎に見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、新たな燃費基準（2030年度燃費基準）の下で税率の適用区分が見直された。</p> <p>税率 自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ※ 令和3年4月1日～12月31日の間は、自家用乗用車の税率を1%軽減する「臨時的軽減措置」あり。(新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、9月延長された) ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率></p> <p>※ () 内の税率は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した場合の臨時的軽減適用後の税率</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">税率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">自家用</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">非課税</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）</td> </tr> <tr> <td>③プラグインハイブリッド自動車</td> </tr> <tr> <td>④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）</td> </tr> <tr> <td>(A) 乗用車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">1% (非課税)</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">2% (1%)</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">2% (1%)</td> <td style="text-align: center;">1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3% (2%)</td> <td style="text-align: center;">2%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率		自家用	営業用	①電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税	②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）	③プラグインハイブリッド自動車	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）	(A) 乗用車			平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1% (非課税)	非課税	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	0.5%	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	1%	上記以外	3% (2%)	2%
	車種		税率																														
		自家用	営業用																														
	①電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税																														
	②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）																																
	③プラグインハイブリッド自動車																																
	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）																																
	(A) 乗用車																																
	平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）																																
かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税																																
かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1% (非課税)	非課税																															
かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	0.5%																															
かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	1%																															
上記以外	3% (2%)	2%																															

年度 項目	3			
税率等	(B) 車両総重量2.5t以下バス・トラック（軽量車）			
	平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ令和2年度燃費基準+5%達成（バスに限る）	非課税	
		かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+25%達成（トラックに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
		上記以外	3%	2%
	(C) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス・トラック（中量車）			
	a) 平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	b) 平成30年排出ガス基準25%低減（★★★）又は平成17年排出ガス基準50%低減（★★★）			
		かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%
		上記以外	3%	2%
	⑤LPG自動車			
	(A) 乗用車			
	平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1% (非課税)	非課税
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	0.5%
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	1%
		上記以外	3%	2%
⑥ディーゼル自動車（ハイブリッド自動車を含む）				
(A) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合（クリーンディーゼル自動車）				
	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	上記以外	3%	2%	

年度 項目	3																																								
税率等	(B) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス・トラック（中量車）																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">b) 平成21年排出ガス基準適合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td></td> </tr> </table>	a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減		非課税		かつ平成27年度燃費基準+15%達成				かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%		b) 平成21年排出ガス基準適合		非課税		かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）				かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）				かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%		上記以外	3%	2%	
	a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減		非課税																																						
	かつ平成27年度燃費基準+15%達成																																								
	かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%																																						
	かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%																																						
	b) 平成21年排出ガス基準適合		非課税																																						
	かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）																																								
	かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）																																								
	かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%																																						
	かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%																																						
	上記以外	3%	2%																																						
	(C) 車両総重量3.5t超バス・トラック（重量車）																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成27年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td></td> </tr> </table>	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減		非課税		かつ平成27年度燃費基準+10%達成				かつ平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準達成	2%	1%		上記以外	3%	2%																					
	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減		非課税																																						
	かつ平成27年度燃費基準+10%達成																																								
	かつ平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%																																						
	かつ平成27年度燃費基準達成	2%	1%																																						
	上記以外	3%	2%																																						
	<p>< バリアフリー車両に係る特例措置 ></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。（令和5年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもの <p>< 課税標準額から800万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの（空港アクセスバスに限る） <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの 																																								

年度 項目	3
税率等	<p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置></p> <p>○ 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置，車線逸脱警報装置，側方衝突警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を，対象を拡充し2年延長した。（令和5年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 側方衝突警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8t超のトラック（被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R5.3.31】 <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t以下のバス等 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 ● 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置，車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R3.10.31】

